

会報

第104号

国立大学協会

昭和59年6月

(第34卷第2号 通卷第104号)

会報

第104号

6
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

言いたい放題——私の主張

東京学芸大学長 阿 部 猛 5

事業報告

●諸会議議事要録（1月～4月）

理事会（2.22）————— 11

会務報告

要望書の提出について（「勤労学生控除制度について（要望）」「教員養成制度並びに免許制度改正について（要望）」「国立大学の授業料の改定について（要望）」について／懇談会の開催について（文部省主脳との懇談について，文部大臣との懇談について，総理との懇談について）／共通第1次学力試験の実施について／国大協宛要望書について

協 議

前年度剰余金の取扱いについて
昭和59年度国立大学協会会費について
昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について
委員の交代について
共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて
各委員会委員長報告と協議

第1常置委員会（2.20）————— 20

大学のあり方について（小委員会の経過報告と今後のすめ方）

第1常置委員会（4.20）————— 25

大学のあり方について（小委員会の経過報告と今後のすめ方）

大学のあり方の検討小委員会（1.13）————— 29

大学のあり方の問題について

大学のあり方の検討小委員会（2.10）————— 36

大学における教養的教育の問題について

大学のあり方の検討小委員会（3.8）————— 40

教養教育の問題について

大学のあり方の検討小委員会（4.12）————— 46

教養教育の問題について

第2 常置委員会 (2.25)	50
大学入学者選抜方法の改善について	
第3 常置委員会 (1.17)	56
就職協定の問題について	
学生補導に関する問題について	
第5 常置委員会 (2.20)	60
昭和59年度の国際交流関係予算について	
アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定 に関する地域条約について	
昭和59年度の外国学長招致事業について	
小委員会の報告と協議	
委員長の交代について	
第6 常置委員会 (2.23)	65
昭和59年度予算の概要について	
国立大学授業料等について	
技能・労務職員等の採用抑制の問題について	
大学院関係予算について	
(第5回) 入試改善特別委員会 (1.26)	69
共通1次試験の教科・科目について	
(第6回) 入試改善特別委員会 (3. 1)	73
共通1次試験の教科・科目について	
(第7回) 入試改善特別委員会 (4. 5)	77
共通1次試験の教科・科目について	
医学教育に関する特別委員会 (3.28)	81
医学教育に関する当面の課題について (医師過剰の問題について/医学 教育について/将来の医師数の問題について)	
教員養成制度特別委員会 (1.20)	86
教育職員養成審議会答申への対応について	
「大学における教員養成」の取りまとめについて	
大学院問題特別委員会 (4.26)	93
大学院問題について	
大学院問題特別委員会小委員会 (1.19)	97
学術審議会の専門小委員会の報告について	
若手研究者の問題について	

大学院問題特別委員会小委員会（2.13）	101
“旧設大学院”の改善について（農学関係の大学院における諸問題／工学関係大学院における諸問題）	
大学院問題特別委員会小委員会（3.12）	105
“旧設大学院”の改善について（理学系の大学院問題について，経済学関係の大学院問題について，法学関係の大学院問題について）	
大学院問題特別委員会小委員会（4.27）	111
“旧設大学院”の改善について	
④ 諸 会 合（昭和59年1月～4月末までの開催会議）	118

予算・決算

昭和58年度国立大学協会歳入・歳出決算	121
財産目録	122
昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算（案）	123

要望書及び資料

「国家公務員定員管理」についての要望書	124
昭和59年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について（通知）	124

その他

学長等の異動	128
寄贈図書	129

国立大学協会の組織図

■ 編集後記

言いたい放題——私の主張

東京学芸大学長 阿部 猛

1

うまくいけば、私は21世紀の世界を見ることができのかもしれない。少し前から「21世紀をめざす……」という類の出版物などがかなり出てきている。教育についても同様である。暦がかわったからといって、昨日と今日の間にはそれほどの違いがある筈のものでもないが、気分を新たにして事にのぞむのは悪いことではない。

「21世紀をめざす……」というのは、実のところ、現状に欠陥が見出され、不満があり、何とかしなければならぬのだがという気持ちをこめていわれる言葉であろう。およそ現状批判を行うにさいしては、未来を描くか、過去にひき戻そうとするか、夢物語を語るか、それとも誰も知らない神代にまでさかのぼって復古を説くか、そんな途しかあるまい。未来を描くのは若ものであり、過去に執着するのは老人であると昔から相場はきまっていたのだが、この頃は必ずしもそうはいかない。若ものの保守化が顕著になり、いい歳をしたおじさん達がむしろ進歩派で過激派だったりする。大学での状況も、まさにそうした社会の様相を映している。

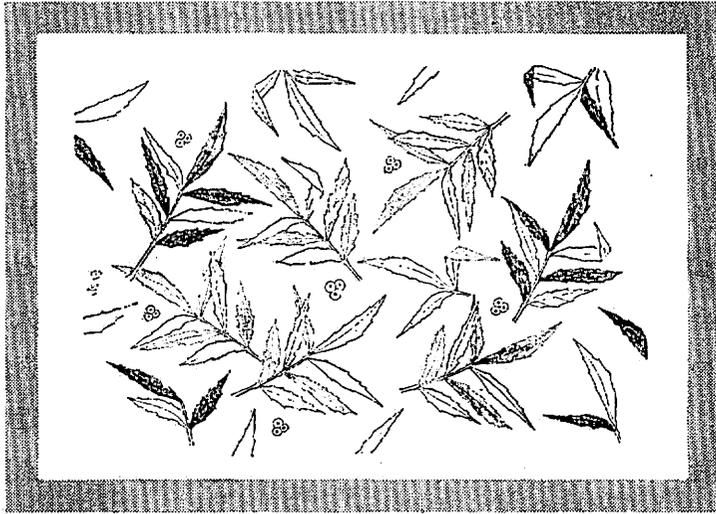
以前、新聞の報ずるところによると、某私立大学では学生自治会が潰れ、巨額の自治会費が宙に浮いているという。執行委員に立候補するものがなく、自治会が事実上消滅してしまった大学の話しは他にも聞いている。私の勤める大学では自治会は存続しているが、委員になるのは殆ど1年生と2年生であり、学生大会はここ何年ものあいだ成立したためしがない。これはかつての騒然とした大学の様子を知るものには信じがたいほどの変化である。「静かでいいですね」という人もいるが、学生がたよりなく見えるのも事実である。以前は、団交と称して学

生たちがずい分勇ましくやったものだが、近頃の学生諸君は、会議の持ち方、交渉の仕方も心得ていないらしく、学生部長が指導(?)しなければならぬ有様である。

若ものたちは政治活動から遠ざかった。政治活動だけではない、クラブ活動や勉強からも遠ざかったと評する人もいる。では若ものたちはいま何をしているのか。勿論、きちんと目標を持って勉強にはげむものもいるが、多くの若ものたちは目標を見失い、何をしたらよいのかわからないのだという。勉強しない、本を読まない、気力がない、個性がない、創造性に乏しいと、あらゆる罵声が若ものたちに浴びせかけられているにもかかわらず、かれらは怒らない。どうしてこうなったのか、誰にもよくはわからない。しかし確かなことは、それは若ものじしんの責任ではなく、私たちの責任である。家庭でいえば親の責任であり、学校では教師、社会では大人たち、そして政治をあずかるものの責任である。若ものじしんにエネルギーがないのではなく、どこで、どうエネルギーを発揮させるかがわからないのである。大学の構内では、タテカンも減り拡声器の声も小さくなったが、しかし二輪車・バイクの騒音はいよいよ大きい。ヘルメットの下から黒髪をなびかせて、颯爽と二輪車で登校してくる女子学生を見ると、やはり「大学は変わった」と思わざるをえない。

2

中学校のいわゆる校内暴力の問題が起こると、皆の眼がそこに注がれ、思春期の子どもたちの教育が話題の中心になった。親も教師も政治家も、少年非行・校内暴力についてさまざまな意見を述べるが、特徴的なのは自己批判のないことである。親は学校の先生もっとしっかりしてくれといい、教師は家庭のしつけがな



っていないと非難し、政治家は自分には何の責任もないという顔をしている。お互いに責任をおしつけあっているだけで何の解決策もないように見える。それぞれ自己批判、反省がないからである。家庭では親がしっかり子どもをしつけ、学校では教師が児童・生徒をしっかり教えることを考え、政治家は教育を支える基盤の整備に全力を注げばよいのである。親がしつけを学校にたのみ、学校は家庭に勉強させよといい、政治家は条件整備に不熱心で、小学校の40人学級すら実現しない有様である。

校舎は立派な方がいい、施設は充実し、校庭は広くなければならない。緑こく、四季の花が美しく咲き、子どもたちが、のびのびと遊び学ぶ環境を用意することは、私たち大人の責任である。教育に金をかけすぎるということはない。物質的条件だけではない、正義が行われず不正がまかり通る社会の中で、子どもたちにだけ素直に育てとのぞむ方が無理というものであろう。

小学校から高等学校まで、ひと通りカリキュラムの改訂が行われた。内容を精選し、どの段階で何をどう教えるか、これは学校教育にとって最も大事なことであるが、カリキュラムはそれだけでは完結しない。表のカリキュラムに対して、

もうひとつのカリキュラム（裏のカリキュラム）が整備されなければならない。これこそ本来政治の仕事であり、大人の責任なのである。教育（学校）をとりまく環境の整備なしには、教育は正しい姿をとり戻すことはできない。その点、一般的にいて社会教育的施設は貧弱である。生涯教育のかけ声だけは大きいですが、どこまで本気なのか疑わしい。児童館・公民館・図書館・博物館・美術館・体育館や運動場など、全国の市町村にどれほど整備されているだろうか。近頃、外国の名画を巨費を投じて購入した地方美術館のことが話題になるが、一点豪華主義の是非はともかく、美術館がふえることは結構なことである。しかし、気をつけなければならないのは、美術館や博物館が単なる収蔵庫になってはならないことである。資料蒐集したいが目的化するようなことがあってはならない。当然のことであるが、高度の教育機能を兼ね備えていなければ意義は半減する。その点、広く社会教育施設での人材養成が計画的に行われておらず、たちおくらせているといわざるをえない。

3

教育の論議は広汎に行われているように見えるが、実のところ焦点はしぼられている。入学試験制度と教員養成制度の二点である。入学試験は諸悪の根源とされ、教員の資質低下が教育を駄目にしていくという物言いである。しかし、この両者は一種のスケープ・ゴートではないか。周知の如く、入学試験制度、選抜方法については戦前・戦後を通じてつねに問題とされてきたのだが、うまい手だては遂に見つからないのである。工夫はさまざまになされてきたが、結局は解決策を見出せず、その時々々の社会の在り方の中で翻弄されてきたといつてよい。私は昭和15年に東京の中学校に入ったが、このときから筆記試験は廃止になり、内申書

と面接と体力測定で選抜が行われた。人物と体力を見るというのが戦時日本の要請だったわけである。近頃さかんにいわれる、一芸にひいでるとか、個性的な学生をとという主張、あるいは知識ではなく人物をなどといわれると、私など正直なところ心配になるのである。そこでの議論においては、社会的・国家的あるいは企業の要請が優先し、大学や学問の論理が置き去りにされる。共通一次試験の制度も苦心の作ではあるが、遂に特効薬たりえず、却ってその弊害が指摘される有様である。制度はつねに改変されるために存在するといえればそれまでだが、それは一種の精神安定剤の如きものであり、根本的な解決を期待するのは間違いではなからうか。

教員養成の問題も同様である。確かに「教育は人なり」で、立派な先生を養成することは大切なことである。しかし「立派な先生」「良い先生」とはと問われると、答えは一様ではない。「良い先生」の内容は人により時代により異なるのであり、固定的にとらえうるものではない。戦後の教員養成は、戦前の師範教育への反省から、教員の養成は大学で行うことと、開放制の原則とをたてて、多様な教員養成コースを許容し、個性的で多様な教師の集まりによって学校教育がなわれることが望ましいとされてきた。ところが最近「教職の専門性」強化の要求から、免許基準の引き上げが求められるようになった。制度的なしめつけが厳しくなれば個性が失われるのは当然の理であって、この辺りの調和は極めて難しい。

一種の悪循環が見られる。少し誇張していえば、小学生のうちから猛烈に勉強し、よい中学校、よい高等学校に入り、そして大学に進む。教員採用試験の難関を突破するためにまた受験勉強をし、やっと教員になる。幾度か試験をくぐり抜けた俊秀が教員になっている筈であるが、教員としての資質に欠ける、個性に乏

しいと批判される。しかし、いまの体制の中で個性的な人物が育つ条件は、小学校から大学まで殆ど存在しない。かれらは関門をくぐるごとに個性を喪失せざるをえない。個性を発揮すれば学校教育の体制から外れてしまうこと必定である。

近頃、適塾や松下村塾が回顧されるのは理由のあることだが、いまの教育の体制の中で適塾や松下村塾の存在が許容される筈もない。端的に言えば、明治以来の近代学校教育制度は、福沢諭吉や伊藤博文を生み出すためではなく、画一的・斉一的な均質な国民を育成するために創始されたのであって、個性を殺すことによってその発展を購ったのである。したがって、画一的な学校教育制度の中での個性教育は望むべくもなく、それがつねに弾圧の対象となってきたことは教育史の示すところである。近代学校制度は、ひとりの天才・偉人を育てるようにはできていないのであり、そのことを承知の上で議論しないと、問題は現実的にならない。

4

言いたい放題書いてきたが、結局具体的な解決策を提示するというものではない。ただいえることは、教育に金を惜しんではならないということ。国の財政が苦しいからといって教育費を削ると、そのつけは将来何倍かになってはねかえってくるだろう。苦しいときこそ、むしろ頑張って人材養成に金をつかうべきなのである。金をつかわず、安あがり精神主義でやることだけはやめてほしい。それと当然のことながら、教育に関する施策は総合的に行われなければならないということ。個々の制度を、その場その場で手直ししても効果はあがらない。総合的・長期的な見通しのもとに行われないと、却ってひずみやゆがみを助長することになる。昔から「教育は国家百年の大計」という。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和58年2月22日(水) 13:30~17:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
沢田, 松田各副会長
牧野, 石田, 井出, 野村, 猪, 柳田, 金子,
飯島, 堯天, 山田, 大藤, 坂上, 田中, 山川,
石神各理事
世良(第3), 諸星(第4), 西川(第5)各常
置委員会委員長
井沢教員養成制度特別委員会委員長
福田監事
(大学入試センター)小坂所長, 木村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の予算関係事項、入試に関する問題その他についてご審議をお願いしたい。

なお、井沢教員養成制度特別委員会委員長には、同特別委員会の担当事項について説明のため出席されたので、ご了承いただきたい。

また、共通入試関係事項について説明のため、小坂大学入試センター所長が後刻出席されるので、ご了承いただきたい。

ついで事務局より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、後刻ご覧いただくことにし説明を省略したい、と述べられた。(資料4の内容は下記のとおり)

(1) 要望書の提出について

1) 「勤労学生控除制度について(要望)」及び「教員養成制度並びに免許制度改正について(要望)」について

去る11月総会において決議された「勤労学生控除制度についての要望書」と「教員養成制度並びに免許制度改正についての要望書」の二つの要望書については、総会直後の11月18日、事務局長が文部省その他関係機関を訪れ、関係官に面接のうえこれを提出し配慮方を要請した。

2) 「国立大学の授業料の改定について(要望)」について

昭和59年度の予算編成に当たり、国立大学の授業料の増額改定を図る意図がある由仄聞したので、これの学生生活に及ぼす影響の重大なるに鑑み、急速関係者と協議して要望書を取りまとめ、去る1月18日、事務局長がこれを携えて大蔵省および文部省を訪れ、両省大臣以下各関係官にこれを提出した。

(2) 懇談会の開催について

1) 文部省主脳との懇談について

特別会計制度協議会の開催に代え、去る1月17日、同協議会の関係者（平野会長、沢田・松田両副会長、有江第6常置委員長）と文部省主脳（大学局長、審議官、大学課長、学生課長等）との会談を行い、①昭和59年度予算編成における国立学校特別会計予算の折衝状況、②国立学校学生納付金の改定、③育英奨学制度の改善、④新高等教育計画と臨時増募、⑤入試問題、等の諸問題について懇談した。

2) 文部大臣との懇談について

森文部大臣の就任に当たり、大学入試の改善について本協会の関係者と懇談したい旨の申し越しがあり、去る1月18日文部省第1特別会議室において本協会関係者（会長、両副会長以下入試センター評議員である各理事10名及び小坂入試センター所長）と森文部大臣（事務次官、官房長、大学局長、初等中等教育局長、大学局審議官、大学課長、高等教育計画課長等陪席）との会談が行われた。

当日は、まず国大協側から、国大協における入試改善の検討状況について説明を行い、ついで共通入試制度に関わる種々の問題点について、約1時間半に亘り忌憚のない意見交換を行った。

3) 総理との懇談について

前述の文部大臣との懇談に引き続き、中曽根総理より、同じく入試改善の問題について本協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあり、去る1月27日、総理官邸において本協会関係者（平野会長、沢田・松田両副会長、猪第2常置委員長、飯島入試改善特別委員会委員の5名及び小坂入試センター所長）と中曽根総理（文部大臣、文部政務次官等陪席）との会談が行われた。

当日は、総理の挨拶のあと私から、入試改善に関する基本的考え方について意見を述べ、そのあと種々の問題点について約1時間に亘り隔意のない意見交換を行った。

(3) 共通第1次学力試験の実施について

第6回を迎えた国公立大学共通第1次学力試験が去る1月14、15の両日実施され、全国的な好天気の下に無事遂行された。これらの実施状況については、後刻大学入試センター所長よりご報告があると思う。

(4) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料4」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 前年度剰余金の取扱いについて

これについて会長より次のとおり述べられた。

これより昭和59年度の本協会の会費並びに歳入歳出予算（案）についてお諮りするわけであるが、これに関連して前年度剰余金の取扱いについてまずお諮りしたい。

昭和58年度の決算はまだ完了していないが、事務局よりの話では、若干の剰余金が見込まれるとの由である。

そこで、この剰余金をもって、例えば「特別事業積立金」のような口座を設け、この資金をもって随時外国から講師を招くなど、または必要に応じ各委員会の研究調査を行うなど主として国際交流あるいは研究調査事業経費に当てるよう措置してはいかかがと考える。

ついで事務局より、剰余金を生じた経緯と、この資金の使途について説明があり、来年

度予算については以上の方針で処理し、再来年度以降については今後の経理状況を勘案のうえ会費基準についても検討を加えたい旨述べられた。

以上の提案ならびに説明に対し格別異議もなく、前年度剰余金を「特別事業積立金」として処理することが了承された。

2. 昭和59年度国立大学協会会費について

以上の前年度剰余金の取扱いについての了承を受けて、従来の会費基準に基づく会費額（資料5）について事務局より説明があり、原案どおり承認された。

3. 昭和59年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

ついで事務局より、「資料6」を基に昭和59年度の歳入歳出予算(案)について説明があり、原案どおり承認された。

以上をもって、会費および予算関係の協議をおわり、これらの案件を来る6月総会に附議することとした。

4. 委員の交代について

会長より、学長退任に伴う特別委員会の委員補充について「資料7」のとおりにしてよろしいか、と諮られ、異議なく承認された。

(旧委員)

図書館特別委員会 松田 智雄(図書館情報大)

(新委員)

町田 貞(図書館情報大)

5. 共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて

これについて会長より次のように述べられ

た。

去る11月総会において第2常置委員長より提案のあった「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ」の問題については、その後12月8日に各国立大学長に対し改めてこの案に対する意見の照会を行った結果、「資料9」のとおり意見の提出があった。

本件の取扱いについては、過般の総会において理事会一任とされているので、本日ご審議のうえその処置をご決定願いたい。

次いで第2常置委員長より、意見照会の結果とこれに対する考え方等について次のように説明があった。

前回の総会において、国大協案として現行の共通1次試験期日を1月末に繰り下げて実施する案(第3案)について説明をしたが、その後この案を各大学に送付し意見照会を行った。

その結果は配付の「資料9」のとおりであって、大体の大学はこの案に賛成であるが、ただ降雪地域の大学からは雪害の問題が提起されている。また、2段階選抜や推薦入学を実施している大学からは、共通1次試験の成績提供日程について懸念が表明されている。

このように若干の問題はあるが、多くの大学から賛成が得られたこともあるので、60年度の共通第1次学力試験の実施期日については1月末の土曜・日曜(1月26・27日)の両日に実施することにしたいと思う。

なお、この案については前回総会后に高校側の代表と会見し了承を得ている(61年度以降についてはさらに検討)。また2月3日に開かれた文部省の入試改善会議にも報告したが、格別異論はなかった。

以上の説明があったのち、降雪問題について

若干意見の交換があり、次いで試験実施期日の繰り下げに伴う措置として考えられた共通第1次学力試験成績の「中間発表」のことに、小坂大学入試センター所長より配付資料「採点の中間結果に基づく全国平均の予測」を基に、従来のデータによると中間的な予測値と最終的な実際値との間にさしたる差異はなく、「中間発表」によっても相当信頼度の高い数値を発表できる旨の説明があった。

以上の説明があったのち、会長から次のように述べられ、了承された。

昭和60年度に実施する共通第1次学力試験の試験期日を1月26日(土)・27日(日)の両日に繰り下げることについては、降雪の問題について若干心配があるようであるが、今年この時期の気象状況を検討した結果からすると、大体試験の実施は可能と見られるようである。また、試験実施期日の繰り下げに伴う試験成績の「中間発表」の問題についても、大学入試センターからの説明によれば、2月8日頃までに相当信頼度の高い試験実施結果の概要が発表できるということであるので、さしたる支障はないものと思われる。以上のことから、60年度の共通第1次学力試験の実施期日を1月26日(土)・27日(日)の両日としても問題がないかと思うがいかがであらうか。

6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、これについて協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

委員長欠席のため、代って堯天委員から報告が行われた。

11月総会以降今日までの間に常置委員会を2回、「大学のあり方の検討小委員会」を2回開催した。

この間、当委員会において審議し検討を重ねた問題は次の2つの事項である。

① 昭和61年度以降の高等教育の計画的整備の問題について

昭和67年度をピークとする第2次ベビーブームの対策として、大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会が昨年10月にまとめた「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について(中間報告)」に対する意見を12月22日までに提出するよう文部省から求められていたので、飯島委員を委員長とする小委員会を臨時に設け、去る11月30日に小委員会を開催して意見書の素案を作成した。

これに引きつづいて12月12日に第1常置委員会を開き、文部省の関係官にも出席を願って同「中間報告」の経緯や内容について説明を伺い質疑応答を行ったのち、小委員会がまとめた意見書の素案について検討を行い、最終的な整理を山村委員長と西野・篠沢両専門委員に一任した。

このようにして出来上がった意見書(資料8)を12月16日に同専門委員会に提出するとともに、12月22日に行われた同専門委員会の意見聴取に山村委員長と西野専門委員の両名が出席され、同意見書に基づいて意見を開陳された。なお、各国立大学の参考に資するため、この意見書を配付することを一昨日の委員会で決定した。

② 「大学のあり方の検討小委員会」における検討経過と問題点について

大学のあり方の検討小委員会では、これまでに数回に亘って“各エリアからみた教育・研究

上の問題点”ということでフリートーキングのかたちで議論を続けてきたが、その間に共通の問題として教養部の問題が大きく浮び上ってきた。そこで教養部の役割という問題について少し詰めてみてはどうかということになった。そして、この教養部の役割を考える場合に、次の3つの問題に絞られるのではないかということである。

- ア) 全学生が共通に学ぶ「教養」
- イ) 専門の基礎としての「教養」
- ウ) 専門としての「教養」の研究

この3つの問題について、国立大学としてどうするかという視点から考えてみようということである。そうしてその間には語学の問題、専門教育との関わりの問題、あるいは高等学校との関わりの問題等が提起されてくるものと思う。

そのほか、教養部の年限の問題、あるいは教養部のカリキュラムの問題、インテグレーションの問題、また放送大学の設置に伴う一般教育への影響に対する方策等の問題もある。

それから、各大学の性格、種類によって一般教育のあり方にも違いがあることであろうし、また実験的分野と非実験的分野によっても「教養」のあり方の問題は違うのではないかと考えられる。

以上のような立場から考えると、一般教育の多様化という点について今後検討する必要があるのではないかと考えられる。また、以上の諸点を中核に据え教養部の組織をどのようにすればよいかという点についても検討する必要がある。

しかし、この教養部の問題については国大協の中に「教養課程に関する特別委員会」があるので、その方ともよく連絡を保ちながら検討を

進める必要があると考える。

なお、第1常置委員会としては“研究と教育”という問題について小委員会にいろいろ問題を提起し、それを検討し取りまとめたものをまた親委員会で検討するといった方向で当分審議を進めていきたいと考えている。

以上の報告があったのち、会長から次のように述べられた。

第1常置委員会で検討している国立大学の「研究と教育」の問題については、来る6月総会の際、各委員会報告とは別にその検討経過や問題点等について詳細な説明をして貰い、それを基に討論することにしてはどうかと考えている。また入試改善特別委員会での検討事項についても同様に取り計らいたい。さらに「教養部問題」についても、このたび教養課程に関する特別委員会が実施したアンケート調査の結果等を基に問題提起をしていただきたいと思いますので、関係の各委員長にはよろしくご配慮をお願いしたい。

このあと、第2次ベビーブーム対策としての61年度以降の「国立大学における臨時増募」の件について、若干時間を取って意見の交換が行われた。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

第2常置委員会の報告に関し、会長より次のように述べられた。

第2常置委員会では、現在共通1次試験の改善問題について検討中であるが、この問題については少し議論していただきたいと思うので、各委員会報告後に譲ることにしたい。

(3) 第3常置委員会(世良委員長)

第3常置委員会は前回の総会以降2回開催し、次の事項について議論した。

① 学生の健康管理の問題について

本委員会では新たな検討課題として「学生の生活指導・相談」の問題を取り上げるにあたって、まずその基本となる“厚生補導の理念”の問題から検討しようということになり議論を始めたのであるが、この問題は抽象的なため議論が噛み合わないで、その論議の過程で出てきた「学生の健康管理」の問題を採り上げて検討することになった。

この学生の健康管理の問題の中で、いま特に問題になっている問題に「半健康」という問題がある。この半健康というのは病気ではないが、病気に転化する性質をもっている健康状態のことである。従って、このような「半健康」状態にある学生をどのように指導していけばよいかということが議論の対象となってきた。ただ、この問題に対処していくためには、大学の保健管理センターの医師だけでは不十分であり、全学を挙げての協力体制が必要なので、今回の委員会ではこの問題を採り上げて議論したいと考えている。

② 就職問題について

大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期等についての申し合せ(いわゆる就職協定)について、先般日経連の松崎専務理事が、本年の実績からしてこの協定は有効に機能していないので、いっそ廃止してはどうかと発言があった旨新聞紙上で報道された。

しかし、その後1月の末に大学・高専側11団体による就職問題懇談会が開催され、その場において私立大学側から、本年から実施し業界側から不評を買ったいわゆる「OB訪問」は今後

行わないことにし、学生にもその趣旨の徹底を図るとの発言があったので、大学側11団体としてはこの趣旨を了承のうえ、来年度については従来どおりの協定(10月1日会社訪問開始、11月1日採用選考開始)を遵守するという意見が一致した。

配付の「資料10」はその際の大学側11団体の申し合わせである。これに対する企業側の反応については未だ何もきいていないが、格別トラブルはないものと思う。以上のような次第で、59年度も従来どおりの就職協定が継続されるということである。

(4) 第4常置委員会(諸星委員長)

① 研究技術専門官制度のその後の経過について

昨年12月26日に給与問題小委員会を開催し、文部省の関係官にも出席願って、研究技術専門官制度についての人事院との折衝経過について報告を受けた。

この報告によると、研究技術専門官の適用範囲が非常に厳しく、“研究直接関係”に絞られているということで、例えば航空管制官とか検疫官のような特定の職務に限られるということであるので、国大協から要望している「行政職(二)」からの移行の見込みは殆どなくなってきたわけであるが、今後もできるだけねばり強く当初の要望を実現すべく人事院と折衝してもらうよう文部省へ要請していく考えである。

② 国立大学教官等の待遇改善の要望について

この要望書については、3月中に小委員会を開催し、そののち親委員会を開いて検討することにしたと考えている。

③ 当委員会関係の要望書について

国大協宛の要望書のうち当委員会に関係のあるものとして次のものが提出されている。

○ 「男女雇用平等法」(仮称) 制度の促進に対する決議(京都大学女性教員懇話会)

○ 男女差別の廃止について(日本教職員組合 大学部)

以上の報告があったのち、会長より、研究技術専門官制度の促進について、次のように要望があった。

研究技術専門官制度の問題は、東京大学でも理・工学部系の教職員組合から、いろいろと申し出があるので、第4常置委員会として今後もねばり強く促進されるようお願いする。

(5) 第5常置委員会(西川委員長)

一昨日の2月20日に委員会を開催し、以下の幾つかの問題について協議した。

① 昭和59年度の国際交流関係の予算について

文部省から関係官が出席し、59年度の国際交流関係の概算要求の査定額について詳しく説明があった。

その説明によると、教育・学術・文化交流関係予算は全体としては対前年度比2.56%の増であり、内訳としては教育関係が2.1%増、学術関係が3.1%増、文化関係が7.5%増、ユネスコおよびOECD関係が0.3%減、そのほかに行政組織体制の整備ということで、例えば千葉大学の国際主幹の設置とか、東京大学に国際交流課の設置が認められて、各1名の定員増になっている。特に留学生関係については、対前年度比10%増であり、国費外国人留学生新規受け入れ数は135人増となっている。

② アジア太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書および学位の認定に関する地域条約について

これについて国際教育文化課長から配付資料を基に、詳しい説明があった。

それによると、この条約は最終的には世界全体を一つにまとめることを目標とするもので、地域的にはアジア・太平洋地域が一番遅れており、1983年12月16日に策定された。しかし、この条約が批准されるまでにはまだかなりの年月を要することになるであろうということである。

③ 昭和59年度の外国学長招致事業について

昭和59年度の外国学長の招致はイギリス国の学長を招致することに決定した。なお、これに関する対外的折衝は文部省が行うことになっている。

④ 委員長の交代について

私は今月一杯で任期満了により学長を退任するので、後任委員長の選出を行った。その結果、鈴木幸寿委員(東京外国語大学長)が委員長に選出された。

⑤ 留学生問題について

留学生問題については、現在留学生問題小委員会において検討中である。

(6) 第6常置委員会(有江委員長)

委員長欠席のため、代って石塚事務局長から報告が行われた。

① 授業料値上げに対する対応について

昭和59年度の国家予算編成に当たり、国立大学の授業料が増額改定されるのではないかとの風聞がかねてよりあったので、適当な時期を見計らって関係機関に然るべき要望書を提出することを前回総会において報告し了承を得た。この線に沿って12月中旬に要望書(案)を作成し、これを1月18日に大蔵省および文部省の両省大臣並びに各省関係官に提出した。

② 文科系の教官研究費について

当委員会では、かねてから文科系の教官研究費に対する何かよい援助の方法はないものかと

検討していたが、図書費の増額を図れば少しは援助に役立つのではないかという結論になったので、関係方面とも折衝し働きかけていたところ、昭和59年度の予算配分に若干の図書費の増額が認められることになった。

③ 当面の検討課題について

明日（2月23日）当委員会が開催されるが、その際検討される問題は、次の諸問題である。

- 国立大学の授業料のあり方について
- 技能・労務職員等の採用抑制問題の対応について
- 大学院問題特別委員会より要請のあった大学院の予算および施設基準面積の問題について

(7) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

① 教員養成制度に関する報告書について

本特別委員会では56年4月以降、教員免許制度・資格制度を中心とした調査研究を続け、昨年6月総会には、「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」（案）を提出し、これに対する各大学の意見を徴することの了承を得た。このアンケートは総会直後に発送され9月10日に締切られたが、その結果については11月総会に報告したとおりである。

以上の手順を経て今後この報告書の完成を図るわけであるが、そのまとめの方針としては、今回のアンケート結果を基に報告書本文の修正すべきところは修正し、またこのアンケート結果を本文の末尾に添える形で処理することとし、目下その作業を鋭意進めているところである。その作業も順調に進み、来る6月総会には最終報告書を提出できる運びとなっているのでご了承いただきたい。

② 教養審の答申に対する対応について

教育職員養成審議会が昨年11月22日に出した「教員の養成及び免許制度の改善について」の答申については、実施上問題があるので、これまでに2回（58.11.5及び59.1.20）委員会を開催して、検討し、問題点を整理した。

なお、1月20日の委員会には文部省の関係官にも来てもらって、答申の内容とこれに基づく法制化のスケジュール等について質疑応答を行った。それによると、この答申の中の法律事項については現在開会中の特別国会に提出し、61年度から実施する方針とのことである。それで国大協としては、法制化が進む前に要望事項を伝えた方がよいと考え、「資料13」のような3項目（免許基準の改定にともなう措置、教育実習に関する措置、大学院における教員養成の充実）に亘る要望書を作成した。についてはこれを文部大臣に提出することについてご承認を得た。（承認）

(8) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

昨年の秋の総会前の理事会で「旧設の大学院」について検討するため小委員会を設置することが了承されたので、田中委員（九州大学長）に小委員会委員長をお願いして審議を開始した。本日までに既に3回開催されたが、その状況については田中小委員長よりご報告願いたい。

ついで田中小委員長より、小委員会の審議経過について次のように報告があった。

この小委員会は専ら「旧設の大学院」の問題について検討するため、大学院問題特別委員会の下部組織として設置されたもので、昨年12月7日以降毎月1回のペースで作業を進めている。

この旧設大学院の問題の検討に当たっては、

全般についての総論的な問題と、各分野別の特殊の問題とがあるので、最初の2回は総論的なことについてフリートークを行い、3回目(2.13)からは各分野別の問題をそれぞれ関係分野の教官から伺うことにした。この分野別の検討を今後3月と4月に行い、その結果を踏まえて5月から全体的なまとめに入り、10月頃までに素案を取りまとめる方針で作業を進めているので、この問題についてご意見があればお寄せいただきたい。

これについて次のような質疑応答があった。

- 大学院の特別研究員制度等については、どのように考えられているのか。
- ポスト・ドクトラル・フェローの問題、ティーチングアシスタントの問題、特別奨学金の問題等、総てを含めて検討したいと考えている。
- 大学院の入学条件の柔軟性あるいは学位の取得の問題というようなことについても検討されるのか。
- 入学条件については、まだはっきりと議論していないが、学位の問題はいろいろと話題となり、議論の対象となっている。

(9) 入試改善特別委員会(松田委員長)

昨年秋の総会以後ほぼ月1回のペースで審議を進めてきたが、最近における共通1次試験を取り巻く情勢からしても、もう少しペースを上げなければならないと思っている。今まで検討してきた主な問題点を挙げると次のとおりである。

- ① 国立大学の入学試験における共通第1次学力試験(客観テスト)と各大学で行う2次試験(論述試験、実技、面接、小論文等)の性

格や位置づけについては現行方式を踏襲して考えていこうということである。

- ② 共通1次試験の試験問題の程度を引下げて——各教科の平均点をもう少し上げて——ハードルを少し低くしてはどうかということの問題についてはいろいろと議論も出ている。
- ③ 共通1次試験は、高校での学習の達成度をみるということの反面で選抜機能も果していい整合性がないが、共通1次試験を「資格試験」としてはどうかという意見はないといってよい。
- ④ 共通1次試験と2次試験の性格の検討に引続いて、目下共通1次試験の教科・科目数の問題について検討しているが、この問題については、受験生の負担減の問題のほか、各大学に試験問題選択の自由度を持たせるという問題も含まれている。
- ⑤ 高等学校の教育も非常に多様化されてきたことでもあり、また社会からも大学の入試にもっと弾力性を持たせてはどうかという声も高い。それらの点からア・ラ・カルト方式についても幾つかのパターンを考え、それらについてそれぞれのメリット、デメリットを検討していこうということである。
- ⑥ 各大学を複数のグループに分け、入試期を別々にして受験の機会を増やしてはどうかということも議論されている。

以上問題点と思われるところを具体的に述べてきたが、総じて考えられることは、共通1次導入の初心を忘れ、やたらに技術面の改善に捉われ過ぎているような感じもあるので、もっと初心に立ちかえり議論を詰めていくことにしたいと考えている。

会長から、6月総会時に当委員会より入試改善に関する問題提起をしてほしいという宿題も

受けているので、今後は少しペースを上げて審議を進め、必要に応じ小委員会を設けてドラフトを取りまとめ、これに対する各大学の意見を徴するなどして、秋の総会には中間報告を提出したいと考えている。

以上の報告に関連し、共通入試の改善について種々意見の交換があった。

(10) 共通第1次学力試験に関する事項について

これについて大学入試センター小坂所長より、次の3つの事項について配付資料を基に詳細な説明があり、了承された。

- ① 昭和60年度共通第1次学力試験成績提供科目について
- ② 昭和59年度共通第1次学力試験実施結果の概要について
- ③ 昭和60年度共通第1次学力試験の基本日程(案)について

7. その他

○ 第74回総会の運営について

これについて、会長より次のような提案があ

り、了承された。

来る6月総会は、2日間に亘って開催され、時間的に若干余裕が見込まれるのと、一方、国立大学に関わる重要な問題がいろいろ提起されているので、一般の議事のほかに当面の緊要な問題について関係委員会から問題提起をしていただき、それを基に意見交換を行うことにしてはどうかと考えた。

その討議テーマとしては、先程もちよっと触れたが、次の3つ程度としてはいかがであろうか。

- ①「教養課程のあり方について」
- ②「大学入試の改善について」
- ③「国立大学の研究と教育のあり方について」

以上をもって本日の協議を終了し、最後に西川第5常置委員会委員長(帯広畜産大学長)の退任に関し、会長より謝辞が述べられ、これに対し、西川学長から退任の挨拶があって、閉会した。

日時 昭和59年2月20日(月) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

長谷部、黒田、長谷、鞠谷、斎藤、北條、八木、
堯天、桐柴、添田、福見、石神各委員
下沢、篠沢各専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

過般、大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育専門委員会が取りまとめた「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について(中間報告)」(58.10.21)に対する国大協としての意

見を12月22日までに提出するよう文部省から求められた。それで、飯島名古屋大学長を委員長とする小委員会を設置して去る11月30日に同小委員会を開催して意見書の原案を作成した。これについて12月12日に開催した本委員会で検討を行い、その際の意見を踏まえて私と西野、篠

沢兩専門委員で整理のうえ会長の了承を得て最終的に意見書を取りまとめた。そして、これを高等教育専門委員会に事前に提出のうえ、12月22日に開催された同委員会の意見聴取に私と西野専門委員が出席して、中間報告に対する国大協としての意見を申し述べたので、ご報告申しあげる。

ところで、本日はご案内の議題にあるとおり、大学のあり方について小委員会のその後の経過報告を伺ったうえで、これの今後のおすすめ方について協議いただくこととしたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

〔議事〕

◎ 大学のあり方について（小委員会の経過報告と今後のおすすめ方）

初めに、去る1月13日および2月10日に開催された小委員会における大学のあり方についての審議経過について、藤巻小委員長が所用で欠席のため代って長谷委員および下沢専門委員よりおむね次のような報告があった。

大学のあり方の検討小委員会は本年に入って2回開催し、昨年に引続き各エリアからみた教育研究上の問題についてフリートーキングのかたちで議論を行った。そして、大学教育を高等基礎教育という観点から種々議論が交わされる中で、教養教育ということがクローズアップされてきたため、当面大学における教養教育の役割ということに焦点を当てながら検討をすすめてゆくこととした。

その教養の役割ということについては①全学生が一様に持つべき教養（これを仮にⅠ型とする）、②どの専門分野で学んでも共通的に身につく教養＝専門の基礎として必要な教養（これを仮にⅡA型とする）、③それぞれ固有の専門

教育の中で身につけられる教養それ自身としての教養＝専門教育を通して学ぶ教養（これを仮にⅡB型とする）、の3つに分けられるのではないかということであった。そして、今後、教養の問題について教養の役割ということを踏まえて、(1)教養教育において学生が最低限身につけることは何か、(2)誰がどのように教えるか、(3)教養の組織はどうあるべきか、という3つの事項について検討してはどうかということになった。

なお、これまでに論議された中で前述の事項の(2)に関することとしては、専門分野からみて教養のかかえている問題ということについて経済学部を例にとった実情の紹介、語学教育について（コミュニケーションの手段としての側面と、外国文化を学ぶチャンネルとしての二つの側面があることなど）、などが話題になったが、今後この事項についての検討のすすめ方としては、プロフェッショナルとしてのミニマムエッセンシャルは何かということについて各専門分野のリクワイアメントを抑えつつ検討をすすめてゆく必要があると思われる。また、(3)に関しては、国立大学が以前のように専ら社会的エリート養成機関ということから大衆化しつつあるという質的变化を迎えているということから、教育組織のストラクチャーを考えてゆく必要があるのではないかと思われる。

おむね以上のような小委員会の審議の様相についての報告があったのち、委員長より次のように述べられた。

ただ今ご報告いただいたように、小委員会では大学のあり方について各専門分野の特色を睨みながら教養の問題ということから検討をすすめてゆくということであるので、本委員会とし

ても大学のあり方を検討するについては教養の問題から検討を始めては如何かと考える。

以上のように述べられたのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 一口に教養教育といっても大学によって教養課程の形態に差異があって専門との組合せも異なっている。私の大学は総合大学に属しており、教養課程は全学部とも前期2年完全横割制をとっている。しかしこれには不都合な面がある。たとえば工学部の場合、最終学年は殆ど教官と学生がマンツーマンで卒業研究に当ることになるので、純然たる専門教育の期間は1年間そこそこにすぎず、それでなくとも学問の情報量が多くなった時代にはこれでは物理的に十分な教育を施す余裕がない。結局この不足を大学院で補わざるを得ないというのが実情である。
- 総合大学などの教養部を持っているところと、新設医科大学など単科大学のように教養部組織をもっていないところとで、教養課程の実情などにどのような違いがみられるか比較できるような資料がないであろうか。
- 教養課程に関する特別委員会において最近、同委員会委員の所属メンバー校の卒業生を対象にして教養課程についてアンケートを行っている。アンケートはまだ集約されていないが、聞くところによると、卒業した年次の違いや大学の規模、種類といったことによる差異が見受けられるということである。
- 新設医科大学である私の大学では、医進課程段階に若干ではあるが専門科目を下ろしており、それが反映しているのかどうか判らないが、卒業生の医師国家試験に対する合格率が高いようである。しかし、このような教育

システムを執っていることが本当によい医師をつくるうえでよいかどうかということは判断しかねる点がある。

- 医学・歯学部については2年間の医進課程では専門教育は行われなくなっているが、このことが却って学生にある種の無力感を与えることになっていまいかであろうか。理工系では教養課程の期限を1年半にして2年次に学部引取るところが多いようであるが、医学部でも医学部の教官が医進課程に入ってゆき専門と医進課程との間で教育の相互乗り入れが出来るようになるとよいと思う。
- 教養部組織をもたないで、一般教育担当教官を学部・学科に貼りつけて教養と専門の教育をうまく融合させている大学もあるようであるが、教養部をもつ大学では多くの場合教養部と専門学部との間に垣根があって融通性に欠ける面がある。
- 私の大学では各学部で兼担講座制を設けて、一般教育担当教官が大学院も担当できるような体制を敷いている。
- 私の大学では組織として教養部はもつが教養課程教育については各学部で担当している。そして、教育の形態については専門科目の一部を教養課程の第1年次まで下ろした楔形をとっている。これに対する学生の反応はよいようである。
- 一般的に言って総合大学においては教養部と専門学部との間の溝が深く、たとえば教養部を解体して教養部に所属の教官を各学部に分散吸収させるということなども現状では受け入れられがたいことであろう。
- 教育に対する教養部と専門学部との考え方の違いということの一例であるが、同じ数学

であっても一般教育で学ぶ数学と専門へ入って学ぶ応用数学との間に隔りがあって繋がりが悪い。専門の側からすると、教養の教官が自己の“哲学”に捉われた教育をされると、専門での教育がしにくくなる。

- 教養科学という科学は存在しないのではなからうか。専門基礎としての教養の中に専門からみて必要の度合いの違いということはあるであろうが。
- 教養教育の問題点として考えられるのは、新制大学設置の理念というのは教養課程を設けて専門教育以外に一般教育を施すことにあったが、新制大学発足時より教養課程と専門課程との間に種々の格差があり、基本的にこれが解消されないまま今日に及んでいるということがある。それから、教養教育について在学期間のどの時期にどのようなレベルで行われるべきかということについての教官側の意識が薄いということがある。インテグレーションということが教養教育であるとするならば、これは学部教育を終えたところで行われるべきではないかと思われるが、それが現実的には難しいとしても、教官はもっとカリキュラムを工夫して学生が興味を惹くような講義をするような努力をしなければならないであろう。
- 教養部の問題について大学全体で考えて、たとえば総合科学部を設けて新しい方向を見出そうとしているところもある。教養問題を考えるについて大学の制度・組織をどうしたらよいかという観点を抜きにしては机上の空論に終る虞れがある。
- 新設された放送大学については大学の教養教育との関係が生じてこようが、現在どのような方向にすすんでいるのであろうか。

○ 放送大学については、大学教育特に教養教育に与えるインパクトは少なくないであろうが、これまでその内容に不確定要素が強く十分な議論ができなかったが、すでに教官の組織も固まってきて全体が具体的になってきているようなので、もう一度放送大学の問題を取り上げてみてはどうであろうか。

○ 私立大学では放送大学について、これを利用することで大学での教養教育が圧縮でき、その分専門教育の方に力が注げるという考えから、これに注目を示す向きが多いようである。

○ 教養部のあり方は古くかつ新しい問題である。最近の国立大学に対する社会的批判の風潮や放送大学の設置等外部からのインパクトが強まっている中で、特に教養部の問題は重要な問題の一つであるが、これについて国立大学が自主的に改革に向けて取り組む姿勢をもつことが肝要であろう。

○ 教養教育は今後多様化の方向を辿るべきであろう。広島大学における総合科学部や大阪大学における人間科学部等の先例もあるように、各大学ごとに教育の方法や形態が異なってもよいのではなからうか。

○ 教養部の教官から聞いたところでは、教養部では教官と学生との関係が一過性であるため、いつになっても学生との繋がりが稀薄で、その点がさびしいということであった。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は、教養教育の問題ということを中心に種々ご議論をいただいた。その内容を簡単にまとめてみるとおおよそ次のようになると思われる。

一つは、教養課程の修業年限についてであり、これは学部の種類等の条件によって異なるであろうが、2年間という期間は必要ないのではないかということ。それから、「教養」ということの定義については①全学生が共通に学ぶ教養、②専門基礎としての教養、③専門教育を通して学ぶ教養それ自身としての教養、の3つに分類できるのではないかということ、インテグレーションということについて、大学4年間のどの時期にどの程度のレベルで行ったらよいのかということ、放送大学の設置に伴い今後教養へ及ぶ影響はどのようなものかということ、実験系か非実験系かということにより教養の教育内容が違ってよいのではないかということ、それと、教養教育は各大学の種類、性格によって多様化せざるを得ないのではないかということ、等の話があり、また、これらの点を承けて、それでは教養の組織はどうあるべきかということを考える必要がある、ということであったかと思われる。

それで、大学のあり方の問題については、本日の議論を踏まえて小委員会で更に検討をすすめていただきたいと考える。

なお、過般開催された理事会で平野会長より、来る6月総会の際に各委員会報告とは別に、本委員会で目下検討している国立大学の

「研究と教育」のあり方の問題および入試改善特別委員会で検討中の「入試改善」の問題、それと、教養課程に関する特別委員会で検討をすすめている「教養課程」の問題、の3つの問題について、担当の委員会よりそれぞれの問題に関して検討経過や問題点等について説明を行ったうえ、それをもとにして討論する機会をもちたい旨提案があったので、総会までに本委員会の議論もある程度すすめておきたいと考える。それで、6月までに2回くらい本委員会を開催し、その都度小委員会から審議状況の報告をいただいで両委員会の間でフィードバックを繰り返しながら、国立大学の「研究と教育」について本委員会としての意見をまとめてゆくこととしたい。

委員長より以上のように述べられたのち、予定した時刻まで多少時間があつたので教養教育の問題について更に、語学教育についておよびエリート教育と大衆教育の関係について若干意見の交換を行って本日の会議を終了し、最後に次回及び次々回の委員会の開催日を次のように決めて散会した。

次回 4月20日(金) 14:00~16:30

次々回 5月28日(月) 14:00~16:30

日 時 昭和59年4月20日(金) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井, 黒田, 石田, 鞠谷, 藤巻, 斎藤(代: 中村副学長), 北條, 八木, 堯天, 桐栄, 檜, 添田, 福見, 中村, 石神各委員
下沢専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、予定の議題として「高等教育の計画的整備について」を挙げているが、この問題については、本年3月に取りまとめが予定されていた高等教育専門委員会の最終報告書がまだ最終的な取りまとめに至っていないので、これの検討については後日に譲ることとしたい。それで本日は前回同様、「大学のあり方の検討小委員会」で検討をすすめている教養教育の問題についての審議状況を伺ったうえ、これについて協議を行うこととしたい。

それともう一つは、前回ご報告したように、会長の提案により、来る6月総会で各委員会報告とは別に、入試改善の問題について(入試改善特別委員会)および教養課程の問題について(教養課程に関する特別委員会)、それに大学における研究と教育の問題について(第1常置委員会)、の3つのテーマについてそれぞれ担当の委員会から検討の経過や問題点等について説明を行ったうえ全体で討論することになっているので、本委員会に与えられている研究と教育というテーマについて具体的にどのように取りまとめればよいかご意見を頂戴したい。

以上のように述べられたのち、新たに委員に就任された藤井小椋商科大学長および檜島根大学長の紹介があって議事に入った。

〔議 事〕

◎ 大学のあり方について(小委員会の経過報告と今後のすすめ方)

初めに「大学のあり方の検討小委員会」のその後の審議経過について藤巻小委員長よりおおむね次のように報告があった。

前回の本委員会(2.20)以後、小委員会を3月8日および4月12日の2回開催し、委員の中から教養問題について問題点を絞ったレポートを提出して貰い、それをもとに討議するというかたちで検討をすすめている。

3月8日の小委員会では、前回(2.10)行われた教養教育を中心とした議論を踏まえて作成したレポート「一般教育について」(市川委員作成)をもとに議論を行った。そのレポートのあらましは次のようである。

学校教育の体系の中で教養教育をどう考えるかということについて、その役割は①大学卒業生が普遍的に持っていると期待される教養(I型)、②専門との接触により獲得される教養のうち、全ての専門に亘って共通に獲得される教養(IIA型)、③専門に密接に関連した濃密な教養(II B型)の3つに分けられるとされた。そして、これをもとに一般教育ということを考えてみた場合、一般教育には「教養」(たとえば、語学教育における文化面の教養習得のように生涯教育的な意味をもつもの)、「共通」

(語学の語述のように大学卒業生に共通する能力の養成)、「専門基礎」(専門分野の学習に必要な基礎的能力の養成)の三要素が存在している。しかし、これは人文系、社会系、自然系の各専門分野によってそれぞれに持つ意味のウエートが異なっており、このことが一般教育を原理的に困難にしているといえる。この一般教育の方法については高校教育レベルのインテグレーションというのではなく、①たとえば「哲学」や「心理学」などの、高校教育にはない学問分野の初歩を教育するというのと、②例えば「女性史」とか「作家論」といった特殊な問題を解きほぐしてみせる、という二つのアプローチが考えられる。

それから、一般教育体制について、現行モデルと教養学校分離モデルについてそれぞれのメリット・デメリットが示されている。

そして、大学教育については、一般教育を含めてその理念、方法、履修年限などに多様性があるべきで、この点から制度的基準は弾力性をもたせて、教育の「評価」というシステムによって教育の指導に活力をつけるのがよいのではないかと結ばれている。

これをもとにして意見交換が行われたが、そのうち、一般教育問題の解決の方途ということについては、広島大学総合科学部にみられる新学部方式や、大阪大学・名古屋大学等にみられる新研究方式の導入をもっと図るべきではないかとする意見がある一方、教養学部をつくって教養と専門を画然と分ける方向にすすめるのは如何なものか、といった意見もみられた。そして、結論的には、教養教育は専門教育をとおして総合的に追求される方がよく、人間形成を一般教育の役割に限定されるべきではない、という意見となった。

次に、4月12日開催の小委員会では、「過渡状態としての大学制度と一般教育」(市川委員作成)および「教養部問題」(下沢委員作成)の二つのレポートをもとに教養教育の問題について更に議論をすすめた。

レポートの中で、大学制度を時間的側面から捉えて、帝国大学令が制定されて以来ほぼ30年周期で大学制度が大きく変革しており、大学のあり方を考える場合、これが一つの要素として考えられないかという指摘があった。

それから、仮に一般教育を廃止するとした場合どのような問題が考えられるかということについて、次のようなレポートのまとめをもとに論議があった。

①大学は専ら専門教育を施す場とした場合——「教養」ⅡA、ⅡBの教育は確保できるとしても、「教養」Ⅰの教育をどこで行うのか、また「共通」および「専門基礎」は専門教育の中で施されるのか、②大学が教養学校になるとした場合——専門教育は大学院で行うのか、学部と大学院を同一組織にするかそれとも別組織にするのか、③変革の見通しについて——学内組織の統廃合ができるのか、教官の処遇はどうなるのか、等。

この、一般教育を大学制度から廃することについては、結局否定的な意見が大勢であった。そして、同日の委員会の結論としては前回同様、教養教育は専門性を土台にしてその中で追求されるべきであろうということであった。そして、これまでの議論の結果、教養教育については問題点がかなり明らかになってきたので、この辺で教養教育の問題に絞ってレポートを取りまとめてはどうかということになり、次回の本委員会(5.28)までに間に合うようその作業をすすめることとした。

なお、小委員会が取り組むこのあとのテーマとしては教養教育の問題を検討する中で、「大学の評価」という問題が関連で浮かび上がってきたので、これについて次回に検討を行う予定である。

以上のような小委員会の審議についての経過説明があったのち、おおむね次のような意見交換があった。

- 大学教育というのは、柱に専門教育があつて、これに教養という“衣”がつくという姿になるのではなからうか。そして、教養教育についてそのどこに問題があるのかということを考えてみると、それは制度上というよりも教官の教育に対する意識乃至は姿勢ということの方により問題があるように思われる。
- 専門教育の中で教養教育を考えてゆくとしても、これをどのように具体化させてゆくのかということが問題である。
- 教養教育の問題について改善の方途を現行制度の枠内で求めるならば、教養部を中心に学部を新設する（たとえば広島大学総合科学部、大阪大学人間科学部、岩手大学人文社会科学部）方法や、教養課程のうち保健体育と外国語を担当する部局を別に設ける（たとえば、大阪大学健康体育部・言語文化部、名古屋大学総合言語センター）方法が考えられよう。しかし、教養教育の問題については、今後放送大学や専門学校・短期大学等との間の履修単位互換ということも考えられるようになると思われるが、そうなるとこれは当然専門学部教育にも影響を及ぼすことになり、大学4年制の枠内にとどまる問題でなくなつてこよう。
- 大学においては、研究と教育がバランスよ

く共存していることが基本的にのぞましい姿である。それで、大阪大学では教養課程と専門学部間の融合を図って、教養部から切り離して言語文化部および健康体育部を設けるとともに、教養部に所属する教官にそれぞれ各学部の講座を兼担して貰い、一般教育担当教官が大学院で研究教育ができる体制を敷いている。このような方法も教養教育の問題の一つの解決方策と思う。

- そのように教養課程と専門学部間で教官の相互乗り入れの形態がとれば、教養教育についての問題点はかなり改善できるものと期待される。
- 教養教育の問題というのは、根本的には大学の中に二種の教官が存在するというところにあると思われる。その問題の一つの解決の途として、いわゆるセンター方式ということもあろうが、私の大学では「教養学部」を設けて独自に大学院を持つという方向で計画がすすめられている。
- 教養教育については、総合大学か単科大学か、実験系か非実験系かといった種類や専門分野の違いによって、教育内容や形態も異なつて多様化せざるを得なくなるのではなからうか。
- 大阪大学の例のような方法も今の制度の枠の中で考えられる現実的な改善案と思われるが、大学によっては一般教育担当の古手の教官の中には専門教育を担当するには適しないと思われる教官や、また若手の教官には自己の研究の殻の中に閉じ込める傾向もみられ、相互乗り入れということによって教養課程と専門の融合を図ることは現状においてはそう容易なことではないと思われる。
- 大阪大学では、教養部の教官は大学院教育

にタッチしているのか。

- 教養部の場合は大講座制により兼担講座をつくって大学院の教育も行っていて、現在教養部に所属する教官の約70%は講座を兼担している。
- 教養教育の問題について、どちらかという
と教官側の観点から論じられているが、教育
を受ける学生側の視点からも考えられてしか
るべきである。
- 医進課程については、制度上からは専門教
育課程との相互乗り入れは出来ないことにな
っているが、これを実施してよい効果をあげ
ているところもあるようであり、この点制度
上基準はフレキシブルであることがのぞまし
い。
- 大学教育の眼目は、世界に伍してゆくため
の研究者の養成ということにあるのではなか
らうか。その土壌をつくるうえで重要な総括
的な教育が大学教育できちんと施されない
と創造的な研究のできる研究者は育ちにくい
のではなからうか。
- 教養の教育そのものの内容について前回と
今回の意見を一応まとめると、①全部の学生
に共通の教養——何をもちてミニマムエッセ
ンシャルとするかは措くとして、これは単に
高校教育課程の繰り返しでないインテグレー
ション、②普遍的教養——教養そのもののた
め、③専門学部との関係における教養——全
ての専門に亘る共通のもの、専門に密接に関
連したもの、の3つに分けられるのではなか
らうか。

それから、一般教育の修業年限について
は、必ずしも現行制度の2年という期間は必
要ないのではないか。現に教養課程教育を実
質的に1年半程度で終えて専門学部の教育を

施している大学も少なくないことから、こ
のことはいえるのではなからうか。

- 教養教育で何をどれほど教えなければなら
ないかということが最も重要な問題であつ
て、教養課程の修業年限についてはそれに伴
って考えられればよいと思う。
- 教養教育をどのようにするかということに
ついては、専門教育の中で考えられるべきで
あるが、これは教養課程の廃止ということと
結びつくものではない、というのが本委員会
内のコンセンサスといえるのではないか。
- 教養課程の期間が2年間とされているの
は、やはり長過ぎるように思う。入学してき
た時に眼が輝いていた学生が2年次の後期と
もなると別人のように表情に生気がみられな
くなってくる。この点からいっても、学生が
もっと早い時期から専門教育に触れられるよ
うにしておいた方がよいのではないかと思わ
れる。
- 教養教育についてどのようなカリキュラム
を組むかということが問題であるが、それ
にしても教養課程の修業年限については各大学
に自由度をもたせるべきである。そのうえで
教養課程と専門学部間の教官の相互乗り入れ
を大いにすすめるべきであろう。

それから、教養教育の多様化ということに
ついてであるが、これについては議論にある
ように、その大学・学部が総合大学か単科大
学か、同じ総合大学といっても規模の違いに
より、あるいは実験系か非実験系かといった
ように、その特性によってそれぞれの教育の
内容や形態も異なってこようし、また放送大
学の設立もそのインパクトになると考えられ
る。

そうすると問題は、教養教育について多様

化ということの中で共通的に括れるとすれば何があるか、専門教育と一般教育をどうドッキングあるいは系列化するかということに焦点が絞られてくるのではなからうか。

- 私の大学では、教養教育について軽視するのではなく本来の理念に立ち帰ることを狙いとし、併せて教官間の格差意識の解消を図るため、ハーバード大学のコアカリキュラムを参考にして教養部を改組して6つの大講座からなる教養学部を作る計画をすすめているところである。
- 一般教育で学生に何を教えておかなければならないか、ということを考える時、得てして教官的発想が強くなりがちであるが、学生側が一般教育に対して何を期待しているのかということも忘れられてはならない点である。そうすると、一般教育で教えられるミニマムエッセンスルは何かということが問題になってこよう。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

本日は、教養教育の問題について小委員会の検討経過をもとにご協議いただいた。その協議の内容をまとめると、①教養教育において教えなければならない内容は何かということ、②一般教育の修業年限については短縮する方向で弾力化を図るべきではないかということ、③教養教育は大学の特性に応じて多様化してよいのではないかということ、④以上に見合った教養教育の組織制度はどうあるべきかということ、になるかと思われる。それで、冒頭申しあげたように6月総会の際に「研究と教育」の問題をテーマに討議が行われるので、小委員会でその基となる資料の一つとして、以上のような問題点を柱にして教養教育の問題について論旨をまとめていただきたいと考える。

それから、5月28日開催する次回の本委員会は、小委員会より「大学評価」の問題についてのコメントをいただいて、その内容を伺ったうえで同問題について協議することとしたい。それと関連して、各専門学部の特性ということについても協議することとしたい。

次回 5月28日(月) 14:00~16:30

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年1月13日(金) 10:00~12:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
藤巻委員長
長谷委員
下沢、西野、大口、外池、明島、市川、高田、
山野、篠沢各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長から、去る12月12日開催された第1常置委員会では、「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備」(18歳人口の急増対策)に

についての対応の問題が緊急に取り上げられることになったため、予定していた本小委員会の報告とこれに基づく協議は行われなかった旨の報告があったのち議事に入った。

〔議 事〕

◎ 大学のあり方の問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

上述のように前回の第1常置委員会では「大学のあり方」の問題は討議されなかったが、次回には検討されることと思う。そして、その際には特に国立大学の役割ということが焦点になるのではないかと思われる。それで、そのような状況を踏まえて本小委員会の論議を煮つめていかなければならないと思う。これまでは各エリアからみた問題点ということについて、いろいろとご意見を伺ったわけであるが、これからの論議を進めるに当たって、理科系と人文系を分けて考えた方がよいかどうか、また縦の流れと横の仕組みをどう噛み合せてゆけばよいかといった問題もあるので、それらの点も含めてご協議をお願いしたい。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 人文系の学部4年間の教育をとおして考えられることであるが、現在の学生は本当に学問がしたいという意欲があるのかどうか疑問に思う。大学へ入学するということが、一つの社会へのパスポートになるというような安易な考えでいるようにも思われる。それで、これは非常に大胆な考え方であるかもしれないが、共通1次試験で受験生を一応振り落とすと同じように、また医学系では医師の国家試験があるように、人文系・社会系でも学生が習った学問の修得状況を検査する国家試験のようなものを考えてみてはどうであろうか。

それから人文系の大学院の問題についてであるが、いわゆる新制大学の15の人文系大学のうち、修士課程大学院が設置されているの

は2大学だけである。学生の中にはもっと勉強したいという者もいることであり、また研究者養成という立場からも、大学院の設置は条件の揃った大学から設置すべきであると考ええる。そうして修士コースから博士コースへの進学も容易にすべきであると思う。現在のように修士コースはできていてもその先の博士コースが設けられていないために、博士コースへの進学の門戸は非常に狭められているという現実がある。それには大学院大学というような独立大学院の構想も必要ではなからうか。

- 日本における高等教育までの過程について、現場で直接学生の教育に携わっている教官として、その目からみた教育設計といったようなものを考えてみる必要があるのではないかと思う。その場合問題になるのは、大学へ入学する者が持っていなければならない仕付けというようなもののことである。

この仕付けには、例えば小・中・高・大学とそれぞれの分野毎において行われなければならない仕付けというものがあると考えられる。そうして、そのそれぞれの仕付けというものがどのような意味を持っているかということを考える場合に、小・中・高・大学という一貫した教育の中で大学が受け持たなければならない仕付けというものはどのようなものなのか、また、それぞれの分野によって行われてきた仕付けというものを大学という分野へ持ち込むのか、持ち込まないのか、という問題がある。もしもこれまでの分野で行われた仕付けというものを持ち込まないという考え方に立つのであれば、大学というものを旧制高校的なものとして指向するのの一つの考え方である。

昔の旧制高校では理科とか文科とかいうように非常に大まかな分け方で教育が行われていたようであり、人間形成に関しては、そのような区別は殆ど行われていなかったようである。

大学の中での仕付けの区分ということについては、いわゆる新制大学の発足当時にもはっきりしていなかったのではないと思われる。それで、例えば旧制高校的な仕付けを新制の高校か、あるいは大学の前期（教養部）のところまでに期待し、大学の後期では旧制大学の専門分野ということを前提としてその中で必要な専門の仕付けをする立場に立つというように、その辺の仕切りをはっきりして、その仕切りの下でその専攻分野毎の修業年限を3年・4年・6年というように定めておくのがよいのかどうか、またこのような修業年限の多様化等を許してよいのかどうか、その辺の大きな姿を顧みながら議論していけば議論がしやすいのではなからうか。

- 修業年限の多様化ということを考えずにこれを画一的にやるとすると、いろいろな無理が今後益々生じてくるのではないかと懸念される。

次に大学の仕付けということであるが、大学ではこのようなことはどうしてもやらなければならないということと、このようなことはやればよいがやらなくても構わないということとがあると思う。例えば教養部時代に余暇活動もしないような学生は駄目だというような認識でそのような言い方をするが、それは正論ではないように思う。学生が余暇活動として運動部にいることはよいことだと思うが、運動部にいなければならないということはないし、またどこかのサークルに所属して

活動しなければならないということもないはずである。大学としてやらなければならない本来の目的というものははっきりさせなければならない。

- 国立大学の役割が何であるかということ考えたとき、それは元々は「科挙」の導入であったのではないかというように思った。要するに官僚を養成するということが、言葉をかえればその筋のリーダーを養成するということが前提にあったものと思う。それでは日本でリーダーがどれくらい必要であるかということ、国立大学の定員数が次第に増してきて、そのすべてがリーダーである必要はなくなってきていると思う。従って現在、国立大学の役割は「科挙」つまりリーダー養成ということから変ってきて、もう少し広い意味での教育機関になってきているのではないかと思われる。そして、昔の「科挙」に相当するところは現在の大学院か、あるいは司法研修所のようなところに移行してきているのではないかと思われる。ただ世の中の一部では、今でも国立大学にリーダー養成所的な夢を抱いているものがあるようである。このような社会認識に対して、大学人はその認識を改める努力をしていないが、それを言うべき時期にきているのではないかと思う。

それから制度上の問題についてであるが、これについてはいろいろ小・中・高校等の先生方から話を聞くが、現在の6・3・3・4制の教育制度にも問題があるようである。例えば心理学者などの中には、現在の教育制度のように6・3・3・4制を採って教育するのがよいのかどうか、それよりも人間の成長過程における精神的な発育と年齢ということを考えて、それに応じた教育の年齢区分を

した方が自然ではなからうかという意見がある。しかし人間にはそれぞれの個性があるから、ある年齢を一緒に区切って分けてもよいものかどうかという問題はあと思う。

それから教特法の問題についてであるが、この教特法によって大学人はその身分が保障されているわけであるが、教官の契約制というような制度も考えられるのではなからうか。

- 当委員会での審議についてであるが、当委員会は小委員会であるのでポジティブな意見も積極的に出して議論してもらってよいと思っている。ここでの議論は親委員会にも諮ることであるから、それをまたフィードバックして議論すればよいと思う。

それから、この委員会での審議のタイムリミットであるが、親委員会の第1常置委員会では一応2年間の目安ということで報告書をまとめたい意向のようであるので、当委員会としてもそろそろ作業分担を決めて取りまとめを進めてゆく必要があるのではないかと思う。

- 報告書を作成するため、ある時期を区切ってまとめるということも大切であるが、当委員会がもっているもう一つの任務として、国立大学協会というものがいろいろ外部と折衝するときに、国大協の代表が常に何か準備していて、それをベースにいろいろと折衝ができるというその後ろ楯になるようなものをまとめておくということも必要ではないか。そのためにはかなり息のながい体制を採っておく必要もある。
- どういう制度になっても、国立大学が現在と同じような動き方をしていればまた同じ問題が出てくることとなり、現在の体制の中の

欠陥のようなものもそのまま取り残されることになる。従って、現在の大きな問題については何か工夫のできることは今から調整しておく必要がある。例えば学生をいろいろな問題に対応できるように教育するというのであれば、学生を限られたキャンパスの中に置いておくのではなく、もっと自由に振舞えるように柔軟というか、開かれた大学というか、そのようなことでも考えないと、レベルを高く保つということもできないし、大勢を引き受けるということもできないのではないか。それができると、教師も自ら自分のしたことの評価がしやすくなるのではないか。

また、日本では学生が大学へ入学することは難しいが、入学してしまえば卒業するのは容易であるといわれている。これについては、教師がもう少し思い切って不出来な学生を落とすことも必要ではないか。

- 学生を落とすには、教える側もそれだけの教育をしなければならない。常時テストを実施する必要がある。一遍のテストで落とすわけにはいかない。
- これまで論議されてきた問題については、かなり技術的な対応の仕方があるのではないかと考えられる。例えばアメリカのように完全な単位制にすれば、現在2年半かかって専門を卒業している学生のうち半数くらいの学生は1年半で修了してしまうのではなからうか。それが現在は完全な学年制になっているから4年間大学に在籍することになる。そして教師の方でも、学生が4年間も在籍しているのだから何か身につけて卒業していくだろうと考え勝ちである。そのようなことでなかなか単位制に踏み切ることができない。
- 単位制にするのがよいのか、現在のままで

よいのかという問題についてはどちらの方法がよいのかはわからないが、これまでの結果を見る限り日本の大学教育はますますの成果を挙げている。そうするとやはり単位制よりも学年制の方がよいのであるのかもしれないと思ったりして、実際にはどちらがよいかわからない。

大学のあり方について検討するとき、大学の欠陥は何か、どこに問題があるか、などを系統的に洗い直し、大学はどうあるべきかを究めてゆかなければならない。

- 日本では大学教育がよく行われているということには疑問がある。これは日本の社会がうまくできていて成果が挙げられているのであって、大学教育の成果ということに簡単に結びつけては考えられないようにも思える。
- 今の学生は現在の知識を習得するテクニックは優れているが、将来の伸びに問題がある。独創性、倫理性、勤勉性の涵養が大事である。
- 社会における大学の機能の問題であるが、現在の日本の社会をみたとき大学はある意味で大きな機能を果たしていると思う。それは入学試験というようなフィルターリング機能である。ただこのフィルターリング機能も大学が積極的にフィルターしているのではなく、実は大学というところがいろいろなハードルを通過集団に対して設けていて、それを通過していく若干の者に自分の望むハードルを社会が跳ばさせているのである。しかし、このようなハードル制度がよいかどうかも問題である。
- 大学のあり方というものは社会の変化に対応して多様化していくより仕方がないのではないかとも思う。単位制にしてはどうかとい

うことも、跳び級というような構想あるいは入学試験のやり方や卒業時期に変化をもたせるといったことなども多様化の現われとして考えられる問題である。また語学教育の問題等もその中に含まれて考えられてもよい問題であると思う。

大学の中にはいろいろな考え方の人がいるが、この各人の考え方には、それぞれの存在理由があり必然性があるものであると考える。それを一つにするから問題が生じるのではないかと思う。このように考えてくると大学というところは多様化することが一つの方向であるかもしれない。

- 多様化についてであるが、大学の修業年限のうち、2年間で単位を修了して出ていく者がいてもよいし、また大学4年間をフルに使い十分に学生生活を味わいながら勉強をして出ていく者がいてもよいというようなことも一つの多様化の現われであると思う。それから語学教育にしても多様化ということを取り入れなければ効果的な教育は出来ないのではなかろうか。
- 共通1次試験について、独創性や多様性を考えねばならないと言われているが、独創性なり多様性ということそれ自体が標語のようになってしまったのでは困る。独創性とか多様性ということが一体何であるかという概念をはっきりさせる必要があるのではないか。例えば、法学方面では独創性ができるのは学部を卒業してから約10年くらい掛かると思う。これは他の学科でも同じことが言えるのではなかろうか。
- 理学系関係の議論であったと思うが、独創性を発揮するためには、先ず踏み台がないと現在のような進んだ科学技術の中では物事を

考えようにも考えられない時代にきているということである。例えば先端的な科学分野等においてはできるだけ早い時期に踏み台を作っておいて、更に大学院ではその踏み台を叩いてある年齢に達したときに自分が持っている力を十分に発揮できるような状態にしておかなければならないのではないかとされている。

- 文科系の場合は工科系のような自然系の分野とは事情がやや違っていて大学での勉学が一定の分野の学問の論理性とか、あるいは論理性からものを組み立てるといような能力を身につけることはできるが、社会に出たとき直ぐ役に立つものは持たないで卒業する。このように学生は一見無駄だと思われるような学問をしているわけであるが、それでも文科系の学生の中には4年間で卒業せずに5年・6年と在籍しようとする学生が年々増加しつつあるという傾向にある。これについて、教える立場にある教官側としては何かカリキュラムで工夫することができないものかというような考えはあるのだが、これがなかなか同じ学部学科の中でも解決されていない問題である。

- これまでの議論を伺った中で出てきた問題なり、あるいは今後どうするかという問題を含めて整理をしてみると次のようではなからうかと思う。

この委員会の検討作業は第2臨調の答申を契機として始められたものと思うが、大学のあり方の問題については当面の問題と理念的な問題とがある。そうして、後者の理念的な問題を考えるということになるとかなりの時間を要することになるが、狭い目標を立てないで検討する必要があると思う。それで、時

間が掛かるとしても各分野の教育体制・研究体制のあり方というものについて十分意見交換してから、その中で共通項を設けていってそれを踏まえた上で論議を進めればよいと思う。勿論その間に中間報告などが必要であれば行えばよい。このような意味では少し時間を掛けて検討すべきであって、狭い目標を立てて結果をあせらないようにすべきであろう。

これまでの議論にもあったように、例えば工学系と文科系ではその内容は異なるが、最近かなり変質してきており、専門教育中心あるいは研究中心ということから、教育ということを出しながら独創性の育成と基礎教育をするということのコンセンサスは出来ているので、その辺を踏み台としながら多様性と画一性という問題について各分野にわたっての議論をすると面白いのではないかと思う。この多様性と画一性を考える場合、学問や研究の内容に即した多様性と画一性と、それからその学問研究を支える制度の多様化と画一性という問題があるのではないかと考えられる。それで、これへの対応について考えなければならない。その際、その制度と社会との関係ということがあるが、政府や企業の要求だけが反映されるのか、国大協としてはそれにどう対応するのかといった点も検討の要があろう。

それから、これまで出てきた問題の処理については、親委員会へのフィードバックということと、また各大学にまでフィードバックするのかという問題があると思うが、当委員会の場合は親委員会にフィードバックすることになるのだと思う。また、国大協の中にいろいろな委員会があって、その担当事

項と重複する点もあると思うので、それらとの調整ということも必要となってくる。

また本委員会では、これまでの議論を大口委員が整理したのがあると思うが、それらを土台として先ず議論を進めていくということも考えられるのではなからうか。その他大学の管理運営の問題や教特法の問題についても検討の要があろう。

- これまでの論議では各エリアからみた問題点と思われるのはかなり出てきたと思う。そこで今後は、これらの問題点を踏まえた上で、その基本的な面で共通項と思われる部分を取り出して議論をしなければ発展していかないのではないかと思う。そのような意味では、現在大学はどうあるべきかというその辺の問題が押えられていなければならぬと思う。本日の議論でも高等基礎教育というものが現在どうなのか、またどうあるべきかということが検討されていたと思うし、それから教養と基礎的な専門教育というものをどのように行っていけばよいのか、またそのようなものを行う場合多様性を認める必要があるのかどうかというような問題も論ぜられていたが、共通理解としては教養的なものは何らかのかたちで必要であろうということであった。それで、教養問題は今後大学のあり方の問題を考えていく上ではどうしても詰めておかなければならない問題であると思う。

専門の基礎教育をどこまでやるかは各分野によって違うが、制度の問題を検討することになれば、その点も取り上げる必要があろう。

- 一つのポイントとして議論する必要がある問題に、いわゆる教養という問題がある。教養という問題にはいろいろ種類があって、専

門基礎などの学問も混在している。そこで、教養を大学の中の一部としてやればよいのか、あるいはこれからの大学は教養だけをやればよいのか、また教養は大学から切り離した別のところでやればよいのかといった問題もある。この問題は分野によっても違うのかもしれないが、その辺のところも詰めておく必要があると思う。

- 教養課程の問題については、国大協では「教養課程に関する特別委員会」というのがあってそこで検討されているが、それとは別に当委員会でも検討し、その上で合同で議論をしてもよいのではなからうか。
- 現在、教育の6・3・3・4制の見直しという問題が盛んにいわれてきているが、この6・3・3・4制と大学ということを考えた場合に、一番それに関与してくる問題は教養課程の問題ではないかと思う。そのような意味からもこの教養課程の問題は緊急を要する課題ではないかと思われる。
- この委員会としては国立大学のあり方についての基本的な問題について検討するわけであるが、6・3・3・4制の見直しに関連している教養課程というような具体的な問題についても議論しておいて、6・3・3・4制の見直しという場合に、大学教育という点から考えてこのような問題点があると指摘できるようにしておくこともよいのではないか。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より、次回はこれまでの各エリア毎の報告を基にこれらの集約に向けて議論を進めてゆきたいと述べられ、本日の議事を終了した。

次回 2月10日(金) 13:30~16:00

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年2月10日(金) 13:30~16:30
場所 学士会分館3号室
出席者 藤巻委員長
下沢, 西野, 大口, 外池, 明島, 市川, 高田,
山野, 篠沢各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 大学における教養的教育の問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回(1.13)はいろいろご討議をいただいたが、最終的には大学における教養的教育と専門的教育のあり方について究明してはどうかということになったので、本日は大学における教養教育の問題について掘り下げた検討を行いたいと思うが如何であろうか。

ついで、これについて次のような意見の交換が行われた。

○ 検討のテーマとしてはそれで結構だと思うが、検討するに当たって、いわゆる“教養”ということについて少し仕分けして考えてみてはどうであろうか。教養という問題を、仮に一般教育というように把えてこれを次のような三つのものに区分して考えてみてどうか。

その一つは、①今の高等教育への進学率を国民の35%とみて、これらの高学歴者が当然持っていなければならない人間としての知識とか知恵とかいうようなもの、もう一つは②それを超えてある意味では専門的教育というか、専門的学習なり実習なりを通じてプロフェッショナルとして当然持っていなければならない人間形成的なもの。

大きく分けて以上の二つのものが考えられるが、このうち②の専門的教育を通じての人間形成というものについて、これを更に次の二つに区分して考えてみてはどうかと思う。

その一つは、どのような分野で専門的な学習をしたとしても、そこには共通的に学べる人間としての一般的な知識とか知恵というものがあるのではないか。例えば、法文系、あるいは社会や理・工系の学部で行われている専門教育の中で、全学部に通通するような人間形成に関わるものがあるのではないかとと思う。

もう一つは、各々のプロフェッショナルに固有の人間として身につけておかなければならないようなもの、(例えば、前回の医学部のところで説明のあったような、医学者として常に持っていなければならないような人間像)。この後者のものを三つ目のもの③として考えてみたい。

ところで、以上の三つの区分のうち、最後のものについては、専門家として教育を受けて行く過程で身につくものであり、また必要であればその専門教育の過程の中に取り込んで教育していくべき問題でもあるように思うので、これについては比較的問題が少ないのではないかと考えられる。そうすると、その前の二つのもの、すなわち高学歴者が当然持っていなければならない人間としての知識や知恵および専門的学習を通じてプロフェッシ

ョナルとして当然持っているなければならない共通の人間形成に関わるもの、の二つが問題となる。いずれにしても、大学における教養教育というものを以上の三つに区分して考えてみてはどうかと思う。

- その区分の仕方に従うと、現在の教養課程はその三つの分類のうちどの部分に属することになるのであろうか。
- これは、理工系関係者としての片寄った考え方もかもしれないが、現在の教養課程の中には、人間形成の上で必要な一般教育と、専門基礎となるような教育とが混在しているように思われる。それで、その専門基礎となるような部分を教養という枠の中からはずして論ずることにはどうかと考える。
- 新制大学の教養の理念に対する挑戦というか、批判ということになるかもしれないが、現実について考えてみると、いわゆる一般教育と専門教育を共存させておくと、プラスの面とマイナスの面が学生にも教官側にもあるのではないかと考えられる。そうして現在は学生、教官の双方にマイナスの面の方が多く顕われているのではないと思う。
- 例えば、最初の分類の①を「高学歴者が当然もっていなければならない人間としての知識とか知恵」。②を「プロフェッショナルとして当然もっていなければならない人間形成に関わるもの」とすると、現在の大学で、一般教育の場合実際には①と②のどちらの方が多いと考えられるのか。
- 私の大学は、特殊なものかもしれないが、①と②それに③までを1年から4年までに亘って扱っており、1年生で既に専門の基礎の部分を教える。教養というものについては理念として1年や2年で身につくものでないと

いうことから卒業までやらせるという考え方である。このような共存体制をとっているため、最初に示した分類とは対極の位置にあるということも言える。

- 現在、企業などではどこの学科を卒業したかということあまり問題にしていないうようである。そうして、企業の方では修士課程卒をよく採用するといった傾向があるために学部教育全体が高等基礎教育というか、あるいは人間形成的な面があるようにみえるようになってきている。これは、昔の大学で研究と教育の統合といていたようなところは今はマスターコースでしかできないといった現実があるということの、ある意味では裏返しということではないかと思う。しかし、本当にそれでよいのかどうか問題である。
- 旧制高校の教育というのは、中学での受容的教育に対して、物事を客観視して価値判断のし直しをし、更に専門分野的な基礎的教育を行うもの、つまり主体的教育を施すものというふうに理解しているが、これは先程の分類ではどれに該当するか。
- それは①の領域に属すると思われる。
- 旧制高校と現在の教養課程の評価とでは、基本的にはそれほど違わないのではないかと思うが、それがどうして比較され評価されるのかよくわからない。ただこれについて思いつく点は、例えばある目標があると、その枠の中で自分で取捨選択し、どちらに関心を持つか、持たないかということになる。現在の教養課程をみると、専門基礎と教養という部分が共存している。この二つが共存しておれば、学生は自然と専門基礎の方を重んじて教養部分を軽視するようになる。旧制の高校では、その点全部が教養であった。そうして、

そこで将来何をすべきであるかということを考えさせたわけである。このような点が現在の教養課程と旧制高校との大きな相違点であろう。

- 現在の医学部では前期2年間を医進課程として、専門を意識しないでかなり自由にのびのびと学問をさせ、実際の専門の医学1年生は3年後からというようにしている。そうしてそれが割合に効果をもっているように思われる。
- 現在の大学生というのは教養課程をどちらかというが無駄であるといったような受け取り方をし、専門の方が有意義であるというように考えているのが一般的な傾向ではないかと思うが、旧制高校の場合には、却って逆な傾向がみられたのではないかと思う。つまり、旧制高校の時代は人間形成をするところであるということで、人間にとって最も重要な時期であるというように考えられていたし、専門に進んでからは専ら専門的な知識を得るというだけの時代であると考えられていた。

新制大学が発足した当初は、大学だけが独立したのでは人間形成はできないというところから教養課程と専門課程を一緒に吸収して大学としたのだと思うが、現在は、その当時の理念とは次第に遠ざかり教養課程の無意味化が進行しているように思われる。

以上のような意見の交換があったのち、外池委員より、本日配付の資料「会報」(大学基準協会)および一般教育に対するこれまでの国大協としてまとめられた報告書の見解その他の参考資料の読後感について意見が述べられた。

この意見の全体としては、一般教育は必要で

あるが、それを年限を切って教養課程と専門課程というように区分けして行わなければならないものであるのかどうか、その辺に問題点があるのではなからうかということである。

以上の説明に続いて、更に次のような意見交換が行われた。

- 一般教育のやり方についてであるが、次のようなやり方もあるのではなからうか。その一つは、高校では習わなかったと思われる学問、例えば哲学とか心理学というような学問について、その初歩的な概論を講義するといったやり方である。それからもう一つは、高校で習った科目ではあるが例えば日本史というものについて、その部分を採り上げそれを追求していくと同時に、担当教官の創意でいろいろな角度から問題を結びつけていき、歴史というものの認識を深めさせるといったやり方である。このようにすれば、一般教育も高校時代の繰り返しではなくなり、学生も興味をもってやる気を出してくるのではないかと思われる。
- 教養の問題で、現在問題点であると指摘されている点も案外問題ではないのではないかという気もする。例えば教官の定員数が足りないから最初の理念のとおり行われたいのではないかというような問題にしても、教官配置の仕方でも解決することであろうし、また予算や施設・設備の不足の問題も解決できる問題である。しかし、その対応ができない。それから一般教育の内容にしても、学生が自由に選択できれば概論的なものと境界領域的な総合的なものが混在していても問題はないのではないか。
- 大学で行う一般教育は、旧制高校の教育と

は違うのであろうか。

- これについては、これまでの国大協の報告書等の見解では旧制高校的な教養課程で行ってもう一度ヒューマニティというものを復活させてはどうかという考え方であるが、その辺の判断については各大学で考えるべき問題であらうということである。
- そのような国大協の報告の見解には少し無理があるのではないかと考えられる。勿論人間形成に力を注ぐという教育のあり方は必要であるが、現在の教養課程から専門課程の時間割の配分からしても、人間形成の点ばかりに教養課程の時間が費されていたのでは、大学教育全体の理念と合致しないものがあるようにも考えられる。
- 専門が分化したから合間の境界領域というものができ、それが教養として必要であるというように言われているが、現在理科系の方では、専門があまりにも分化しすぎてレベルが高くなっているため、場合によっては専門を分化させない方がよいのではないかという議論も出ている。このような論理からすると一般基礎を必要とする論理が根底から崩れることになる。
- 教養課程において専門教育の基礎を全部やるべきであるということを行っているのではなくて、専門の基礎をやるとしても、段階的に漸次やるべきであるということを行っているのである。
- 語学についての問題であるが、教養課程で行う語学に関連する問題として、例えばアメリカの大学などでは、かなりの学生がギリシャ語等も学習している。このようなことを考えると、一般教育における語学教育というものをも簡単に切り下げることはできないと思

う。

- 日本で語学と言われているものも、その内容はいろいろなものを含んでいる複合体であると思う。その複合体の中身を大きく分けると、次の二つのものに分けられるのではないかと考えられる。

その一つはコミュニケーションとしての言語、もう一つは文化を知るための言語というように考えられるのではなからうか。そうしてコミュニケーションとしての言語の典型にエスペラントがあり、文化を知るための言語としてはラテン語等がそれを代表するものではないかと思われる。このように語学にはそれぞれの性格があり、その性格の差というもののはしっかりと認識をさせておく必要がある。そうして大学で教育する語学、あるいは教養としての語学と言われるものは、この文化を知る上で必要な語学であると思う。一方のコミュニケーションとしての語学は必ずしも大学で教育をしなければならないものでもないように思われる。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ本日の議事を終了した。

教養の問題については、国大協の中に「教養課程に関する特別委員会」もあることであるから、いずれは教養課程特別委員会とも合同で討論する場をもちたいと考えているが、現在は当委員会としてもまだその段階ではないと思われるので、次回ももう少しこの教養の問題について議論を進めてみたいと思う。そこで次回は、市川委員にお願いして本日の意見も踏まえた上で少し具体的な問題に入って議論が進められるように問題提起をしていただきたい。それから

外池委員には、これまでの国大協の報告をはじめその他関係のある資料から問題点と思われるところを整理していただいて、市川委員の問題

提起と共に次回の検討課題としたいのでよろしく願います。

次回 3月8日(木) 13:30~16:30

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年3月8日(木) 13:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

藤巻委員長

長谷委員

下沢、大口、外池、明島、市川、高田、山野各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶があったのち、長谷委員より2月20日に開催された第1常置委員会での「小委員会の報告と協議」の概要について報告があり、次いで本日の議事に入った。

〔議事〕

◎ 一般教育について

これについて市川委員より、前回(2月10日)の議論を基にまとめた資料「一般教育について」を基に次の事項について詳細な説明があった。

- (1) 教養の定義について
- (2) 一般教育の内容について
- (3) 現行モデルについて
- (4) 教養学校分離モデルについて
- (5) 基準と評価について
- (6) 多様性について

以上の説明に関し、次のような意見の交換があった。

○ 当小委員会では「大学のあり方」の問題について検討しているが、この問題について意見を取りまとめるに当たって、国大協独自の

考え方だけで進めてよいものかどうか。現在、国大協の外でも中央教育審議会や大学基準協会等が大学問題を論議しており、また近く発足する臨時教育審議会でも教育論議がなされるが、これらの議論に無関係に進めていってよいものかどうか。その辺について検討する必要があるのではなかろうか。

○ 本委員会では、具体的にこうしろというようなことよりも、基本的なものの考え方を議論していただければよいと思う。それには、これまで議論されてきた中で幾つかの大きな問題、例えば教育と研究の関係の問題などもあるであろうから、それらの問題を取り上げて、問題点を明らかにしておけば、例えば臨時教育審議会等でいろいろな問題を提起された場合にも対応していけるのではないかと思う。

○ 人間形成ということは大事であるが、いわゆる“しつけ”のことまで大学がやるべきなのか。人間性豊かな社会人を育成するという理念の下に戦後、大学で一般教育が行われるようになったが、これのあり方については「教養課程に関する特別委員会」の方でも検討されているので、それとの関係も考えなが

ら進めてゆくべきであろう。

- 教養課程に関する特別委員会との関係については、もう少し議論が進んだ段階で合同の会議でも開いて意見の交換をしてもよいのではないかと考える。
- 医の倫理の問題については、市川案のⅡB「専門に密接に関連した濃密な教養」に含められるものであろうと思うが、現在はなかなか医の倫理を教え込むといった組織も人もないといった事情にあるので、今後はこれに対応する体制作りが是非必要であろう。
- 市川案の3つの「教養」に関する区分（Ⅰ：大学卒業生が普遍的に持っている期待されている教養、ⅡA：専門との接触により獲得される教養のうち、全ての専門に亘って共通に、結果として、獲得される教養、ⅡB：専門に密接に関連した濃密な教養。）についてであるが、教養ということについては、これ以外のものもあるのではないかと考えられる。

それから教養学校分離モデルの提案については、この提案は、いままでわれわれが大学の枠の中で考えていたものを視点を変えて考えるという考え方であるので、これまで見えなかった部分までも見えてくるのではないかとと思われる。これは面白い発想である。

次に「現行モデル」についての問題点であるが、現在、一般教育は、教養部あるいは教養学部制を採ってやっているところと、専門と複合的にやっているところ、また単科大学にみられるような一部の一般教育担当の教官および専門教育担当の教官等が協同して行っているところというようにいろいろなタイプがあるが、これらについて現行の中でも多少改良できる点はあると思う。その辺の点につ

いてはもう少し突っ込んで検討する必要があるのではなからうか。

もう一点は、一般教育のうち特に語学の時間の配分の問題であるが、語学教育という点では教養部の2年間に集中してやるのが効果があるのか、あるいは大学4年間の間にやればよいのかその辺の問題ももっと検討する必要がある。

- ご意見のうち、最初の「教養」の区分に関する点であるが、提示の3つの区分では分けられない問題もあるのではないかとすることは全くそのとおりである。ところで、それを何故このように分けたかという、一般教育というものが既に世の中に存在していて、一般教育といわれている中に教養というものが盛り込まれているという現実がある。それを学校教育の体制としてどう受け止めるかということについて一つの枠組として考えてみたいというわけであって、基本的にはご意見のとおりである。

次に「現行モデル」の点であるが、現行モデルのうちでもいろいろ工夫ができるという意味では、努力すれば解決できる方法もあるであろうが、一方、その努力にも拘らず解決できない問題もあると思ひ、それらの問題を挙げてみたのであると理解していただきたい。

それから、最後の語学の問題については、これも現行の姿に囚われないで何らかの改善をしてその上で考えていくという考えには賛成であるが、語学教育を集中的にやると、それは文化という語学の面からは外れることになるのではなからうか。文化という面の語学であれば4年間かかってやることもよいのではないかとも思う。そのようなことから、ここ

では教養と共通、あるいは状況によっては専門基礎というようなバランスを考えて、どのようにすればよいかということで例を挙げてみたわけである。

以上の意見交換があったのち外池委員より、一般教育のあり方について、これまで国大協その他から公表されている報告書あるいはその他の資料での見解を整理した結果について、おおむね次のように報告があった。

(1) 一般教育特別委員会報告書「大学における一般教育について」(37.3)について

ここでは、一般教育の目標は、新制大学発足時における理念を更に確認するといったかたちで、つまり専門には関わりなく、学問体系における自分の専門の正しい位置づけを理解させ、社会人として将来行動するときに必要なと考えられる知識を与えることであると言っている。そして基本概念としては、一般教育という分野が専門教育とは別であり、相互補完するものであるという考え方である。

(2) 教養課程特別委員会報告書「大学における一般教育と教養課程の改善について」(44.11)について

ここでは、大学紛争の影響ということもあったためか、従来の一般教育と専門教育を二つに分けることにはかなり否定的で、大学4年間を通じて教養教育と専門教育をやるべきであるという並行型が提起され、全教官が両者に対して責任を持つべきであるという考え方が述べられている。

(3) 大学運営協議会報告書「大学問題に関する調査研究報告書」(46.6)について

ここでは、やはり前回の教養課程特別委員会報告書(44.11)のとおりに一般教育と専門教育

の両者を区別しないという考え方に立って両者の交流ということを積極的に模索し、縦割、横割等区別しないで、共同講義とか総合科目等の考え方を提言している。

(4) 教養課程特別委員会報告書「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」(47.11)について

ここでは、一般教育というものが教養部で行われているが、そこに属している教官の格差の問題、特に外国語と保健体育の教官にそのような格差がみられ、過重な負担が課されているという実態が指摘されている。

(5) 大学運営協議会報告書「大学改革に関する調査研究報告書」(48.12)について

ここでは、いままでの報告書の考え方よりかなり後退して、最初の一般教育特別委員会報告書(37.3)の見解までに後退したという感がある。そうして、学問が細分化するとか、専門化するということになって人間性の全体に関する把握ができなくなっているということを指摘して、37年3月の報告書見解のように一般教育というのは非常に重要であるということを行っている。

(6) 教養課程特別委員会報告書「教養課程組織改編に関する調査報告書」(54.5)について

ここでは、各大学にどのような改編があったかということについて書かれている。そして、その改編の方向として二つのものを挙げ、教養部を解体して新しい学部を作るというかたち(広島大学の総合科学部、岩手大学の人文社会科学部等)と、教養部をそのままにしたうえで語学、体育関係を別組織とする大阪大学の言語文化部、名古屋大学の語学総合センター・総合保健体育科学センター、九州大学の健康科学セ

ンター等の実情について紹介している。

この二つの方式の共通するところは、一般教育というものについてどちらの組織も共通して全面的に担当するという点である。そうして一方では、新たに専門教育も行うという方向で改善しようとしている。なお、これは他の学部に影響を与えない改善ということで考えられたものであって、制度的には二重構造である。また、格差の是正ということについても重点がおかれたということである。しかし、これらの改組は最終的には大学院レベルの研究に結びつかなければ意味がないという考え方の方である。

この改組によるメリット、デメリットの問題であるが、メリットとしては改組によって幅の広い優秀なスタッフが迎えられ総合性のある教育ができるのではないかとことが考えられる。またデメリットとしては、教官定員の増加は一番最初に改組をした広島大学の場合にだけ行われて、その後改組した大学には教官の定員増はなく、そのため教官の不足を生じ一般教育も空洞化したという問題が挙げられる。

教養という問題には一般教育と基礎教育という2つの問題があり、その場合一般教育の理解が大学内で必ずしも一致していない。特に理工系学部では一般教育よりも専門基礎教育を重視し、専門教育が一般教育を侵蝕する傾向がみられる。この点については今後検討の要がある。

一般教育の改革というのは、大学教育全体として見直す視野をもたない限り対症療法の域を出ない。そこで、全体として見直した場合にどのような方法があるかという点のように考えられる。

現実の制約の上で考える場合、一般教育には二つの分極がある。その一つは、広島大学の総

合科学部のように4年一貫制のもとに専門教育と一般教育の融合を図って、一般教育を大学教育の強い柱に立てるという考え方である。他の一つは、専門学部が最低限必要とする専門教育とドッキングさせてはどうかという考え方である。

(7) 一般教育責任体制調査検討特別委員会報告書——「総括編」(53.3)について

これは教養部を置かない19大学の一般教育担当部局の関係者で構成されている協議会の報告書で、一般教育の教官の考え方が強く出ており、大学教育の改善の基本を一般教育制度の重視におくべきであると指摘している。これによると、一般教育の存在価値をどこに求めるかという点、それは新制大学発足時の理念とか、大学の歴史的使命の観点とか、専門主義的傾向に対する民主社会の要請とか、人間形成ということ等に求められるのではないかとことである。すなわち、一般教育とは、人間社会の存続発展に関わる基本的な知的機能を担うために行われるべきものであるとしている。そこで、リベラルアーツ型教養概念というものが一般教育の中で中心概念であるという考え方を取っているわけである。

また、ここで提唱している問題に総合科学に対して、教養科学というものがある。教養科学というのは、人間形成あるいは人間社会形成、関連する基礎的な諸問題領域の研究活動、諸科学を人間形成と結びつける学問というように言っている。なお、この報告書では先ほど紹介した新しい学部組織構想を更に一歩進めようという考えである。

(8) 教養課程特別委員会報告書「アンケート調査を中心とした——教養課程教育の実状」(55.11)について

この報告書は、各大学等で実施した調査報告書等を収集し、そこにみられる結果を集約紹介したものである。これでは、学生も教官も前期2年は、種々の専門領域入門というか、概念的知識を教授し、各専門学科のための基礎能力を養成する時期であるというように捉えており、またそのようにあるべきと考えている。また、今の教養課程というものを実質的には専門の学制的性格を示しているに過ぎないとも述べている。

以上の各資料に基づく一般教育についての説明に続いて、おおむね次のような意見の交換があった。

- 一般教育を考えるとときに、理想論と現実の問題がどうも噛み合わないというようなことがあるのではなからうか。
- 両極端の意見が出るかもしれない。
- 医学関係では当座の医学の学問を修めるには物理とか化学とか、そのような広い分野の学問は必要ではないのであるが、将来のことを考える場合にある程度基礎的学問は必要であろうし、そのような基礎をやるというイントロダクションがいるわけである。ところがどうした理由か、学生の意識には一般教育を軽視するといった気持があるようである。しかし、現在行われている一般教育は遠い将来の発展のためには個人個人に有効にはたらくのではなからうか。
- 一般教育の理念が現在の教育の中で実際に活かされているかどうかということが問題ではないのか。
- そのような場合によく旧制高校の例が出るのであるが、旧制高校時代を振り返ってみると、どのような講義があったかというような

ことは殆ど忘れており、自分が本を読み友達と議論したことが一番人間形成に役立ったように思う。このように考えてくると講義などは受けずに勝手に本を読んで大いに友達と議論することがよいということにもなるがどうであろうか。

- 旧制高校時代は本当にエリートといわれるものの集合であったのでそれでよかったのであるが、現在の大学はそのようではなく大衆化してあらゆる学生の集合体となっている。そこに問題がある。
- 一般教育の改善には種々の問題があるが、一般教育も教育方法の工夫ということが必要であろう。日本では大学における教育方法の問題が軽視されている。
- 一般教育を行う方法としては、次の2つの方法があるのではなからうか。一つは、スタッフを揃えて、キメ細かくやるという方法であり、他の一つは、50歳以上の全体を見渡せるというような大きな視野をもった老練な教官が担当するという方法である。
- 一般教育と専門教育と両方を考えなければならぬが、一般教育は専門教育と別にあるのではなく、専門教育の中でそのあり方を考えるべきであろう。
- 最近専門学校が増加の傾向にあり、これを高等教育の一環として扱う気運にあるが、専門学校には教養課程というものはない。そのような状況の中にあって、教養課程の必要性というものを明確にしておく必要があるのではないか。
- 教育とは、どういうものかという問題であるが、われわれは教えることは出来ないわけで、学生にある環境を設定してその環境を通過させることによって、われわれがこうした

いというように持ってゆくだけである。ここで一番問題なのは、人間が生まれてから、社会に出て働くまでの間のある時期に、ある環境に触れさせないともう駄目になるという時期がある。これは人間生活の知的な面でもそのような時期がある。例えば、理工系であると、数学あるいは物理というような学問は人生のある年齢のところそのような環境に晒してやらなければ終生ものにならないといわれる。そこで、そのようなものを用意するのがおそらくカリキュラムの基本であろうと思う。

人文科学系や社会科学系においてもそれと同様のものが何かあるはずである。このようにどうしてもその時期にやっておかなければならないものがあって、またそれをやっていない限りあるレベル以上になれないというのが、一般教育あるいは教養ではないのかと考える。

また、専門学校と大学と何が違うかといわれたときに、同じ専門の上でも、大学の方がより高いところにいけるのであると言えるように、しかるべき時期にしかるべき教育をやっておかなければならない。

- 教育というのは、環境だけを設定しておけばよいというものでもないと思う。店構えだけ整えれば教育できるとは言えないであろう。
- その場合、例えばウインドーショッピング

でとどまらないで中へ入ってご覧なさいよというようなことは学生にやってやらなければならないであろう。現在一般教育に必要な単位が認められているのもそのためであろう。

- 大学で教養を学ぶことが大切だというのは、哲学を学びそれによって総合科学的な見方と思考力を養うためである。情報化時代には特にそれが必要である。
- 旧制高校では学生を放任していてもよかったが、現在は大学も大衆化してきたので、履修を定めたカリキュラムが必要である。それを小人数のキメ細かい指導によって、広い視野から学ばせることが必要である。
- 昔の学生には一定の価値観があったが、現在はそうでない。少人数教育というのは大切であろう。

以上のような意見が交わされたのち、委員長より次回の進め方について次のように述べられて本日の議事を終了した。

次回には、もう少し教養というものの中身について、本日の議論等を踏まえながら議論しておいてはどうかと考える。そこで市川委員、外池委員、下沢委員にはご苦勞であるが、いままでの議論について整理をしてもらい、問題提起をしていただきたいと思うのでよろしく願います。

次回 4月12日(木) 13:30~16:00

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和59年4月12日(木) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 藤巻委員長
下沢, 大口, 外池, 明島, 市川, 山野各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように委員の異動について報告があった。

このたび長谷委員には、4月1日付をもって埼玉大学を定年退職されたが、これまでの審議との関係もあり引続き本委員会の臨時専門委員として居残っていただくことにした。また西野委員には、今回タイ国のアジア工科大学の副学長に就任され赴任することとなったため本委員会の委員を退任された。

以上の報告があったのち議事に入った。

〔議 事〕

1. 教養部の問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回(3月8日)は大学における教養教育の問題についてご審議願ったが、本日は引続きその中身の問題について検討したい。これについては市川, 下沢両専門より資料が提出されているので、それに基づく説明を伺ったうえ、ご協議をお願いしたい。

ついで、下沢委員より次のように説明があった。

大学における教養教育の問題を検討するに当たって、かつて当協会の大学運営協議会が48年にまとめた「大学改革に関する調査研究報告書」の中の“教養部のあり方”の部分が参考になるのではないかと考え、このコピーをお配りした。以下、本日の討議資料として配付した「教養部問題」を基に若干ご説明したい。

以上の前置ののち、配付資料を基に次の事項について説明があった。

- (1) 新制大学の理念の復習
- (2) 教養部成立の経緯
- (3) 大学紛争以降の教養部論争と改革案
- (4) 最近の状況について
- (5) 大学教師の任務について
- (6) 教養部を廃止したときの諸問題
- (7) 「大学4年間はすべて教養課程である」とする考え方について

これに引続いて市川委員より、配付資料「過渡状態としての大学制度と一般教育」を基に次の事項について詳細な説明があった。

- (1) 制度の時間的变化
- (2) 同じ制度内での時間的变化
- (3) 過渡状態としての認識
- (4) 一般教育を廃止した時に何が起るか

以上の説明について次のような意見の交換があった。

- 制度の時間的变化として約30年毎に教育制度の改革があったとする市川委員の見方は面白い見方であると思う。社会的状況が成熟してくると当初考えていなかったニーズが出てくるので、制度改革の必要性が生じてくることになる。
- 私のイメージでは、制度とはある枠組であって、伸ばすという側面も持っているが、その反面制約するという側面もあると思う。また、要求には質的な要求ということもある

が、量的な要求の場合もあり、制度改革もそれに応じてなされてきているようである。

○ 30年毎の変化という見方は面白いが、これには一国の社会情勢あるいは経済情勢というものが大きく影響しているように思う。例えば、わが国では多くの医科大学が設けられたことなどは、国の経済情勢もよかったということにもよると思う。ところで、現在は社会的情勢が圧迫する方向にあるのか、それとも発展する方向にあるのか。いずれにせよ、大学を変化させるのは大学内部の問題より社会的要因の方が強い影響力をもつものと思われる。

○ ミクロに見るといろいろな要因が作用していると思われるが、次の30年間に大学に影響を与えるものが何か生ずるのではないか。例えば、情報獲得が容易になったとき、教育のあり方も変わってくるのではないか。

○ 配付資料中の「同じ制度内での時間的変化」の項のところで示されているグラフを見ると、学生数に対する教官数（助手も含む）の割合は、日本の国立大学の教官は随分恵まれている条件にあるように見えるが、この教官数については研究所教官も含まれているので、もう少し学問分野別とか、学部別とかいうように細分化して調査すればこれとは違った結果が出るのではないか。

それから制度的な変化についてであるが、変化の場合社会と大学との関係を歴史的に見ると、戦前と戦後ということが大きな転換点になっており、特に戦後について考えてみると、混乱期、高度成長期、低成長期というようないろいろな時代を経てきていると思う。そうして現在のような高度情報化社会となり、社会ではスペシャリストを要求する変化

をもたらしている。

また、社会の中での大学自体が内部的にどのような変化をしているかという点、これもまた戦前と戦後についてみると、戦前はエリート養成としての大学であったが、戦後は大学が大衆化してきたという大きな違いがある。

それから、教官と学生について戦前と戦後どのような変化があるかという点、教官の方は戦前も戦後も研究・教育に徹するというかたちには変わらないが、学生の方は戦前ではアカデミズムというものははっきりと捉えていたのであるが、今の学生は受身的であって与えられたものだけをやるというように変わってきている。このような状態は現在はアメリカにおいても同じ状態にあるということであるが、アメリカではそのような学生をどう導いてゆくかという体制が整っているということである。ところが、わが国ではそのような要求を充たすまでには至っておらず、今後教育のあり方というものについて、これをどうすべきかが課題である。

○ 教養部における語学についての問題であるが、現在のように情報科学の急成長に伴って語学の必要性は極めて高くなってきている。語学には、文化を知るための語学と語術をマスターする語学という2つの面がある。ところで、大学の教官には、研究と教育のうち研究を優先するという考えがあるので、どうしても語術という面を軽視するという傾向がある。教養課程における語学教育は一体どちらの面に重点をおいて教育されるべきであろうか。

○ 大学前期2年間の教養課程において主となるのは語学教育であると思う。あとの人文、

社会、自然の一般教育科目については、大学4年間のうちにゆっくり単位を取得できるようにカリキュラムを組んでおけばよいのではなからうか。語学は大学後期の専門の学習とも結びついたので、教養課程のうちに読解力を十分身につけておく必要がある。

- 一般の教養人という人種は存在するかもしれないが、それは一般教育を学んだ人という意味ではなく、深い専門の学問をやってこれを越えた人を指すものであると思う。従って、教養人のための教養学という学問があるとは思えない。
- そのような考え方をバックとすれば、国大協の報告書の中にも書かれている「一般教育と専門教育とは、互に相補的關係に立つ」という考え方も一致するのではないかと思う。
- 教養部の教官の任用に際して、教官の研究業績だけを基にして、その人の持つバックグラウンドについては何ら考慮されないのが普通である。幅広い人材ということになるとその辺にも問題があるのではなからうか。
- これまでの意見では、一般教育というものは専門基礎に近い教養を授ければよいのではないかというように受け取れるが、そのように考えてよいものかどうか。
- 専門基礎に近いものをやればよいというのではなく、専門教育をコアとしてその学習の過程で教養というものを捉え直すということである。
- そのように考えるのであるなら、例えば心理学とか、倫理、哲学、論理学等の学問は、自然科学系の場合どのように専門教育と結びつけていけるのか。
- 教養と専門の結びつきについては、旧制高

校時代の学生はエリートであったから、心理学とか倫理学、論理学、哲学等の学問が独立に講義されていたとしても、それが将来専門に進んだときに自分の専攻する学問とうまく結びついて人間形成のための一助になっていたもののように思われる。ところが現在の学生では、教官の方で何かカリキュラム等で工夫しない限り、専門とそのような学問がうまく結びついていくことは難しい。

- 教養部のあり方ということについては、現在いろいろの試みがそれぞれの大学で行われている。例えば広島大学の総合科学部、岩手大学の人文社会科学部、大阪大学の言語文化部・健康体育部、名古屋大学の総合言語センター、九州大学の健康科学センター等の編成替えや、あるいは教養部教官の大学院の兼任というような方法が試みられているが、これらの試みについてその後の評価はどうなっているのであろうか。もしもこれらについての評価が伺えるのであれば参考になるのではなからうか。医の倫理の問題などは、講義だけで身につくものではない。研究組織においてそのやり方を研究しないと成果は挙がらない。
- 各大学でいろいろ試みられている新しい改革の評価については、国大協の報告書の中で次のように報告をしている。
 - ① 専門学部と教養学部との間の格差の解消という点では確かにメリットがあったと思う。
 - ② 他学部に影響を与えないということで改革を行ったために、一方通行的であるという点は指摘される点であろう。
 - ③ 改革を行ったために質の高い教官が迎えられようになり、また幅の広い総合性を

もった教育が出来るようになった。

- ④ 広島大学の改革の場合は教官の定員増があったのであるが、その他の大学の改革については教官の定員増が行われず、担当教官には専門と一般教育という2つの負担が増大された。
- ⑤ 一般教育と専門教育の結びつきという点では、相変わらずバラバラであって、特に理工系学部のようなところでは、専門基礎を重視するという傾向が強い。
- 他学部に影響を与えない範囲の限りで行ったということから考えると、大学のあり方について議論するとき、学部間の相互作用がある程度あってもよいというように考えるのか、あるいは影響を与えない範囲内で考えるのか、ということが問題となるであろう。例えば単科の大学で考えるような場合には、専門教育と一般教育との間に多少の隔壁はあるかもしれないが、専門と教養とは一体であるというような考え方であるので、総合大学の場合とは大分違うのではないかと考えられる。そこでこうした問題を考える場合、工学系とか理学系というように分野毎に議論した方がよいのかどうか、検討してみる必要がある。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、今後の作業の進め方について次のように意見の交換があった。

- 国大協の中には「教養課程に関する特別委員会」があり、そこでは教養課程の具体的な問題について検討されていることであろうから、この教養の問題については当委員会としては総論的なことをまとめればよいということになるのであろう。
- それから、大学の評価という問題について論ぜられていたが、この評価という問題について本委員会では、評価をするということではなくて評価の助けをするのだというように解して、評価についてわれわれが直接手を下すのではなくて助けの資料を作るのであると考えてよいと思う。

以上のような意見の交換があったのち、一応この辺で教養問題のまとめを行うことにし、協議の結果、下沢、市川、外池の3委員でこれまでの議論を踏まえたうえで、それぞれ見解をまとめ、できればこれを次回(5.14)までに、もし間に合わない場合には5月21日までに提出願うことにした。

また次回の検討課題は「大学の評価」ということにし、慶伊富長編の「大学評価の研究」(東大出版会)を参考にして検討することにした。

以上をもって、本日の議事を終了した。

次回 5月14日(月) 10:30~14:00

第2常置委員会

日時 昭和59年2月25日(土) 10:00~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

久佐, 福田, 小野, 金子, 潮木, 丸井, 井沢, 脇坂,
谷口, 山田, 田中, 坂上, 井上, 江橋各委員
宮崎, 松井, 金子各専門委員
(大学入試センター) 小坂所長, 木村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

大学入試の改善については、最近国会でも取り上げられて種々論議が行われていて、中曽根総理、森文部大臣共この問題について熱意をもっておられる様子で、去る1月18日には、森文部大臣と平野会長始め国大協メンバー等によりこの問題を巡って懇談がもたれ、つい最近には大臣は私立大学関係者とも懇談を行っている。また、1月27日には、中曽根総理と本協会メンバー（平野会長、沢田、松田両副会長、猪第2常置委員会委員長、飯島名古屋大学長、及び小坂入試センター所長）による入試改善についての懇談も行われた。

このように入試改善について世間の動きも活発化する形勢にあり、本委員会としても入試改善特別委員会と連携して入試改善に関する具体的問題について検討をすすめてゆかなければならないと考える。

次に、本日の議題の協議に入る前に、予て本委員会でも検討をすすめていた「共通1次試験の実施期日等の繰り下げ」についてその後の経過をご報告しておきたい。

共通1次試験実施期日等の繰り下げについては、昨年9月27日開催の拡大小委員会および10月6日開催の本委員会で検討のうえ取りまとめた3案併記の実施案（第1案：1月26日から2月2日までの間の土曜、日曜、第2案：現行規

定より1週間後の土曜、日曜、第3案：1月24日から1月31日までの間の土曜、日曜）について10月26日開催の理事会に諮ったところ、第3案が最善ではなかろうかということになった。ただ、これについては公立大学協会および高等学校側の意見も徴する必要があるということであった。

それで、その後公大協側及び全国高等学校長協会の関係者と個別にこの問題について協議を行った。その結果、第3案に対して公大協側は賛成であったが、高校側は従来同様2月初旬を希望していて第3案に対して十分な了解は得られなかった。このため、高校側との意見調整はなお残しながら、11月15日に本委員会を開催して第3案による繰り下げ案を取りまとめ、これを翌日開催の総会に提出し説明するとともに、これが経緯についても併せて説明した。

これについて協議の結果、繰り下げ案については一応了承が得られたものの、この試験期日繰り下げの大きな理由が高校教育の正常化に資することにあるので、これについてももう少し高校側と話し合ったうえ高校側の了解が得られた段階で、改めて同案について各大学にアンケートを行い、その結果を踏まえて理事会で最終的に結論を出す、ということとなった。そして、その後高校長協会側と再度期日繰り下げ問題について話し合ったところ、昭和60年度については第3案で実施することを了承する旨意思表示

があったので、過般各国立大学宛「繰り下げ案」についてアンケートを実施した。

その結果、一部の大学より雪害の危惧を指摘する意見などが寄せられたが、特に同案に対して反対意見はみられなかったため、去る2月22日開催の理事会にこの旨報告するとともに改めて「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ案」について諮った。その結果了承されたので、これを決定公表した。

以上が共通1次試験の実施期日等の繰り下げに関するその後の経緯である。

ところで、本委員会の今後の検討課題については、①昭和61年度以降の共通1次試験の実施期日の繰り下げについて、②共通1次試験の教科・科目について、③国立大学の受験機会の拡大（推薦入学、第2次募集等の推進）及び④第2次試験内容の工夫について、等が考えられるが、これらの問題の検討をすすめてゆくについては、入試改善特別委員会の審議の進展状況を睨み合わせながら、また、両委員会の役割分担を調整しながら検討をすすめてゆきたいと考える。

次に、冒頭申し上げた国大協メンバーと政府幹部とによる入試改善についての懇談の様態について掻い摘んでご報告しておきたい。

森文部大臣との懇談では、大臣より、「共通1次試験で課される5教科7科目の試験科目数は受験生にとって負担過重になっていないか、また、出題レベルが高すぎないか」「大学入試にもっと多様な選抜方法がとれないか」「教養部をもっと活用してはどうか」「入学を易しく、卒業は難しくできないか」「入試期日について9月に実施する方法はとれないか」等大学入試制度に対する意見が述べられ、これに対し、本協会としての入試改善に関する考え方につい

て、入試改善特別委員会および本委員会における現下の審議の状況を踏まえ、それぞれの事項について意見を申し述べた。

それから、中曽根総理との懇談では、総理は、「今の共通入試はとかく人間性を欠く憾みがあるので、入試では人格的要素ということも加味して学力一辺倒に偏しない選抜方法のとれるような入試改善を速やかに図ってほしい」という基本見解を示され、ついで共通1次試験について、ア・ラ・カルト方式による出題や“敗者復活”を大幅に採り入れられないかということなど具体的な例も挙げられた。

また、去る1月30日に、永井文部大臣が参議院予算委員会に参考人として出席されて、入試改善問題に関連して共通入試制度導入の経緯等について所見を述べられたが、その中で特に、入試改善の検討をすすめるについては入試センターの研究部に蓄積されている種々の研究調査のデータを活用することが望ましいこと、各大学の2次試験の方法についてもっと工夫すべきであろう、といった点を強調されていた。

なお、入試改善に関してこのほか、文部大臣と私立大学関係者との間でも懇談が行われ、私立大学の共通1次試験参加について、推薦入学の推進等について話し合いが行われており、その際大臣より、入試改善について国大協と私立大学側との間で一度懇談の機会をもって貰いたい旨希望があったとのことであった。

以上のように述べられたのち、本日の議事に入った。

〔議事〕

◎ 大学入学者選抜方法の改善について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の議題は“大学入試改善について”とい

うことであるが、これについて松井専門委員が「大学入学者選抜方法改善の主要問題点」という検討資料を用意されたので、この資料を基に協議を行うこととしたい。

ついで同専門委員より、配付資料を基に、共通第1次学力試験の実施の目的・理念、出題方式及び解答の教科・科目、実施の期日、実施の時間・日程等、出題する問題の難易度、入学者選抜に用いる点数の刻み、大学毎に行う第2次試験の実施の目的・内容、実施の期日、第2次募集、第1次試験・2次試験のウェイト、総合の仕方、高校調査書の取扱い等の諸項目について詳細な説明があった。

以上の説明について、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 今度新たに設置された入試改善特別委員会では、入試改善について共通1次試験の基本理念に遡って検討を始めた。そして、その議論の中で、共通第1次学力試験の目的である「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」をめぐり、その基準がどこに置かれるべきかということが問題となった。
- それから、共通1次試験の教科・科目数についての議論では、特定の科目を入試科目から外すことにより生ずるデメリット（試験科目と異なる科目の授業が軽視されるなど高校教育に悪影響を及ぼす虞れがある等）が小さくないと思われることから、出題科目自体は減らさずにア・ラ・カルト出題方式の導入により受験生の負担軽減が図れないかという方向に議論が動いている。
- 入学者選抜方法についての考え方は、学部の性格によってかなり異なるようである。私の大学の工学部では、共通1次試験を総得点差によって選抜を行うと、たとえば英語の成

績が極端に悪い学生でも合格してしまうことになるので、入学後の教養課程教育の授業に差支えが生じて困る、という意見が強い。この点、共通1次試験については各大学・学部がそれぞれの特色を発揮することができるように、ア・ラ・カルト方式によることがのぞましいのではないかとと思われる。

- 共通1次試験については、これらの導入時と現在とではその考え方が随分変わってきているのではなからうか。それで、共通1次試験の教科・科目数について検討するに際しても、当初の理念に立帰ってこれを根本から見直すのか、あるいは現状に立って手直しを続けてゆこうとするのか、その辺の姿勢を先ずははっきりさせておく必要があるのではなからうか。
- 共通1次試験について、これが一種の資格試験なのか或いは選抜試験なのかその性格を曖昧にしたままスタートしてしまったという意見もある。もともと共通1次試験の作題については「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」の共通尺度という観点とともに、大学教育に堪え得る資質能力の測定ということもある程度意識して作られているが、この共通1次試験は2次試験との総合によって入学者選抜を行うものであって、独立した資格試験というものではない。つまり、大学が共同してよい問題を作りそれを各大学が選抜試験の一部として使うということであって、共通1次試験だけを切り離して考えるべきではない。それで、出題のレベルについては現在各科目とも60点（100点満点）を目安として作題されているわけである。ちなみに、59年度共通第1次学力試験では、最高得点は984点（1,000点満点）（最低は0点）、平均点

は608点、700点以上の得点者が約98,000人、平均点までの得点者は約173,000人であった。各科目の出題レベルについて難しすぎるのではないかという意見も聞かれるが、今回の受験者数約341,000人のうち平均点以上得点しているのが半数に達している。そして、過去5回の共通第1次学力試験の標準偏差は、±4点以内にとどまり大きな変動はみられない。現在入試センターでは入試についてのデータの分析調査なども行いながら入試科目の出題レベルについて検討をすすめているところであるが平均点を余り高くすると受験生の学力の識別が難しくなるという問題や、共通1次試験の理念と齟齬を来す虞れがある。

- 国立大学の入学者については、第1次学力試験と第2次試験とのセットにより合否判定が行われるが、共通入試全体を大学の選抜試験とみなす考えに立てば、各大学・学部によって受験生に対して求める内容も違ってこようし、そうなると共通第1次試験の試験科目数についても一律に5教科7科目を課すのではなく、もっと大学・学部の自由採量に任せるべきであるという考え方も出てこよう。この点からも、共通第1次試験が目的とする「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」とは何かということ、もう一遍考え直してみる必要があると思う。
- ア・ラ・カルト出題方式については、大学の学部・学科の特性が強くと出易く、この方法の如何によっては高校教育に及ぼす影響は少なくないものと思われるので、この点慎重な検討が望まれる。以前、「昭和60年度以降の共通1次試験の教科・科目数」の問題について、本委員会の下に置かれた入試教科目改訂専門委員会及び入試センターの試験教科目等

調査研究委員会で検討を行っていた過程では、単一式5教科5科目案や文系・理系別5教科6科目案等も考えられたが、結局のところ、必修科目の「現代社会」を高校教育へ定着を図るということもあって現行案となった経緯がある。

- 「現代社会」については、これが高校教育課程で必修科目になっているにもかかわらず新学習指導要領に基づき新設された科目ということもあって、まだ高校でこれに精通した教師が少ないため履修上に問題があり、また、同じく必修科目として新設された「理科Ⅰ」についても、これが高校理科の全分野（物理、化学、生物、地学）の内容を含んでいるが、高校で理科全般に互って精通する教師が少ないため他の科目より履修しにくい面があり、試験の公平性という点から問題がある。そうすると、共通第1次試験について「現代社会」と「理科Ⅰ」を外して5教科5科目とする、ことも考えられる。
- 「現代社会」と「理科Ⅰ」の問題点についての検討は必要であろうが、それについては中等教育（中学校教育、高校教育）と結んだ流れの中で大学教育を考える必要があるのではなからうか。確かに「理科Ⅰ」については高校でこれの内容に通じた教師がまだ少なく教育が難しいという面はあるが、一方、試験問題を作る側からみると、的確な問題が作りやすいということで評価されているようである。それが、同じ必修科目でも「現代社会」については教育上難しい面があるうえ、問題の作成上からも難しい点があるようである。しかし、「ゆとりのある教育と個性の伸長」をその狙いとする新高校教育課程が定着するよう大学側としても入試科目等について

配慮する必要がある。

- 以前、60年度以降の共通第1次学力試験の教科・科目について検討した際、一つの前提とされたのが「高校教育の妨げとならないよう配慮する」ということであった。それで、もし共通第1次学力試験の試験科目から「現代社会」を外すということにすると、これが結果として高校教育の中で軽んじられて新教育課程の育つ芽を摘む虞れがあることや、職業科課程からの入学機会の確保ということなどが勘案されて、結局「現代社会」を共通第1次学力試験の試験科目とすることにした経緯がある。
- 共通第1次試験で、「現代社会」および「理科I」を選択科目の一つということにすることは考えられないか。
- 共通第1次試験を文系、理系別に分ける案について高校側はどのような意見なのであるうか。
- それについては、高校長協会としての意見は以前より一貫して5教科7科目単一出題方式が支持されているようであるが、進学指導現場側の意見は、高校側で前後2回実施したアンケート結果によれば、以前は圧倒的に5教科7科目単一出題方式がよいとされていたものが、最近では、出題方式については文系、理系等の類系別が、試験科目数については5教科6科目がよいとする意見の割合が過半数に達していて、高校全体としての意見はまだまとまっていないように思われる。
- 類系ということに関連することで、入試センターで受験生が共通第1次試験を受けた後第2次試験で志望校を変更する割合について過去のデータを調べたところ、文系学部から理系学部への変更率は約3%で、逆に理系学

部から文系学部へ変更するケースが約2%ということであった。

- ある学長から、入学者選抜の一つの方法として、たとえば定員の50%を現行方式によって、20%を大学・学部独自の自由な方法によって、そしてあとの30%の枠の範囲内で推薦入学を認めるような方法を考えてみてはどうか、という意見があったが、このような入試の方法についても一度検討してみてもどうであろうか。

ところで、共通第1次試験の実施期日については、60年度については1月26日(土)、27日(日)ということに決まったが、1月下旬というのは依然として雪害の危険があること、私立大学の入試期日との間隔がないことなどの問題点が残されている。この点については、(1)共通第1次試験の実施期日を教科によって分離し、たとえば国語、数学、外国語の3教科については夏休みにまで繰り上げてはどうかという意見や、(2)逆に共通第1次試験の期日を今より大幅に繰り下げて第1次試験と第2次試験の期日を近接させてはどうかという意見もある。しかし、これについても前者では、高校教育の履修途中という問題があり、後者では、雪害の危惧や高校の授業への影響という点での心配はなくなり、また大学側の試験業務が一度で済むというメリットはあるものの、従来認めている自己採点方式による志望校の変更が不可能になるという問題が生じることになる。

ここで小坂入試センター所長より、昭和60年度共通第1次試験の試験時刻の改正について配付資料をもとに概ね次のように説明があった。

共通第1次試験の試験教科については、従来

第1日目が正午より国語と理科の2教科を、第2日目が午前9時より社会、数学、外国語の3教科を割り振るという日程で実施しているが、60年度に実施される1月末の時期については雪害の危険度が従来より高いこと、また受験生のケアレスミスが2日目に高いということなどの点を勘案して、試験日程について第1日目、第2日目とも午前10時から試験を始めることとし、試験科目については国語、数学、外国語の3教科を第1日目に、社会と理科の2教科を第2日目というように改正したいと考えているので、これについてご協議いただきたい。

以上の説明について委員長より、昭和60年度共通第1次学力試験の試験時刻の改正について入試センター案のとおり改定したい旨諮られ、これが了承された。また、試験実施期日の繰り下げに伴う大学入試センターの作業日程の変更を示した「昭和60年度共通第1次学力試験の基本日程(案)」も併せて了承された。

これに引続き更に次のような意見交換が行われた。

○ 第2次試験の工夫ということについては、第1次学力試験との組合せの工夫ということのほか、推薦入学、小論文、面接等の学科試験以外の選考方法の積極的な採用といったことがこれまでに検討されてきたが、例えば、信州大学経済学部で実施されているように、入学定員の一定割合について一部の科目でも優れた成績があればそれを評価して合格を認めるというのも一つの方法かと思われる。それから、2次試験の受験機会を2回にするようにとの世論が高まっているが、これについては入試改善特別委員会でも話題にのぼっている。

○ 入試改善で出題の方法や解答の教科・科目

数等の問題について検討するについては、共通第1次試験の理念をはっきりさせて、これの手直しが必要であることの説得力ある根拠を示したうえで行われるべきであろう。

○ 共通1次試験について、以前は偏差値による“輪切り”への対応ということが問題になっていたのが、最近これが受験生の負担軽減のための科目数の減ということに問題の議論が移ってきているように思われるが、双方の問題を睨みながら「高校教育の一般的基礎的学習の達成度」とは何かということを明らかにすることが肝要であろう。

それから、共通第1次試験の科目減については、入試科目から外れた科目が高校教育で軽視される虞れがあり、高校教育へ及ぼす影響という観点から、これの検討には慎重を要しよう。大学入試は、単に入学選抜の手段にとどまらず、特色ある学校づくり、生徒の個性や能力に応じた教育を目指す新高校教育課程を育ててゆく姿勢の下に考えてゆくべきではなかろうか。

それから、入試改善について世間の関心が高まって各方面で様々な動きがみられるが、これに対し国大協として各方面の意見を聞くことは結構であるが、政治的な動きに捉われずにじっくり腰を据えて検討をすすめて頂きたい。

○ 国大協で共通第1次試験の導入を決定するに当たっては、当時文部省などからはこれの早期実施が希望されていたが、長期間検討を行って数回に亙り実地試験も重ねるなど慎重な構えをとった。今回、入試改善について検討するについても、大学以外の意見にも耳を傾けながら国大協として主体性をもって慎重にすすめてゆく必要がある。ただ、共通第

1次試験の過年度措置のタイムリミットを昭和62年度に迎えるということがあるので、この辺の事情も考慮する必要がある。

おおむね以上のような意見交換があったほか、松井専門委員より、「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライ

ン(案)」について(これの試案を昨年春の総会に提出のうえ各国立大学宛意見を求め、これをもとに若干修正したもの)説明があり、この修正案を各大学に再度照会したうえ理事会にかけて最終決定することが了承された。

以上をもって本日の会議を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和59年1月17日(火) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 世良委員長
小池、原田、須甲、吉田、柳田、鈴木、能勢、
福井、関田、森本、沢田、永松、玉井各委員
小路、立野各専門委員
根本臨時専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日の議題はご案内のとおり、一つは「就職協定の問題」であり、いま一つは「保健管理の立場からみた学生補導に関する問題」についてであるが、これについて立野専門委員及び小路専門委員より、それぞれ説明を伺い、そのうえでご協議を願いたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 就職協定の問題について

このことについて、立野専門委員より次のような報告があった。

学生の就職問題に関する各種委員会等は昨年から数回開かれたが、昨年7月25日の就職協定遵守委員会においては、就職協定についての各大学の取り組み状況及び趣旨徹底の方法等について情報を交換した。

また昨年8月24日には企業側3団体(日経連・日商・中小企業中央会)と大学側3団体(国大協・私大連・私大協)の会合があり、その際は学生の企業訪問のことが話題となった。

このことが話題となったのは、本年度から私大連が中心となって、傘下大学の学生に対し、企業研究の名目で、各企業に就職している自校の先輩との接触を夏休み期間を中心に積極的に行うよう奨励したため、私大生の多くは就職協定で申し合わせた10月1日以前に盛んに会社訪問を行うようになったからである。このことについて、当日の会議で企業側は、この“OB訪問”は就職協定を乱すものであると不満の意を表明した。

以上の経過については、既に報告済みであるが、その後就職シーズンが終わった昨年11月15日に就職問題懇談会が開かれ、その際、OB訪問の問題及び昭和59年度の就職協定の対応のしかた、並びに昭和58年度の協定遵守状況の反省を含めて、一度企業側と非公式に懇談しようと

ということになり、昨年11月29日に企業側3団体と大学側3団体との懇談会が開かれた。その際に企業側は、学生のOB訪問に対し、就職協定遵守の上から危惧の念を持っていることを強く表明した。これに対して私大側は、OB訪問は学生の就職活動にとって大変有意義であるので、健全に定着させたいとの意向を示したため、結局歩み寄った見解もないまま解散となった。それで、次回開催の時期及び昭和59年度の就職協定の対応のことまで話が進まないまままで終わった。

ところが本年1月13日の朝日新聞紙上に、日経連の松崎専務理事が「就職協定は守られていないので、やめたいと思っている」と語った旨の記事が報道された。

これに関し、朝日新聞社の記者から国大協の意向について質問があったので、当方としては所謂「10—11協定」は遵守してゆきたい、また「OB訪問」は協定を乱す恐れがあるので疑問を持っている旨答えておいた。

ところでその後の状況であるが、私大側は来年度の就職計画に向って積極的に動いているようであり、このまま推移すると来年は「10—11協定」も曲り角に来るのではないかと懸念されるので、慎重且つ真剣に対処しなければならないと考えている。

以上の報告に引続いて参考資料として配付した「会社訪問に関する国立大学生と私立大学生の比較グラフ」につき説明があった。

ついで次のような意見交換が行われた。

○ 当委員会では「10—11協定」は遵守すべきであり、「OB訪問」は止めるべきであるとの従来からの意見であったが、私大側はこの協定を中止する意向であるのか。

○ 私大側の真意を聞いていないので、その点は不明である。

○ 最悪の場合、就職協定が無くなることもあり得るのか。

○ 企業側ではその場合、何らかの形で労働省が関与して来るであろうと考えているようであり、そうなることは望んでいないようである。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

国大協としては今後とも就職協定を遵守するという姿勢で臨んでゆきたいと思うので、立野専門委員には、その立場で諸会議での対応をしていただきたい。

2. 学生補導に関する問題について

これについて小路専門委員より次のような説明があった。

まず「保健管理の立場からみた大学生の厚生補導における諸問題」ということについて説明したいと思うが、大学における保健管理と、厚生補導の立場は、大学生の健康問題に関する取り扱い方で微妙なズレがあるように思われる。後者が在籍大学生を対象とするのに比べ、前者は生涯健康の中の青年期健康として位置づけるからであろう。現実には、厚生補導の見地から関心のもたれる諸問題を取り上げ、討議の過程から保健管理全般のあり方に問題を拡げて行くのが妥当と思われる。その意味で、まず最も関心をひくのは、休・退学、留年、就職のトラブルなどの背景になる健康障害であろう。しかし、これらの健康障害の実態を全国的に把握した資料は未だ十分でない。今回は全国多くの保健管理センター関係の方々からご推挙いただい

た資料の中から、特に問題点を指摘していると思われる次の資料に基づいて説明したい。

以上のような前置があったのち、次の資料を基に詳細な説明があった。

- 大学における保健管理と学生の健康状態に関する実態調査結果
- 大学における身体的健康管理の現状分析と将来への提言
- 大学における保健管理の実態とこれからのすすめ方
- 食生活と健康
- 大学生の精神健康問題の実態とその援助
- 学生生活の研究—卒業後からみた大学生生活の満足度—
- 大学生の自殺—最近10年間の傾向—
- 学校保健法など

以上の説明があったのち、そのまとめとして次のように述べられた。

以上の資料などを基に問題点を整理すると次のようになる。

- ① 早急にわが国大学生の統一的健康調査を行い、その実態を明らかにする。ただし、現状分析からでも、すでに次のことは指摘できる。
- ② 学生の健康管理の重点を疾病だけでなく、前疾病状態（「半健康」とほぼ同義）の把握と指導に指向していく必要がある。そのためには、定期健康診断を中心とする健康管理システムの抜本的再検討の要がある。
- ③ とくに成人病の芽としての無自覚性の健康異常や情緒不安定によるキャンパス不適應症状、精神障害へのケアを充実する必要がある。
- ④ さらに全般的な健康増進に関する対策を充実させねばならない。

- ⑥ そのためには、保健管理センターの充実を含めて全学的なコミュニティヘルスケアの考え方が重要であり、そのコアとしてのセンターの位置づけが再検討されねばならない。とくに学生に対する健康教育の充実とそれに伴う研究面の整備は不可欠と思われる。

以上の説明のあと次のような意見交換が行われた。

- スポーツ関係のクラブ活動は学生補導に必要なことは分かるが、文化的なクラブ活動も同じように役立つであろうか。
- スポーツに限らずクラブには先輩後輩の繋がりがあり、共同であるテーマに取り組む形の文化的サークル活動も勿論人間形成に寄与するものと思う。
- 学生の健康管理の重点を一般の病気の治療よりも半健康・情緒不安定・神経症の方に置くべきだということであろうか。
- 精神障害の芽を持った学生を早期に発見することは大事だが、これの指導ということは難しい。しかし警告することは意味がある。
- 学生が問題を起こした場合に保健センターに問い合わせると、センターでは既にマークしている学生であるというケースがあるが、早期に学生部に連絡してもらえないものであろうか。
- これは個人のカルテを外部に出さない、知らせないという法的根拠からきている問題であり、尋ねられなければ、具体的なことは保健管理センターとしては言えないのであろう。
- その辺を学生部と保健センターが有機的にうまく運営できないか。

- このことは保健センターの学内における位置付けの問題にも関連してくる。
- 保健管理センターの機能を発揮させるには、医師1名、看護婦1名の配置で事足れりという姑息な手段でなく、心理学の先生や、幅の広い見識を持つ先生方などを加えた非公式な委員会の形で具体的なデータを検討審議することなどが必要であろう。
- 本委員会として、学生の厚生補導の見地から取り上げる保健管理上の問題は先程説明のあった①から⑥までの5項目ということになるのであろうか。
- その方向で検討を進めるのは結構と思うが、それと同時に課外活動を積極的に推進するため、施設の増設等を関係方面に働きかけてもらいたい。特に北陸地方の屋外体育施設は、冬期間中は使用不能になるので、屋内体育施設を学生数に応じて増設充実されることを希望する。文部省は学生の課外活動をどの程度重視しているのであろうか。
- 文部省は課外活動に相当理解を示しているが、施設基準の拡大は財政困難な状況下でなかなか進捗していない。
- 保健管理センターを中心とした学生保健対策について具体的プランを作って貰えると検討しやすいので、小路専門委員の方でご配慮頂きたい。
- その件は承知した。
- 保健管理センターの大学内における理解と位置付けであるが、各大学に施設は出来たものの業務内容の理解が学内に周知されていない大学もあるように聞いている。それで、これらの点がうまく行っている大学の例や、学生部から見て保健管理センターとの関係をど

のようにしたら円滑にゆくか、また大学全体から見た学生部と厚生及び保健センターの関係などについて、具体的に検討することも有意義と思われる。

- “精神衛生”という言葉自体に対し抵抗感を持つ教官もおり、精神衛生に対する理解は一般に稀薄なので、これの浸透を図る必要がある。

また保健管理センターでキャッチしたデータが有効に活用されていないとか、問題を持っている学生を未然に事故から守る手段がないか、などの問題についても検討してみてもどうであろうか。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長から本日の会議の総括として次のように述べられた。

保健管理センターを中心とした健康管理システムの検討が当面の検討課題となったので、保健管理センターの学内における位置付けが良好な形で運営されている大学の例、及び学生部から保健管理センターに対して要望すべきことがあったらその内容を、小路専門委員の許に連絡していただき、それらの資料を基に審議をすすめていきたい。また、国立学校設置法施行規則第29条の3に掲げてある保健管理センターの業務に「研究・教育施設としての業務の拡充」を加えたいとの保健管理センター所長会議からの要望、及び本日提案のあった屋外体育施設の整備充実のことについては、引きつづき検討することとしたい。

以上をもって、本日の会議を終了した。

日時 昭和59年2月20日(月) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 西川委員長

大塚、鈴木、山本、田中、佐藤、野村、佐々、森、林、藤永、小西、遠藤、宮城各委員
(文部省) 草場国際教育文化課長、長谷川国際学術課長、岡村留学生課長、大島企画連絡課課長補佐、他3名

第5常置委員会

西川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任された遠藤尚宮崎大学長の紹介と、本日国際交流関係予算の説明のため出席された文部省担当官の紹介があった。

〔議事〕

1. 昭和59年度の国際交流関係予算について

初めに、大島企画連絡課課長補佐より概ね次のように述べられた後、配付資料「昭和59年度教育・学術・文化の国際交流関係予算の概算査定額」に基づき国際交流関係予算全体の概要について説明があった。

昭和59年度の政府全体の一般歳出予算は、厳しい財政事情を反映して、対前年度比0.1%減のマイナス査定の子算となっている。そのうち、文部省関係予算は一般会計予算4兆5,720億円、国立学校特別会計予算1兆6,000億円で、それぞれ対前年度比0.8%と5.7%増であり、文部省全体としての純計予算は5兆1,021億円で対前年度比1.4%増となっている。これは、文部省は人件費が大きな割合を占めており、一般会計予算0.8%増は昨年的人事院勧告に伴う給与2%アップによるところが大きい。そのうち国際交流関係予算は重点事項ということで特に2.56%の増になっている。

以上の前置きがあったのち、配付資料に基づ

き5つの大項目別にその予算額と事項の内訳について概略の説明があった。

これに引続き、草場国際教育文化課長、長谷川国際学術課長、岡村留学生課長の順に、配付資料「昭和59年度教育・学術・文化の国際交流関係予算の概算査定額」「昭和59年度留学生関係予算主要事項」に基づき、それぞれの所管の予算について説明があった。

以上の説明に関して概ね次のような意見の交換があった。

- ただいまの説明の中で、大学の留学生受入れ体制の整備の一環として、昭和59年度より新規に、1学部につき留学生40名を一応の基準として専門教育教官を1名配置する措置が講じられるとのことだが、小規模大学では留学生もそれ程多くないので、例えば若干その基準に満たないという場合どのようになるのか、その取扱い方を伺いたい。
- 従来、留学生をある程度受け入れている大学には、日本語教育担当教官配置の措置を講じてきたが、専門教育については種々要望があったにもかかわらず、留学生のみを対象とした授業開設が困難であるとか、留学生は学部より大学院の方が多く等の理由で、実際の対応が難しかったため、今まで措置してこなかった。しかし実際問題として、例えば東京大

工学学部のように大量に（約300名）留学生を受け入れている学部もあり、そこでは専門教育を行う上でもそれだけ負担がかかるわけである。このような状況も勘案し、多くの留学生を受け入れているところにはある程度措置を講ずるべきであるということで、先程説明のような基準で予算要求をしたわけである。なお、この40名につき1名というのは、明確な根拠に基づくものではないが、何かある基準をもって考えないと事柄が進展しないので、各大学・学部の留学生受入れ状況等を参考にして、一応このような基準で対処することにしたわけである。ただ、「21世紀への留学生政策懇談会」から出された「21世紀への留学生政策に関する提言」で21世紀に向けて欧米諸国なみに大量の留学生受入れを提言しており、これについては現在「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」でその具体化方を検討中だが、いずれにしろ今後留学生の大量受入れが予測されるので、今まで留学生受入れの対象とならなかった大学・学部も留学生受入れの必要が生じてこよう。なお、1学部につき40名というのは、学部留学生だけでなく、大学院留学生も含めたものである。

- 専門教育教官は具体的にはどのような講座に配置することになるのでしょうか。
- その運用は、当該学部で一番留学生のためになる講座に配置することになると考えるので、共通講座のようなものになろう。なお、具体的には大学と相談しながら措置したい。
- 主旨は理解できたが、小規模大学は教官等余裕がないので、その点将来ご配慮いただきたい。
- 中国政府派遣の学部留学生は昭和59年度の

30名受入れをもって廃止するとのことだが、その理由を伺いたい。

- 中国では、文革以後次第に大学の整備が進み、学部レベルの教育は国内で行えるようになり、政府派遣によるものは大学院レベルの留学生という方針をとっている。ただ、日本については、各国立大学等で学部留学生の教育等非常に手厚い協力を得ていることもあり、他の国のように一挙に廃止にするのではなく、次第に減らしていく方針をとっていて、昭和59年度の30名の受入れをもって終了するというのである。
- 現在、国費留学生の配分は大都市中心、大規模大学中心となっていて、私どもの大学の所在する奈良等では私費留学生は増加しているが、国費留学生は減少傾向にある。国際交流及び日本の文化の紹介等の観点からみて、留学生を大都市中心に集中させず、奈良等の地方国立大学を含め、留学生の受入れ体制の整備充実を図り、国費留学生の配分を平均化の方が有意義と考える。
- 留学生の配置に際しては、本人が直接留学希望大学の教官と連絡し了承を得ているとか、専攻分野の関係で受入れ大学・学部が限定される（この場合文部省がその研究内容に合った大学を探し、大学の意向を伺った上で配置）とか、また発展途上国からの留学生の多くは出来れば博士号取得を希望しているとか等の諸条件を勘案し各大学に受入れを依頼している。このようなことがあって、結果的に大都市の大学や総合大学が中心となってしまう、止むを得ない場合が大部分であるということをご了解ねがいたい。現在も、国際交流の推進という観点から、地方国立大学に配置可能なものは最大限努力するという考え方

で運用しているところで、今後ともご指摘の点については十分配慮のうえ対処してゆきたい。なお、各大学において、他大学の修士課程修了者をその博士課程に入学できるように柔軟に対処して貰えれば文部省としても地方国立大学への配置がやりやすくなる。

- 国費留学生の採用の際、その専門分野別の枠があるのか。
- 採用の仕方は、在外日本大使館に応募してもらい、そこでの第1次審査の上外務省を通じ文部省に順位をつけて提出ねがっている。なお、大使館での選考の際は、特に専門分野別の枠は設定せず、全分野を通じトータルで何名という形にしている。従って、発展途上国からは、どうしても工科大、また文科系だと経営学といったものが多くなって来る。なお、国費留学生の採用は、以上の大使館ルートその他、姉妹大学等大学間の交流協定の関係で大学推薦の形で各大学より文部省に採用を申請する方法もある。
- 日本語教育の重要性が指摘されている折、その予算が前年度に比べ若干の減となっているが、これはどのような理由によるのであろうか。また、交流協会補助の予算が増加しており、先程の説明ではこれは具体的には台湾からの留学生の補助とのことだが、これは何名分相当の増であらうか。
- 日本語教育の充実の予算の内容を具体的に紹介すると、まず、①国語研究所の日本語教育センター関係予算は約3,500万円でほぼ前年と同額、②外国人に対する日本語教育の調査研究360万円で前年と同額、③中国からの引揚げ者のための教材作成費1,800万円で前年度より200万円増等、以上ほぼ前年度なみである。減額した原因は、インドシナ難民

(ボートピープル)が我が国にも来ており、国際的責務を果たすということで約5,000名の難民の受入れ措置として、急遽品川に国際救援センター、姫路と大和に定住促進センター、の3施設を設置し、日本語教育を実施した。前年度このために約2億円の措置をしたわけだが、若干予算が余った。今年度は実際の難民の受入れの実態に合わせる形で予算を組みなおし適正化したので、全体の予算額が減となったわけである。

- 外国の大学と交流協定を締結する場合、文部省のどの課に相談したらよいのか。
- 交流協定の事業の主旨によって所管の課が異なる。学生の交流に重点を置く場合は留学生課、学者の交流を主とするものは国際学術課、全般的なものは企画連絡課である。なお、東欧圏諸国との大学間交流協定を締結する場合、外務省は政治的配慮の必要性を従前より指摘しており、外務省との間で若干折衝の必要もあるので、事前に企画連絡課の方までご連絡ねがいたい。
- 中国との交流協定の場合はどうか。
- 以前はそのような指摘があったが、今はそうでない。
- 交流協定を締結して国際交流を活発にしようとしても、その準備等費用がかかるのに、これの予算的手当てがないとか、また教官の交流は種々困難な点があるとか、いろいろ障害がある。これらの点についても、ご検討をおねがしたい。
- 文部省としては、交流協定を締結しているかどうかでなく、協定による事業の内容に着目して、例えば某大学工学部のように両大学で共同研究を推進する等明確な目的をもってしているものについては、学術振興会を通じ経費

を補助している。

- 当委員会でも以前にこの交流協定の問題を協議したが、これにはいろいろなケースがある。しかし、現状は各大学の所在する場所等の関係（姉妹都市）によるようなものが多い、これでは文部省に予算要求するのは困難である。それで、それぞれの大学で基金を作る等の方法で対処することも考えてはどうか。この外国の大学との交流協定については、文部省の方から基礎データも頂いているので、今後引き続き検討してはどうか。
- この問題については、学術審議会でも相当議論し、先般出された答申（2月6日）にも記載されている。そこでは、学術的に意義の高いものについては国として補助すべき方を検討すべきであると提言している。文部省としても、今後どのように進めていくか検討したいと考えている。
- 台湾の大学から交流協定締結の要望が来ているが、これは結んでもよいのだろうか。
- 現在、日本は北京政府との間に正式な国交があるわけであるので、正規の協定締結はご遠慮ねがいたいと考えている。なお協定なしに、実態上の教育あるいは学生・教官の交流までさまたげるものではない。
- 私の大学はサンジェゴ州立大学と交流協定を締結している。毎年相互に2名の留学生を送っている。この協定に基づき、先方の大学では授業料を全額免除しているが、我々の方はそれが出来ない（協定では、当分の間、日本の現行法規では授業料免除の措置が出来ないが、可能となるよう努力すると明記）。この点、現行の法規等の改正を含め、外国人留学生の授業料免除の実現が可能となるよう、ご配慮を要望する。

- その問題については予てより伺っているので今後検討したい。

おおむね以上のような意見交換のほか、国内の大学間交流について若干の意見交換があり、本議題についての協議を終了した。

2. アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約について

初めに草場国際教育文化課長より配付資料「アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約について」に基づき、その目的・内容・経緯等について詳細な説明があった後、おおむね次のように述べられた。

文部省でこの地域条約について検討した結果、本地域条約は完全に生かせるよう日本の法律も手当がなされており抵触することはない。しかし、本地域条約は昨年の12月に採択されたわけだが、国内的に適用するためには政府の批准行為が必要で、通常それには数カ年を要する。そして、これが国際条約になるには、各地域での条約批准の手続きが終了するのを待たねばならないので、最終的には10年、15年という長い期間が必要である。

そのような状況であるが、本日の会議の席上、本地域条約の紹介をしたのは、このような条約が採択された現在、国際条約締結に向かって動いているということをご参考までに説明申し上げた次第である。

3. 昭和59年度の外国学長招致事業について

初めに委員長より、昭和59年度の外国学長招致事業でどこの国の大学長を招致したらよいかについて各委員の意見を求められたのち、次の

ように述べられた。

本年度のニュージーランド国大学長招致を決定する際、第2候補としてイギリスの名前もあがっていて、最終的にニュージーランドに決定したという経緯があるので、昭和59年度はイギリスにしたらどうかであろうか。先方との折衝等文部省の方での事務手続きのこともあるので、出来れば本日ご決定いただきたい。

これについて格別の異議もなくこの提案が承認された。

ついで、草場国際教育文化課長より次のように述べられた。

来年度の外国学長招致の件はイギリスにご決定いただいたので、文部省としては、早速、イギリスの国大協に相当するバイス・キャンセラーズ・アソシエーションを通じ、招へい者や来日日程等の折衝を始めたい。なお、招へいの人数は従来どおり3名ということにしたい。(文部省側退席)

4. 小委員会の報告と協議

このことについて留学生問題検討小委員会の鈴木小委員長より、おおむね次のような報告があった。

昨年9月8日の当委員会で留学生問題検討小委員会の設置が決定して以来、今まで4回ほど小委員会を開催し、当初小委員会の役割、目的等から検討を開始し、結論的には国立95大学はそれぞれ留学生問題をかかえているので、その実態を把握するため全大学を対象とした調査の必要があるということになった。そこで、質問項目や調査方法等について小委員会で議論したのち、最終的な取りまとめを私と佐藤委員の2人に委ねられたので、何回か検討を重ねた後、大学を対象とするもの、学部段階を対象とする

もの、留学生個人を対象とするもの、の3つのカテゴリーに分けて3種類のアンケート調査票の試案をまとめた(試案を作成する過程で、必要に応じ何度か、会長、委員長、小委員会委員宛素案を送付し意見を聴取した)。

以上のような手順を経て試案の取りまとめを行ったわけであるが、その実施に際し会長の了解を得る必要もあり、本日会長と面談し所見を伺った。会長はアンケート調査の実施自体には反対ではないが、その前段階として、小委員会で既存の留学生関係資料を収集整理し問題点を抽出し、そのうえで不足しているものについてアンケート調査を実施したらどうか、また国大協の性格を考えると、留学生個人に対して国大協がアンケートを実施することが適当かどうか、危惧の念も表明された。

そこで、私としては、会長の主旨にそって、今後留学生問題を取扱った既存のデータを収集のうえ問題を整理し、その結果どんな問題が浮かび上がるか、その問題を解決するためにどんな手立てが必要か、などを明らかにしたうえで、必要な限りのアンケート調査を実施したいと考えるので、今回はアンケート調査の件は一応ペンディングにしておき、前段階の作業が終了した時点であらためてお諮りすることにしたい。

このことについて種々意見の交換があった後、この提案が了承された。

5. 委員長の交代について

初めに委員長より次のように述べられた。

私は今月29日付をもって任期満了により退任することになったので、次期委員長の選出をおねがいしたい。

これについて協議の結果、鈴木幸寿委員(東京外国語大学長)を次期委員長に選出した。

最後に、西川委員長より今日までの第5常置委員会の運営について、委員各位の協力に対し

謝辞が述べられ、本日の会議を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和59年2月23日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野、塚本、町田、種瀬、高安、早野、武藤(代：後藤)、田中、後藤、池田、大藤、田中、釘宮各委員

慶谷、神山各専門委員

(文部省) 斎藤大学局審議官、井上学生課長、佐藤研究機関課長、工藤大学課課長補佐、諸橋学生課課長補佐

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに委員に就任された町田貞(図書館情報大学長)、田中敏隆(大阪教育大学長)両委員の紹介があった後、次のように述べられた。

昨日理事会が開催されたが、私は公務の都合で出席できなかったため、事前に第6常置委員会委員長報告を事務局宛送付し、石塚事務局長に代理で報告されるよう依頼した。これは、本日の議題と関連するので、まず事務局長より理事会での報告及びその模様等について説明いただきたい。

続いて、事務局長よりおおむね次のように報告があった。

委員長の依頼により、代わって報告した事項について説明したい。

(1) 要望書の提出について

昭和59年度の国家予算編成に当り、かねてより国立大学の授業料が増額改定されるという風聞があり、国大協としては適当な時機を見計らって各関係機関に要望書を提出する必要があると考え、この旨昨年11月の国大協総会で報告し了承を得た。その後これをうけて、大学財政小

委員会を開催して要望書(案)を作成し、この原案について親委員会及び理事会メンバーの了承(持ち回り)を得た上で、本年1月18日に私が、大蔵省、文部省の関係官に面談のうえ「国立大学の授業料改定について」の要望書を提出した。

(2) 人文社会系教官研究費の問題について

かねて会長等より要請のあった人文社会系教官研究費の増額について、専門委員等を中心に文部省関係官と折衝を重ねていたが、明年度予算に新規事項として人文社会系学部に対し外国雑誌購入費が若干計上されることとなった。

(3) 大学院予算の問題について

当協会大学院問題特別委員会では、“旧設大学院”の改善について検討するため小委員会を設けることになった。そこでの議論の一つとして、大学院の予算の問題に関連し、現在大学院の設置に伴って基準面積・施設等の面で若干うわ積みの措置が講ぜられているが、それをもっと引き上げられないかという議論があり、その方策として、大学院関係の予算を学部予算と切り離し独立させたらどうかという意見が出た。しかし、この問題は大学財政に関わる問題であ

るので、同特別委員会としてはその方策のメリット・デメリット等について第6常置委員会に検討方を要請することとし、これについて理事会に諮った結果、この問題を第6常置委員会で検討することとなった。

以上の他、過般の関議決定(58.5.24)に基づく「技能・労務職員等の採用抑制」の問題への対応、および「国立大学の授業料のあり方」についての見解のまとめ等について検討を進めたい旨の報告をした。なお、前者の問題については、緊急を要する問題であるので、早急に要望書を作成し関係方面に要望したい旨提案し、協議の結果、了承されたのでご報告する。

以上の報告があったのち議事に入った。

[議事]

1. 昭和59年度予算の概要について

初めに、斎藤大学局審議官より配付資料「昭和59年度国立学校特別会計予算額総表」「昭和59年度予算案概要」「昭和59年度国立大学入学定員増加予定数」に基づき、文部省の全般的な予算及び大学局関係予算について詳細な説明があった。

続いて、佐藤研究機関課長より配付資料「昭和59年度予算案重点事項」「昭和59年度概算査定重点事項附属資料」に基づき、学術国際局関係の予算の説明があった。

以上の説明に関して、次のような質疑応答があった。

- 現在、文部省予算のうち国立学校特別会計予算の占める割合はどのくらいであろうか。
- 文部省全体の予算約4兆5千億円のうち、国立学校特別会計予算は1兆6千億円程度である。

2. 国立大学授業料等について

初めに井上学生課長より次のように述べられた。

第6常置委員会ではかねてより授業料のあり方の検討を進められているが、先般有江委員長より、その検討に必要な資料の提供依頼があったので、本日説明をかねて伺った次第である。なお、本日配付の「授業料関係資料」は、お手許限りの資料ということで、取扱い方についてご配慮いただきたい。

引続き、同課長より配付資料「育英奨学制度の改善について」に基づいて、来年度の育英奨学事業の詳細な説明があった後、同じく配付資料「授業料関係資料」に基づき説明があった。

このことについて、おおむね次のような意見の交換があった。

- 12年前と現在の消費者物価指数を比較すると、約2.4倍ほどアップしているが、国立学校当校費の方はそれほど伸びていないので、その辺の配慮をお願いしたい。
- 昭和59年度政府予算案の審議は若干遅れているようだが、現在の状況からみて、暫定予算になる可能性があるのか否かの政府見通し、また仮に暫定予算となった場合の授業料の取扱い方についてお伺いしたい。
- 衆議院予算委員会の審議は1日半ぐらい遅れているぐらいで、全体的な日程はそう遅れているわけではない。現在も年度内成立を目指し努力しているところであるが、仮にそこでの審議がもっと遅れたとして、4月7日から暫定予算なのか、4月8日ならそうなるのか、まだ微妙なところもあり、また昨年のように自然成立を待たず参議院で早く議決ねが

ったという例もあり、私どもとしては暫定予算の心配は余りしていない。

- 暫定予算となった場合の授業料の取扱い方は、従来と同様、半期分は旧料金、後期分のみ改定料金となり、その分減収となる。来年度について言うと、年額36,000円アップのところ、18,000円アップということになる。
- 授業料問題に関しての文部当局の尽力に対して感謝するが、今後の国立大学の授業料のあり方についての考え方を伺いたい。
- 授業料に対する考え方については、かねてより国大協の方で議論ねがっているところであるが、行政の立場から言うと、国立学校特別会計は独立採算の特別会計ではないとはいえ、やはり財政当局は自己収入増（病院収入、演習林処分等）の努力をたえず主張しており、今後も応分の負担を要求してくると思われる。これに対して、文部省としては、従来からの基本的考え方に立って、極力低廉に抑えるよう努力しているわけで、今後もその考え方は変わらない。ただ、これにどう取り組んでゆくかについては国家の財政状況とか、父兄の負担能力、私学の授業料等も参考資料として、従来からの考え方を補強する方向で国立大学の授業料のあり方を検討し、それらに対応する必要があると考える。

おおむね以上のような意見交換があった後、委員長より次のように述べられ、この問題についての協議を終了した。

従来より、文部省をバックアップする意味もあり、国立大学の授業料のあり方を検討しているが、非常に難しい問題であり、今後も引続き検討を重ねてゆきたい。

3. 技能・労務職員等の採用抑制の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本問題は前回の委員会（58.10.3）においても協議したところであるが、その後、本日の配付資料にある中国・四国地区国立大学学長会議からの「技能・労務職員等の採用抑制についての要望書」の他、全国立大学附属農場協議会、国立農水産関係大学学部長協議会等からも、この問題についての要望があるので、当委員会としての対応の方法についてご協議いただきたい。この問題については、このことが閣議決定（58.5.24）された頃から関心を寄せ、これに対する要望書の素案も準備していたので、これを基にご協議いただければと考える。なお、協議を始める前に、昨日の理事会でこの問題を協議したとのことであるので、まずその模様を大藤委員より説明いただくことにしたい。

続いて、大藤委員よりおおむね次のような説明があった。

昨日の理事会で、沢田副会長より、この問題への第6常置委員会の取組み方について質問があったので、明日開催の委員会で協議の予定である旨を答えた。なお、理事会で協議の結果、この問題は緊急に措置する必要があるので、当委員会で要望書を作成し、これを持ち回り理事会に諮ったうえ至急関係機関に提出することとした。

おおむね以上のような説明があった後、委員長提出の資料「国家公務員定員管理方策についての要望（案）」を叩き台に協議が行われ、表題及び本文の文章・字句の一部修正を施して

『「国家公務員定員管理」についての要望書』の成案を得たので、これを持回り理事会に諮ったうえ早急に関係方面に提出することにした。

4. 大学院関係予算について

このことについて委員長より次のように述べられた。

このことについては冒頭で事務局長からも説明があったように、大学院問題特別委員会小委員会で、現在、学部予算と大学院予算とが一本化されているが、それを分離・独立させることは可能かどうか、もしそれによって大学院の運営上プラスになるなら、この問題を少し検討してみてもどうかとの議論があった。しかし、この予算のあり方の問題は大学財政をめぐる問題でもあるので、第6常置委員会の担当事項ということで、その審議を付託されることになったものである。

続いて、大学院問題特別委員会小委員会に所属している田中委員より次のような説明があった。

現在、大学院問題小委員会では旧設大学院の改善（若手研究者の養成・確保の問題も含む）について検討を行っているが、その議論の中で、大学院関係予算を学部予算から切り離した場合、予算面でプラスになるか、基準面積の面でプラスになるか、ということが話題となった。この問題は曾て大学格差問題特別委員会の当時に検討されたとのことであるが、もう一度大学院制度全体の立場からこの問題を見直したらどうか、ということになった。しかし、この予算のあり方に関わる事項は大学財政の問題でもあるので、これを担当する第6常置委員会に検討を依頼した次第である。

以上のような説明の後、おおむね次のような意見の交換があった。

- 現在、大学院予算を切り離しているのは学生経費と、あと一部の経費しかなく、例えば施設面にしても、その基準面積は学部のを基本として、大学院の分はその学生数に応じて加算しているわけで、また財政面も、これに即応した積み方になっており、大学院関係の予算を分離・独立させるのは現行の予算制度を抜本的に変えなければならないので慎重に検討する必要がある。
- この問題は、大学財政小委員会に検討を依頼し、問題点の洗い出し、分離・独立が可能か、またその場合のメリット・デメリットはどうか等、その可能性を協議ねがったらどうか。
- ご指摘のとおり、これは基本的かつ重大な問題であるので、慎重に検討する必要がある。以前この問題を検討した際、かえってマイナスに作用する危険があるという意見等が出て、結論はペンディングになっているとのことなので、今の時点で、具体的に問題点等を洗い出し、その可能性を含めて十分検討の上、全体のコンセンサスを得られるような解析と、それに基づく一応の結論を出し、大学院改善の一つの方策として検討することは必要なことと考える。

以上のような意見が交されたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

第6常置委員会としては、この問題の検討を大学財政小委員会に依頼し、十分時間をかけ協議ねがうこととしたい。

以上をもって本議題に関する審議を終わり、

最後に委員長より次のように述べられ、本日の協議を終了した。

授業料値上げに関する要望書については、先般来大学財政小委員会が中心となって要望書案を取りまとめ、これを第6常置委員会メンバー等に文書照会して意見を伺って成案を取りまとめた。しかし、この成案については、その後の諸情勢を勘案し多少簡略化したものにした方が適当と思料されたので、本日お手許に配付したような要望書に急速作成し直して関係方面に要望したので、この点ご了承のほど願います。

なお、この授業料問題については、本日文部

省学生課より提供ねがった諸資料や、国立学校特別会計制度のあり方の推移等を踏まえて、長期的展望の下に、十分検討を行い、根本的な提案が可能となるようにしたいと考えるのでよろしくおねがいたい。

なお、この問題は大学財政小委員会において引き続き検討を進めてゆくこととして、私も出来るだけ小委員会に出席するつもりであるが、私が都合で出席できない時もあるので、その際は、私に代わって田中委員にその運営をおねがいたいので、よろしく願います。

日時 昭和59年1月26日(木) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

長谷部、小野、井出、天野、小林、猪、飯島、丸井、永田、松井、池田、喜多村、添田、田中各委員

(大学入試センター) 小坂所長、木村管理部長

(第5回) 入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに前回議事録の朗読確認があり、ついで委員長より、大学入試センターの小坂所長ならびに木村管理部長の紹介があったのち、次のように述べられた。

本題の協議に入る前に、去る1月18日に文部省において開催された森文部大臣と本協会メンバー(大学入試センター評議員である国立大学長10人と小坂所長)による入試改善に関する懇談会の模様についてご報告しておきたい。

懇談会では初めに猪第2常置委員会委員長より、国大協における入試改善の検討状況について①共通1次試験の実施期日の繰り下げ、②共通1次試験の出題教科・科目について、③国立大学の受験機会の拡大について(推薦入学、第

2次募集等の推進)及び④第2次試験内容の工夫等について検討中である旨説明を行い、ついで私より、本特別委員会におけるこれまでの検討状況について①共通1次試験の出題教科・科目数の問題、②2次試験の受験機会を複数化することについて、③共通1次試験の実施期日、等の問題について説明を行うとともに、第2常置委員会が主として共通1次試験について技術上の観点からの改善を検討し、本特別委員会が大学入試の理念を中心に検討している旨それぞれの役割分担について説明した。

このあと、森大臣と入試改善問題に関し懇談を行った。その懇談内容はおおむね次のようである。

(1) 共通第1次学力試験の5教科7科目の科目

数について

これについて大臣は、「5教科7科目の試験科目数は受験生にとって負担過重になっていないか」ということであった。

これに対して国大協側では、共通入試制度では、共通1次試験で幅広い観点から受験生の「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」を判定し、第2次試験で大学それぞれの学部に適する資質能力をみるというのが趣旨であるが、現在の共通1次試験は「高校教育の一般的基礎的学習の達成度」の判定と同時に「選抜」としての機能も果たしていて、この5教科7科目程度は将来どの専門分野へ進学するにしても必要であり、これについては共通入試制度導入の際は高校側も大学と一致した結論であった。これが現在、科目数の減ということがいわれているが、現実には入試科目になっているか否かで受験生の勉学意欲や教師の進路指導にも影響を与えることになるので、この問題を検討するについては高校教育を乱さないという配慮が必要である、と述べた。

これに対し大臣は、大学入試の出題教科・科目数によって高校教育が乱されるというが、そもそも高校教育は義務教育ではないのだから高校に進学する者は自ら進んで勉学すべきものであり、大学の入試科目によって高校教育が左右されるということは自ら高校教育の意義を否定するものではないか、と述べられた。

(2) 共通1次試験の出題の難易水準について

これについて大臣は、現在高校教育では各大学・学部の特徴等を見逃して専ら偏差値によって生徒の進路指導を行っており、これを是正するために大学側は入試についてハードルを低くするなどの考慮はできないか、と述べられた。

これに対しては、共通1次試験は「高校教育

の一般的基礎的な内容」を問うており、出題のレベルはほぼ妥当であると思われる。その点、私立大学の3教科の入試は高校教育を乱す虞れがある。大学入試で結局問題なのは、試験の科目数が多いとか問題が難しいということ以上に、世間的に評価の高い大学に入ることが将来社会に出た時に就職等で有利になるということなどの社会的要因がその根本にあるためではないか、と述べた。

(3) 多様な選抜基準（2次試験の工夫）について

大学の選抜試験については、いわゆる“一発勝負”を避けて出来るだけ多面的な尺度によって当該大学の学部・学科の特性に適した学生を選考することが好ましいと考えているわけであるが、これについて大臣は、現在の高校生は人間の成長の重要な時期に受験勉強に追われ人間性を培うのに適したクラブ活動にも打ち込めないというような状況にある。これの一つの解決策として、クラブ活動歴等を配慮した推薦入学ということも考慮する必要があるのではないかと述べられた。

他の学長からは、2次試験については、各大学・学部ごとに面接や小論文の導入等多様な方法により努力はしているが、学部等の専門分野・規模等で事情が異なる面があるという意見や、面接で受験生の将来の可能性を判定することは難しいし、物理的にも多大な時間を要して困難が伴う、等の意見があった。

また、大臣は、大学は人材を見るということと共通入試で本当に能力ある人材を選んでいるのか、入学後に学生の能力を創造的に育てることが大事なのではないか、と述べられた。

これに対しては、共通1次試験がベストとは思っていないが、現在の社会状況等を考える

と、客観的な判定方法が世間からも納得が得られており、面接や小論文等の評価の客観性というこのの方がむしろ難しい面がある、と述べた。

(4) 教養部の活用について

これについて大臣は、高校段階で大学教育に必要な基本的事項を学んでおくことが必要であるとすれば、大学の教養部をもっと活用してはどうか、と述べられた。

これに対しては、昭和57年度に新高等学校学習指導要領が施行され、60年度からこれに基づき多様化した新教育課程により教育を受けた学生を大学に迎えることになるが、その受入口である教養課程における一般教育の教育内容や方法について改善を図る必要があることは認識している旨述べた。

(5) 「入学は易しく、卒業は難しくすること」について

大臣より、大学を入学は易しく卒業は難しくするということは考えられないものか、と述べられたことに対しては、これを実施する場合は学生定員や予算の問題のほか、この方法により脱落した学生をどうするかという社会的な問題が生じ難いと思う。例えば韓国では定員の3割増で入学者を受け入れ、入学後この3割をふるい落とすという方法を探ってきたが、脱落者の処遇のことが社会的な反響を呼んでこれは現在中止されており、フランスにおいてもパカロレア資格取得者の入学後の脱落ということが問題になってきているのが実情であり、日本のような社会風土にこのような制度を導入することが果してプラスの効果となるかどうか疑わしい、と述べた。

(6) 入試期日について

これについて大臣は、国・公・私立大学を含

めて全国の試験日を統一し、その際初めに定員の7割を、あとの3割を2次募集する方法はとれないか、と述べられた。

これに対しては、入試改善については国・公・私立大学通じて行うことが理想ではあるが、実際問題としては難しいことである、と述べるに止まった。

(7) 9月入学制について

大臣より、大学の入学期日を9月とすることはどうか、と述べられたことに対し、学年暦を変更するについては財政制度の問題が仮に解決されたとしても、高校卒業後大学入学までの間の受験生の社会的位置付け、受験生の進路指導が難しくなること、就職について大学を卒業した者だけを9月に新規採用することについての社会の認識、等の問題が考えられ、対社会との繋がりにおいて、大学だけを半年間先に延ばすことは難しいと思われる、と述べた。

(8) 私立大学の共通1次試験への参加について

大臣より、入試改善を考えると共通1次試験に私立大学も参加することが望ましいが、私立大学は何故参加しないのか、と述べられたことに対しては、国・公・私立大学含めて共通1次試験を実施するとなると、実務上から試験場の確保、試験の運営・管理等の面で困難な点があり、また私立大学側にとっては参加した場合、直接検定料収入の減に繋がるといった経営的見地からの問題から参加が難しいのではないかと述べた。

おおむね以上のような内容の懇談が行われ、大臣と率直な意見を交わすことができた。そして、今後も同様に両者の懇談の機会を設けることで意見が一致した。

なお、同日私はNHKの記者から、入試改善特別委員会委員長として国立大学の入試改善状

況等に関してインタビューを受け、これが去る1月22日夜の「視点」という番組で放映されたことを併せて報告申し上げる。

以上のように述べられたのち、猪委員（第2常置委員会委員長）より、共通1次試験の実施期日等の繰り下げの問題に関するその後の経過について次のように説明があった。

共通第1次試験の実施期日等の繰り下げについては、昨年秋の総会に「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ（案）」を提出し協議を行った結果、昭和60年度については1月末の土曜、日曜（1月26日、27日）とする方針とし、これを全国立大学にアンケート（1月14日締切）を行ったうえで最終決定をすることとした。その後二、三の大学を残してこの回答をいただいたが、これまでのところ若干雪害の危惧を寄せられたところがあるが、特に同案への反対意見はみられない。それで、今後全大学のアンケートの回答が揃ったならばこれを理事会に諮って決定を行ったうえ公表することとした。

以上の報告ならびに説明があった後、協議に入った。

〔議 事〕

◎ 共通1次試験の教科・科目について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回は共通1次試験の出題教科・科目について松井委員と永田委員にそれぞれ作成していたア・ラ・カルト出題方式の類型分け等の資料をもとに、そのメリット・デメリット等について検討を行ったが、本日も引続いてア・ラ・カルト出題方式の問題について検討をすすめてゆきたいと考える。なおその前に、小野委員

より「入試改善に関する意見」が提出されているので、これについてご説明願いたい。

ついで小野委員より、同委員の所属する群馬大学における共通1次試験に対する教官の意見について、配付資料をもとに説明があった。

これについて、次のような意見の交換があった。

- 高校教育の一般的基礎的学習の達成度というものは、大学教育に耐え得る資質能力を備えているということが目安でないといふ。また人文、社会、自然の3分野にわたってバランスのとれた人材を育成するという新制大学の理念に関係することである。
- 設問のレベルを今より下げることが考えられるが、共通1次試験を受験する高等学校生徒の全生徒数に対する割合、またその受験生を多く出す高等学校の数は限られたものであり、高校教育における一般的基礎的学習の達成度とは高校生のどの層を対象として考えるか、またそのレベルの設定を如何にするかは問題である。
- 共通第1次試験の教科・科目数について、大学・学部によっては5教科7科目は負担が過重であり、4教科または3教科に減らすのがよいという意見もある。5教科7科目を課することは一部の科目に優れた者を国立大学から事前に排除することになる。
- 私学では「社会」はほとんど課さないようだが、医学部などで常識を欠く者が少なからず入学して困っている。
- 特定の科目を出題から外すと高校教育に及ぼす影響は少ない。
- 私学では3教科3科目程度の試験を行っている大学が多いが優秀な学生も多い。共通1

次試験で出題科目数を減らしても高校教育を必ずしも乱すとは思えない。

- ア・ラ・カルト方式によることが望ましい。ただその指定のしかたによっては、試験の実施および志望校の途中での変更等に問題がある。
- 社会は暗記による知識を問う問題が多く受験生には負担となる。また出題者の個性が出やすい等問題が多い。

- 大学・学部の特徴もあり、第2次試験の内容、方法等について工夫されているが、「国立大学ガイドブック」程度では紹介が不十分である。

以上をもって本日の会議を終了し、次回も引き続き共通1次試験の出題教科・科目の問題について検討することとした。

次回 3月1日 14:00~16:30

(第6回) 入試改善特別委員会

日時 昭和59年3月1日(木) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

小野, 天野, 小林, 猪, 飯島, 丸井, 永田,

松井, 池田, 喜多村, 添田, 田中各委員

(入試センター) 小坂所長, 木村管理部長

初めに、委員長より入試センターの小坂所長ならびに木村管理部長の紹介があったのち、次のように述べられた。

本題の協議に入る前に、入試改善に関連する事項についてご報告しておきたい。

その一つは、前回の委員会でご報告した森文部大臣と会長ほか本協会メンバーによる入試改善に関する懇談(1月18日開催)後間もなく同月27日に、今度は中曽根総理と本協会メンバー(平野会長、沢田、松田両副会長、猪第2常置委員会委員長、飯島名古屋大学長、及び小坂入試センター所長)により入試改善について懇談を行ったことである。

この懇談の様子は翌日の新聞等で報道されたが、内容が断片的に捉えられていて我々の真意が的確に伝えられていないことに不満は残るが、要するに総理の主張されることは、「今の共通入試はとかく人間性を欠く憾みがあるの

で、入試では人格的要素ということも加味して学力一辺倒に偏しない選抜方法のとれるような入試改善を速やかに図ってほしい」ということであったと思われる。

もう一つは、去る2月28日(火)開催の参議院文教委員会で入試改善に関する集中審議が行われて、これに国公立大学および高校関係者が参考人として出席を要請され、国大協からは本委員会の委員でもある飯島名古屋大学長が出席して本協会における入試改善についての検討状況等について意見陳述を行ったことである。これについて飯島委員よりご報告頂くこととしたい。

ついで飯島委員より、同委員会における入試改善問題についての審議の様相について概ね次のような説明があった。

文教委員会では、初めに各参考人に対し約20分ずつ入試改善について所見が求められ、これ

に引続いて自民、社会、公明、民社、共産の各党から質問を受けるという形で約4時間半に亘り集中審議が行われた。それで、国大協として求められた入試改善についての所見に対しては、国大協では目下、共通1次試験の出題教科・科目数について、入試期日について、受験機会の複数化について、共通第1次試験と第2次試験の組合せの問題、を中心に本特別委員会と第2常置委員会において検討をすすめている旨両委員会の審議状況等を踏まえて意見を申し述べた。これに対して各政党から次のような質問があった。

その一つは、共通1次試験の5教科7科目という受験科目数は受験生には負担が重いので減らせないか、また画一的に5教科7科目を課すことには問題がある、というものである。これに対しては、共通1次試験を5教科7科目としたのは、大学教育の必要上という観点と共に、入試科目になっているか否かが高校教育へ及ぼす影響ということも考慮して決められたもので、これについては高校側も大学と一致した結論であった。このような点を踏まえて、また入試制度の安定性の重要性ということからも入試改善特別委員会では目下のところ、5教科7科目の試験科目数については守ってゆく方向で、ア・ラ・カルト出題方式の導入により受験生の負担軽減が図れないか検討中である旨答えた。

また、私立大学側参考人として出席された石川慶応義塾大学長から、共通1次試験にア・ラ・カルト出題方式が導入されて、たとえば3教科3科目の受験が認められるということであれば、私立大学も共通1次試験に参加することも考えられる、と意見陳述があった。

それから、共通1次試験の出題の難易度について、現行の各科目の平均点が60点（100点満

点）を目安としているのは少し難しすぎはしないか、ということについては、共通1次試験は「高校教育の一般的基礎的な内容」を問うており、平均点の60点というのは受験生の中程度の学力の者を目安として作られている。これを変えることについては受験生を弁別するうえで技術上問題点もあるが、検討課題の一つとしている、と答えた。

それから、入試期日の繰り下げについての質問に対しては、私立大学の入試期日を考慮する必要があること、「自己採点方式」による志望校変更を認めている関係上、共通1次試験と第2次試験との間に一定の間隔をとる必要があること、などの事情があり、昭和60年度の共通1次試験については1月末の土曜、日曜（1月26日、27日）ということとしたが、61年度以降についても高校側の希望に沿って引続き試験期日の繰り下げについて検討することとしている旨答えた。

受験機会を増やすことはできないか、という質問に対しては、2次試験の複数回制（グループ別交代制）の問題を含め、2次募集枠の増、等入学機会を増やすことについても検討してゆきたい旨答えた。

“足切り”に対しても質問があったが、これについては、本来第2次試験を丁寧に行うための止むを得ない措置として考えられたもの（定員の3倍程度というガイドラインがある）である旨説明した。

第2次試験に対する工夫が十分でないのではないか、ということに対しては、各大学・学部でそれぞれに工夫されているが、客観的評価のできる学科試験以外の面接・小論文等については、その評価の仕方が難しい面がある、と答えた。

共通1次試験の資格試験化についての質問に対しては、法令上の問題のほか、定員制との絡み、高校のランク付の明確化、等の問題があることを挙げた。

共通1次試験への私立大学の参加に関し医学・歯学系だけでも参加できないものか、という質問もあったが、これについては、出題の形式や課する教科目数次第によっては参加の途も開かれてくるものと思われる旨答えた。

それから、国立大学共同利用機関としての大学入試センターの利用についても質問があり、これに対しては、入試改善の検討をすすめてゆくについては、入試に関する種々のデータを有するセンターの研究部と密接な連携をもってゆきたい旨答えた。

また、国大協としての入試改善検討のスケジュールについても質問があり、これに対しては、来る6月総会で報告書取りまとめのたたき台となる案をもとに議論を行ったうえ、各大学から意見をきき、秋の総会には「中間まとめ」を提出し、そして来年度末頃(3月)に最終的な報告書を取りまとめたい、という方向ですすんでいる。したがって入試改善の具体的実施時期については、2次募集枠の拡大等限定されたもの以外は62年度以前には実施は難しいと思われる、と述べた。

以上が各党議員からの質疑と、これに対する私の説明内容である。このほか、北條信州大学長から、信州大学経済学部における新しい試みによる入学者の選抜方法について説明が、また、石川慶応義塾大学長からは、慶応義塾における推薦入学制について説明があった。

飯島委員よりおおむね以上のような報告があり、これに関連して小坂入試センター所長よ

り、入試センター研究部に設置されている「大学入試改善研究会」(私立大学4大学を含む15名で構成)の活動状況等について説明があった。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 共通1次試験の教科・科目について

初めに委員長より次のように述べられた。

本特別委員会の審議スケジュールについて、来る6月総会において入試改善についてこれまでの検討結果をもとに問題を整理して委員長より報告することとし、必要があればこれについて各大学から意見を聞く。11月総会には「中間まとめ」を提出し、来年3月頃に最終案を取りまとめたい。6月総会にこれを諮る、という手順としたい。

本日の議題「共通1次試験の教科・科目について」に関しては、これまでの議論で大方意見も出尽くして大体の方向が定まってきたのではないと思われるので、この辺で小委員会を設置して本委員会の審議と並行して報告書取りまとめのための作業に着手したい。小委員会では取敢えず「共通1次試験の教科・科目」について、共通1次試験が何故5教科7科目となっているのか、そしてどこに問題があるのかということから敷衍して、試験科目数改定の必要性とその方針を示した報告書案を起草する。これについてご了承が得られれば、小委員会の構成については、丸井委員を委員長に、天野、小林、永田、松井、喜多村各委員の6名としたい考えである。(了承)

なお、本特別委員会の検討課題としては、①共通1次試験の教科・科目数について、②受験機会の複数化について、③第2次試験の工夫、

共通1次試験と第2次試験の組合せについて、
④共通1次試験の実施期日について、とし、さらに入学期日の問題（9月入学案など）についても検討する必要がある。

ついで猪委員（第2常置委員会委員長）より、第2常置委員会の最近の審議状況について次のように述べられた。

第2常置委員会においても、去る2月25日開催の委員会で共通1次試験の教科・科目についてア・ラ・カルト出題方式の問題の検討を始めた。これについては、本特別委員会の審議の進展状況を睨み合わせながら今後検討をすすめてゆきたいと考えている。また、昭和61年度以降の共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げについても引続き検討をすすめてゆくほか、受験機会の複数化の問題も取り上げることにしている。

以上で議題1.に関する協議を終了し、ついで小坂入試センター所長より、過般開催の理事会で承認された「昭和60年度共通第1次学力試験の基本日程」及び「昭和60年度共通第1次学力試験試験時刻の改正について」に関して配付資料をもとに説明があったのち、次の議題の協議に移った。

2. 受験機会の複数制について

委員長より、受験機会の複数制の問題について検討を始めるにあたっては、まず、以前I期校・II期校の2回制による入試制度の改善を検討していた頃の経緯を振り返って、2回制の問題

点、及びそれに基づき考えられた改善案の内容等について、丸井委員に説明を求められた。

丸井委員より、配付資料をもとに入試期日の問題について、当時実施されていたI期校・II期校制による2回制入試制度の特徴と問題点、及び当時構想されていた全国1回制の特徴と問題点、並びにその他の改善案として考えられた組み替え2回制・自主選択2回制・完全自主多数制案等の利点と問題点についての説明と、この入試期日の問題が共通入試の実施を契機に全国1回制に切り替わった経緯等について詳細な説明があり、その上で現行の第2次募集方式を取り入れた「入学定員の一部留保2回制」を受験機会の複数制の一案として提起された。

以上の説明について、I期校・II期校による2回制の入試について、共通第1次試験を実施しやや定着した今日における見直し及び現在各大学で実施している2次募集の選考方法、実施期日の実情と問題点などについて種々意見の交換が行われた。

以上の意見交換があったのち、委員長より、伊藤福島大学長および長谷部小樽商科大学長の学長退任に伴う委員の補充について、福島大学および小樽商科大学各後任学長を委嘱したい旨諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了し、今回は、2次募集の問題を含めて受験機会の複数制の問題について検討することを決めて閉会した。

次回 4月5日(木) 14:00~16:30

日時 昭和59年4月5日(木) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

藤井, 福田, 小野, 井出, 天野, 小林, 猪, 飯島,
丸井, 谷口, 松井, 池田, 喜多村, 添田, 田中各
委員

(大学入試センター) 肥田野副所長, 木村管理部
長

(第7回) 入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 新たに委員に就任された藤井小樽商科大学長および山田福島大学長(本日欠席)の紹介があり, また, 入試センターから出席した肥田野副所長および木村管理部長の紹介が行われた。ついで前回議事録の朗読(事務局)確認をしたのち, 議事に入った。

〔議事〕

◎ 共通1次試験の教科・科目について

初めに委員長より次のように述べられた。

お手許の議事録にあるように前回の委員会(3.1)の後丸井委員を委員長とする小委員会を発足させて, 本委員会の審議と並行させて「入試改善」について報告書取りまとめの作業に着手することとし, その手始めとして共通第1次試験の教科・科目についての基本的理念ということから検討をすすめてゆくこととした。そして, 去る3月21日と本日の午前中の2回開催しているが, 3月21日に開催した小委員会に出席された平野会長より, 入試改善の問題については国大協の中でばかりでなく各国立大学個々の内部で関心をもって十分に議論されることのがぞましいので, 一遍共通1次試験について根本に溯り, たとえば, 共通1次試験のメリット, デメリットは何か, マークシート方式では何がテストできて何はテスト出来ないのか, 共

通1次試験を全国一律一斉に実施する必要性がどこにあるのか, 大学入試でなぜ「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」を測る必要があるのか, といった基本的な論点を明らかにして, 入学者選抜に共通1次試験が適切であるのかということについて取りまとめてほしい旨要請をいただいた。それで, 早速本委員会のこれまでの審議の流れを踏まえて共通1次試験を主に入学者選抜試験についての基本的な問題点等について整理した資料を小委員会委員に分担して作っていただき, 本日午前開催した小委員会で, これをもとに協議を行った。

以上のような次第であるので, 本日の会議は小委員会で検討された資料をもとに共通1次試験の基本論について少し議論を詰めたいと考える。

おおむね以上のように述べられたのち, 平野会長より共通1次試験の基本論の必要性について補足の説明が述べられた。

ついで委員長の要請により天野委員から, 入学者選抜に関する基本的問題の所在, 論点等について大要次のような説明があった。

共通入試制度について抜本的な検討ということになると, 選択肢でいうならば「廃止」するのか「存続」させるのかということになる。そして, 仮に廃止ということであれば, 廃止して

共通入試実施以前のような試験の仕方に戻すのか、それとも別のかたちの試験を考えるのかということになる。また、存続させるということであっても、現状を維持するのか、それとも改善を図るのかということになる。本委員会の審議の流れとしては「共通1次試験は存続のもとにこれの改善を図る」という方向ですすんでいるが、それならばなぜ存続させて改善してゆくのかという確とした論拠が示されなければならないであろう。

そこで、改善案を取りまとめたとした場合の本委員会と国大協それに各大学の三者の関係であるが、本委員会だけで改善案を作成してそれを理事会、総会に提出すればよいのか、あるいは委員会が理事会、総会に案を提出する前に各大学なり各学部との間でコミュニケーションをもってすすめるのか、それとも委員会で案を作成して国大協を通じて各大学・学部アンケートを実施して、それをまた本委員会にフィードバックして詰めてゆくというかたちにするのか、改善案を取りまとめるについては幾つかの方法が考えられる。しかし、共通1次試験に対して国立大学内部からも批判が噴出しているのであるから、大学側の意見を聞くことなく委員会案を作ってしまうのは適当でないように思われる。そうすると、本委員会で作るのは各大学・学部に対し意見を聞く以前の本委員会としての考え方を示したものであるということになるのではなからうか。

ところで、入学者選抜について検討するについては、共通1次試験を廃止するにせよ存続させるにせよ、今の選抜制度の何がどう問題なのかということをはっきりさせなければならない。そして、その問題を考える場合に必要なのは、大学は選抜制度を変えることに何を期待

しているのか、また、大学以外の社会は大学選抜制度に何を期待しているのかということ在意義づけることであろう。そのうえで更に選抜制度を変えたら何がどのように改まることになるのかを考えなければならない。それと、選抜制度ということだけでは解決がつかない問題があるとしたら、その原因はどこにあるのかということも検討しなくてはならない。

それで、共通1次試験を中心とした今の入学者選抜試験で何が問題にされているのかといえ、大学側にとっての問題としては、一つは、大学の序列化が鮮明になってきたこと、二つ目に偏差値による輪切り選抜で入学してくる学生が均質化してきたこと、三つ目に学生の学力が低下してきたこと（特に旧二期校でいわれている）、四つ目にマークシート方式の選抜の影響が学生の学力のタイプが変わって文章表現力、思考力などが劣ってきたと思われること、五つ目に受験生に国公立大学離れの兆候がみられるようになってきたこと、六つ目に学生に勉学に対する無気力化の傾向がみられるようになってきたこと、七つ目に共通1次試験の利用について弾力化の希望が少なくないこと（共通1次試験は大学の自治に抵触する虞れがあるという意見もある）、というような点がある。それから、高校側にとっての問題点としては、受験産業が介入して受験指導体制がすすんで、共通1次試験対策として早くから生徒の進路コースを分けざるを得なくなっているということがあ。一方、受験者の側としては、一つは一期校、二期校が廃止されたことで従来2度あった受験の機会が1回に減ったこと、偏差値による輪切りがすすんだ結果、“一発勝負”がしにくくなったこと、それと、共通第1次試験の各教科・科目について万遍なく得点できるように共通1

次試験向けの勉強が必要になって受験準備が長期化過重化していること、などの問題がある。また、社会で懸念されているのは、共通1次試験によって大学の序列化がすすみ学歴主義が助長されていないかということ、選択の幅が狭まり画一化がすすんでいるのではないかということ、更には教育の国家統制ということに繋がりはしないか、ということなどの問題がある。

以上のような問題点を踏まえ、共通1次試験のどこをどのように改善するかというチェックポイントをつくる必要がある。そのチェックポイントとして、①共通1次試験の教科・科目数について、②共通1次試験の実施期日について、③共通第1次試験と第2次試験の組合せについて、④受験機会の複数化について、ということが本委員会のこれまでの論議の中で具体的項目として出てきているが、このほかにも必要な項目があれば、それも加えながら検討をすすめていったらよいと思う。

これについて小林委員より、本委員会の第1回目から第5回目までの議事要録及びこの間の提出資料等をもとに入試改善についての論点等を要約整理した「国立大学入学者選抜試験について」に関し説明があった。

以上の説明があったのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 共通1次試験についてはこの制度を維持するにしても、これの利用の仕方については各大学・学部にもっと自由度を認めるようにした方がよいと思う。
- 共通入試制度を導入したのは他ならぬ国立大学自身であるのに、その当事者の国立大学の中に今共通1次試験に対し被害者的な意識をもっているところが少なからずある。それ

で、共通1次試験制度を変えたいという議論が生まれてくるのは当然の成り行きと思われるが、これは社会に及ぼす影響が少なくないと思われるので、この点十分な議論を尽くす必要がある。

- 共通1次試験についていろいろ問題点が指摘されているのであるから、たとえば、マークシート方式による試験でそもそも学力の何が測れるのかといった共通1次試験の基本論についての議論をした方がよいと思う。
- 共通入試制度は入試改善に資するとして国立大学が一致して導入に踏み切り、高校側もこれに賛意を示していた。ところが、共通1次試験は回数を重ねるにつれて、“輪切り”現象が強まり、大学の序列化も頭在化するなどの問題が生じてきて、世間からばかりでなく大学側からもこれに対する批判が高まってきたのであるが、共通1次試験を廃止しなければならぬ積極的な理由がないとすれば、共通入試のメリットに目を向けて改善策を検討すべきではなからうか。
- 共通1次試験を導入する以前の国立大学の入試では各大学がそれぞれ自由に行っていたのかといえばそうではなく、負担過重といわれている5教科7科目の試験についても行っているところもあった。それで、大学入学者の選抜の方法について抜本的な検討を行うということであれば、単に共通1次試験ということにとどまらず、入試そのものの本質にメスが加えられなければならないであろう。
- 共通1次試験の改善をすすめながら、そのような本質的な問題を考えてゆくのがよいのではなからうか。
- 現行の5教科7科目による共通1次試験をこのまま維持するのがよいと考える。ただ、

これの利用の仕方については、たとえば3教科3科目をミニマムとして、あとはこれを各大学・学部で資格試験的に使うもア・ラ・カルト的に使うも自由とし、全体として多様化を図るようにすればよい。

- 共通1次試験に対する根本的な批判というのは、国立大学がなぜ同一の試験問題で同一期日に一斉に行われなければならないかということにあると思われるが、これは止むを得ないことなのであろうか。
- 共通入試制度が導入されたのは、当時入試競争が激化する中で試験問題が選抜のためというより“ふるい落とし”のための難問や奇問が出題されるなどして大学入試に対する批判が高まったことが契機となって、国立大学として自主的に入試改善を図る必要があるということで、長期に亙る検討と実地試験を重ねて踏み切ったという経緯がある。このようにして導入された共通1次試験ではあるが種々の批判があることから、今回再び入試改善を考えようということで本委員会が設置されたのであるが、共通1次試験導入時の初心を忘れてはならないであろう。

ここで、松井委員より、配付資料「共通第1次学力試験の実施目的・理念と出題・解答の教科・科目について」をもとに①共通1次試験制度導入に至るまでの大学入学者選抜方法の改善に関する審議経過及び共通第1次学力試験実施の目的・理念について、②昭和54年度から59年度までの実施における共通第1次学力試験の目的・理念、③昭和54年度から59年度までの実施における共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目について、④昭和60年度の共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目について、

⑤現時点における共通第1次学力試験の実施目的・理念と大学毎に行う第2次試験との関連について、等について詳細に説明があり、最後に共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目についての重要検討事項として次の事項を挙げて説明があった。⑦共通第1次学力試験の目的・理念の再検討再確認について、④出題・解答の形式（単一、複数コース、ア・ラ・カルト）の選択について、⑥教科・科目数について、⑤改訂実施時期について。

この説明に続いて次のような意見があった。

- 入学者の選抜のあり方ということを考える場合、共通1次試験を受けて入学してきた学生の入学時の成績とその後の成績の追跡調査や、合格しながら入学を辞退したり、入学後途中で他大学へ転学してゆく者の状況を把握しておく必要があるが、そのようなデータはないか。
- ここで、入試センターの肥田野副所長より、高校調査書・共通1次試験・2次試験・入学後成績の相関、等について配付資料をもとに詳細な説明があった後、引続き次のような意見交換が行われた。
- 入試センターでは共通1次試験の作題についてはどのような意図をもって当たられているのであろうか。もし、共通1次試験では受験生の学力のどういう点が測れて何が測りにくいのかということがはっきりすれば、各大学の第2次試験をどうしたらよいかを考えやすくなるのではないか。
- 共通1次試験の基本的な問題として考えなければならない問題としては、①高校教育の正常化という観点、②受験生個々の多様なレベル多様な要求と全国共通のスタンダードな

要求との関係, ③国立大学の教育との関係, ④社会人の受入れとの関係, ⑤学生の学力に対する責任, ⑥受験産業との関わり, ということがあるであろう。

- 国立大学へ入学することのメリット, デメリットということを考えてみた場合, 入試センターでは共通1次試験を導入したことによって, それ以前と比較して何が改善されたのかということについて, 何か具体的なデータはないであろうか。
- それは各大学でそれぞれ調査分析されたものがあれば, それをどうまとめるかということにかかっている。
- 共通入試については, 第1次学力試験で

「高校教育における一般的基礎的学習の達成度」を測って, 第2次試験で「各大学・学部」の専門教育に堪え得る資質適性をみるということになっているが, 旧帝大の或る大学では第2次試験の問題のレベルが非常に高く, 「適性」をみるという理念から遊離して学力の程度を測る性格になっている。

おおむね以上のような意見交換が行われて本日の会議を終了し, 次回および次々回の委員会開催日を決めて散会した。

次 回 5月9日(水) 14:00~16:30

次々回 6月18日(月) 14:00~16:30

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和59年3月28日(水) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

井出, 吉田, 高安, 脇坂, 福見各委員
堀, 大西, 尾島, 中川, 小椋各専門委員
(オブザーバー) 紀伊国献三教授(筑波大学)
(文部省) 佐藤医学教育課長, 他2名

猪委員長主催のもとに開会。

初めに, 委員長から本日出席願った文部省の佐藤医学教育課長並びに紀伊国献三筑波大学教授の紹介があったのち, 次のように挨拶があった。

本日は, 「医学教育に関する当面の課題」ということで, 最近急速に動いている医学教育に関わる種々の事態の対応についてご協議願いたいと思う。それで, 先ず文部省の佐藤医学教育課長より, この問題についての国会の動向等について説明を伺い, その上で審議を進めることにしたい。

以上のような挨拶があったのち, 議事に入っ

た。

〔議 事〕

1. 医学教育に関する当面の課題について

(1) 医師過剰の問題について

初めに佐藤医学教育課長より次のように説明があった。

この問題は, 昭和56年頃よりいろいろと話題になってきた問題であるが, 去る59年2月17日の衆議院予算委員会でもこの問題が取り上げられ議論された。

その際の議論では, 先ず厚生大臣並びに文部大臣から次のように政府側の基本的な考え方が

述べられた。

○厚生省としての考え方：

厚生省では、昭和60年度を目途に人口10万人に対する医師の数を150人と想定して医師の養成を図ってきたが、これが昭和60年度を待たずして既に58年度にその数に達したわけである。そこでこのような情勢認識の下に、ここで改めて医師の適正規模について検討しようということになり、新たに検討委員会を設けて審議し、その意見を昭和60年度の政策に反映していこうと考えている。

○文部省としての考え方：

文部省の方では、厚生省の方で医師の適正規模について判断が出されれば、その結果をみた上で、現在のような地域的な医師偏在の問題、あるいは基礎医学における医師不足の問題、その他いろいろな問題等を踏まえながら、全体の医師の適正規模について見直しを進めてゆきたいと考えている。

なお、医科系の国立大学の学生定員の問題は、医師過剰という問題とは一応切り離して、現在のおかれていた教育条件の改善という面から、できれば60年度から定員120名というところは例えば100名に抑えるといったような検討も開始したいと思っている。それには当然のことながら、それぞれの大学のおかれていた条件——地域医療の問題なども考えながら見直すべきであると考えている。

両大臣からおおむね以上のような説明があり、厚生省の方としては早速医師の適正規模ということについて委員会で検討を開始し、中間報告を早く出して60年度の施策に反映したいということであるが、文部省の方では60年度の施策に全般的な見直しが影響するということには現在のところ考えていない。従って60年度につ

いては、本年度と変わらない方向で予算要求に対して考えてゆくつもりであるが、検討委員会の最終報告が出れば61年度については微調整が必要とも考えている。

このようにこの問題はなお流動的であるが、厚生省が公表しているデータ等によると、昭和75年には人口10万に対して医師の比率が210人ということになり、現在のような医師養成の規模で進んでゆけば、その比率が300という数字になるのも相当早い時期に訪れるのではないかということが予測される。このようなことを考えると、教育の責任をもつ大学あるいは行政の責任をもつ文部省にあっては、10年～20年先を見通して政策を進めなければその責任が果せないのではないかと思われる。

このような状況からして、医学部学生定員の削減ということも考えられるが、その場合、ただ学生定員の削減ということだけを考えるのも策がないことであって、その機に教育内容の充実とか、質的な向上を目指すというようなことを考える必要があろう。文部省としてはそのような姿勢でこの問題を対処してゆきたいので、よろしくご協力をお願いする。

以上の説明について次のような質疑や意見の交換があった。

○ 厚生省に新たに設けられる検討委員会のメンバー構成はどのようになっているのだろうか。

○ これについては全く予想に過ぎないが、例えば日本医師会の代表、歯科医師会の代表、それに教育機関である大学側の代表というメンバーで約10名程度の構成になるものと考えられる。

○ 本問題の対応について、文部省として本委

員会に対し何か協力を求めたいことがあるか。

- この委員会は、国立大学の医学教育について高い立場で議論される機関であると思うので、文部省として将来を展望しながら事務処理に当たる場合、このような点は是非押さえてもらいたいという点でもあればご指示いただきたいと思う。
- 医師過剰という問題はいずれ起りうる問題であろうし、それに伴って医師養成という見地から学生定員の削減ということも考えられようが、それとともに教官の方も削減することになると、教育の充実ということはできなくなる。
- 医学の進歩というのは極めて急速であるので、将来の医療のあり方がどのようになるかということについては現在のところ予測もできない。また、将来の医学教育も現在のままではなくその中身も変わってくるであろうから、その場合に果して現在のままの教官構成でよいのかどうかという問題はあつたのではなからうか。

おおむね以上のような意見の交換があつて、本議題の協議を終わった。

(2) 医学教育について

これについて尾島専門委員より、配付資料「医学教育——量的拡大から質的充実へ——卒業前カリキュラムの検討」について、これは医師数や医学部学生定員等の問題とは無関係に、医学教育の質的向上のための共通条件を示したものであると前置きののち、同資料を基に①現行医学教育の問題点、②その原因、③どんな卒業生が育っているのか、などの事項について説明があつた。

以上の説明について次のような意見の交換があつた。

- 救急医療に対する対応が現在の大学では遅れているのではなからうか。
- 救急医療のことについては、それぞれの大学の立場もあるわけではあるが、国立大学の附属病院で救急部を設けているところは現在20数カ所くらいである。この救急部というのは、いわゆる11人セットと云って看護婦等を含めて11人で組織される予算構成である。ところが、実際にはこれを可動するのに最低限30人のスタッフを必要とするわけで、大学が救急業務をするには他の診療部から応援がなくてはできないという実態がある。
- 医学教育についての問題意識として次のようなことを感じている。その一つは、医学部にはいろいろな診療科目があり、その中には第1（内科、外科）とか第2とかの区別のあるものがあるが、何故そのように同じ科目を縦割にして増やすのかよく分らない。カリキュラムの見直しということも考えないと、いまの財政難の時代に対応してゆけなくなるのではないかと懸念される。

いま一つは、これまでカリキュラムを増やすことばかりに専念しているようだが、新しい授業科目が加わればそれで教育の充実が図られるのであらうか。科目が増える一方だと学年延長の問題も生じてくることになるが、それよりもむしろ科目の精選ということが必要なのではなからうか。

それから、医学教育の向上ということになると、すぐ施設や人員の整備充実ということが言われるが、ただそれを増やせばよいのであらうか。そのようなハードの面の整備も勿論必要ではあらうが、ソフトの面についての

工夫、努力も大事なのではなからうか。

○ 先程の尾島専門委員の指摘は正鵠を得ていると思う。一口に言えば、問題は医師のスペシャリズムにある。医師過剰時代にその専門の傾向はますます強まるが、それには金がかかる。結局、それは自らの首を絞めることになり、それが国民の医療に影響してくることになる。

○ 医学教育の中で、人間性の教育をどうすべきかという問題があるが、人間性教育の問題は医学教育の中だけで行うというのは無理なことであり、むしろこの問題は教養課程のうちに行っておかなければならない問題であるようにも思う。

○ 卒後教育の問題であるが、この問題については現実の問題として大学が現在肩代りして行っていると思われるが、この問題について文部省や厚生省ではどのように考えているのであろうか。

○ 医学教育というのは、生涯教育であるからやはり文部省が指導権を握って行うべき問題ではないかと思う。

それから人間性教育の問題であるが、これは大学教育だけで行うという問題ではなくて、家庭教育にはじまり、小・中・高という教育過程の中で十分に行われなければならない問題であらう。

○ 医学部の教育の中で、人間性教育をわざわざやらなければならないということはおかしなことである。医療ということ自体が本来人間的なものであるので、医療が人間的に行われている以上そのモデルの中で育った人間は倫理的になるのは当然である。それがなぜ倫理的になれなくなったかという点、それは医師のスペシャリズムのせいである。いずれに

しろ、大学での人間性教育は医療体系自体を変えない限り、講義などではどうにもならない問題である。

おおむね以上のような意見の交換があって、本議題の協議を終わった。

(3) 将来の医師数の問題について

これについて紀伊国献三教授（筑波大学）より、医師過剰問題に関連して将来の医師数の問題について、次の事項に関し詳細な説明があった。

①医師数検討の4つのアプローチ

- 1) 人口対比
- 2) サービス実現目標
- 3) 需要
- 4) ニード

②需要と供給

- 1) 供給要件
- 2) 需要要件
- 3) 生産性要件

③経済と医師数

以上の説明について次のような質疑応答があった。

○ 専門医ということによって、医者の分布が非常に違うが、この問題はどうすれば適正な分布を保てるようにできるであろうか。

○ 専門医の分布が、需要にマッチしているかどうかという問題は、実際にはなかなかむずかしい問題である。例えば、皮膚科の専門医が皮膚疾患の増加に伴ってその医師数も増加するかというと決してそうとも言えない。それは卒前教育を終ったものがどのような理由で皮膚科の教室を志望するかということにもよるのではなからうか。

アメリカ等では、プライマリーケアの分野に進む者に対しては、その教室に金が付くと

というような仕組みになっている。日本でもそのような仕組みができるかという問題にも関わってくる問題であろう。

- 10年後の日本の医療ということについて、何か予測でもあるのであろうか。
- 将来への医療ということで、一部では議論が進められてはいるが、それには影響する要因が一体何かという問題がある。例えば、現在は医療技術の変化というもの非常に急速な勢いで増えてきている。そうしてそれがどのような要因によって伝播していくのかということを検討する必要がある。

医療について一番基本になるのはやはり医学教育であると思うが、医者の意思決定の論理が今の医学教育の中で進められているかということについては疑問がある。結核の場合の例であるが、結核の場合は問題が単純であったこともあったが、ある程度標準的的意思決定の論理を進めることができた。

医療の問題は、今後問題毎にそれに対処しうる医学教育というものができのかどうかということによって、医療のかたちも変わってくるのではないと思われる。それと医療費の圧力によっても医療のかたちが今後変わることになるであろう。しかし、この問題についてはこれといった方法論がないことも事実である。

- これからの医者というのは、保健所や研究機関あるいは民間の機関等に、社会の方から

求められていくことになるのか、それとも医者自らが志向してそのような機関へ行くことになるのだろうか。

- その問題については、これまでの日本が迎ってきたように、いわゆる自由市場に任せるかたちが続くのか、あるいは認定医のような制度ができて、卒後教育においてそれぞれの機関に応じた教育でもして認められるというかたちを採るのか、ということによっても違ってくると思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

医学教育のあり方については、今国会での情勢その他からして、このままの状態では済まされない状況となっている。それで当特別委員会としても、いかにして医学教育を充実するかという観点から条件整備に関して問題点をまとめ、本委員会としての見解を可及的速やかに取りまとめて文部省に提出したいと思う。

そのまとめの作業については、専門委員を中心にして、当委員会でこれまでに行ってきた議論の中で問題点と思われるところを絞って検討し、来る6月総会までにその素案を取りまとめたいと思う。それで、専門委員会で集中的に作業を進め、その草案を委員会で審議のうえ総会に報告することにした。

日時 昭和59年1月20日(金) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

石井, 岩下, 伊藤, 須甲, 椎名, 丸井, 田浦,

池田, 小林, 川端, 後藤, 坂上, 岡本各委員

山田専門委員

片山臨時専門委員

(文部省) 大学局教職員養成課中村企画官

教員養成制度特別委員会

井沢委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 教育職員養成審議会答申への対応について

初めに委員長より次のように述べられた。

先般開催した小委員会(59.1.10)で、教養審答申に関し、本日配付の「文部省への質問事項」を取りまとめ、前もって文部省担当官に手渡し、これに対する説明方を依頼した。これについて本日、中村教職員養成課企画官が出席されたので、まず、文部省側の説明を伺うことにしたい。

ついで、中村企画官より「文部省への質問事項」に基づき、次の項目について詳細な説明があった。

- (1) 法制化のスケジュールと学制改革との関連について
- (2) 免許状の種類について
- (3) 免許基準について
- (4) 教職専門科目について
- (5) 教育実習について
- (6) 複免の読み替えについて

以上の説明に関しておおむね次のような意見の交換があった。

- 教員の養成・免許制度改正の法制化のスケジュールを伺いたい。

- 国会では、まず初めに政府予算案の審議があり、次に予算関連法案が審議されるので、当法案はその次に審議されるものとする。従って、文部省としては当法案は3月中に提出したいと考えているので、具体的な審議が開始されるのは、それから更に1カ月位後からとなろう。

- この法案が成立すると、その実施は昭和61年度からになるのか。

- 現在法案の具体的内容を詰めているところだが、仮に免許法が今国会で成立したとすると、文部省としては60年4月1日から実施したいと考える。ただ、来年4月に入学する学生については、経過措置として、従来の免許基準を適用したい。

- 免許法が改正された場合、校長の資格は、特修免許状となるのか、それとも標準免許状でもよいのか。

- その点は、現在、検討中である。

- 先程の説明で、特修免許状を設けた趣旨は、大学院修士課程修了者の人材誘致と現職教育の奨励という2つの意味があり、文部省としては後者に重点を置いて考えているとのことであったが、そうすると現職者の特修免許状取得希望に対応するために、大学院で認定講座等を実施しなくてはならない。文部省は大学院だけが特修免許状を出すことを考え

ているのか。

- 従来より高等学校教諭一級免許状は、専攻科が修士課程と並んで位置づけられている。今回の改定に当たっても、従来通りの専攻科の実績もそれ相応に評価してよいのではと考え、修士課程と専攻科を特修免許状相当として扱いたい。なお、現職者の特修免許状取得希望については、専攻科レベルでの養成が大部分となろうし、またそれが適当ではないかと考えている。
- 大学院設置に際しては④教官の確保が要求されるわけだが、現職教育はそれとは関係なしに実施してもよいということか。
- そのように考えている。
- 大学によっては修士課程と同時に専攻科を置いてあるところがあるが、専攻科の1年間で特修免許状取得が可能となると、2年間の修士課程へ進学する者が減ることが予想される。その辺はどのように考えているのか。
- 修士課程を原則とするのが基本的考え方であるが、現行でも高等学校教諭一級免許状は専攻科で取得できるとされており、また実績も重ねているので、修士課程が整備されるまでは専攻科も修士課程相当と評価してよいのではないかと考えている。
- 修士課程が設置されれば、当該大学の専攻科は廃止する方向で対処する考えであろうか。
- これまでの経過をみると、専攻科は修士課程の設置により転換するというのが基本的考え方であったと思うが、今後は修士課程と目的を異にする専攻科も考えられるかもしれない。
- 大学院教育を受ける現職者数は現在、予算上必ずしも制限されていない。この免許法が

改正されると、現職者の増加が予想されるので、大学側としても今後かなり長期的・計画的に認定講習等を実施する必要があると考えますがその点について、ご意見を伺いたい。

- 大学における教員養成と並行して、現職教育についても大学が中心となり養成することになると考えるので、各大学に、公開講座の開設・聴講生受入れ等、種々対応策を考えていただき、その機会について十分配慮していただきたい。ただし、免許法発足当初から実施されている認定講習は、当時の特別な事情を反映したものであるので、その方式を踏襲してゆく考えはない。
- かなり大量の現職の受講者が予想されるが、現在の大学の体制からみて、希望者全員を聴講生等で受入れられるかどうか甚だ疑問である。それで、何らかの形で、選抜が必要となろうが、その場合、受入れ機関側で選抜するのか、あるいは送り出す側で選抜をするのか、あるいは送る側が選抜するとすると、あるいは不公平を生ずるかもしれないという疑念を持つ。受講者が多い場合どう処置したらよいか。
- 現職教育にはいろいろな形態があるが、基本的には教員個人の自発性を尊重すべきであろう。一般論としては、夏期休暇中の大学公開講座への参加等は任意に認めるべきと考えますが、その場合でも大学側の受入れ許容数の関係で制限されることもあろうし、また授業期間中の受講については、後任教員の補充等送り出す側の事情もあるので、自発性が受講に結びつかないケースもあろう。なお、現職教育の形態は様々なものが考えられようが、文部省としても休暇期間中の公開講座の開設等、関係予算の増額措置等を図りつつあるの

で、今後は現行の一般社会人向けの公開講座の他に、現職教員向けのものの開設についてもご配慮ねがいたい。

- 特修免許状の内容として、修士課程での専攻分野を表示することになっているが、例えば小学校教諭が特修免許状を取得した際の表示は、教科の種類となるのか、それとも教育学・心理学等となるのか、あるいは小学校教育のような形になるのか。
- 履習した中心的分野（例えば、小学校の国語教材を研究した場合は小学校国語教育等）を表示するのが適切かと考えるが、具体的には今後の検討課題である。
- 公開講座は教員養成系大学・学部だけで開講すればよいとお考えか。
- 特に教員養成系大学・学部に限定しなくてもよいと考える。
- 現職者の特修免許状取得要件として、3年以上の現職経験と約15単位の単位取得が示されているが、この点の取扱いについてお伺いしたい。
- 学部卒業を基礎資格とする免許状を有する者が、現職経験と単位修得により修士課程修了程度を基礎資格とする免許状を取得する場合の基準は3年の現職経験と15単位修得を基準と考えているが、3年以上の現職経験のある者に対しては若干緩和してもよいのではないかとこの考え方も持っている。なお、現行の「在職3年以上をもって、単位取得を要しないで進捗できる」としている特例は廃止したい。
- 平等な機会の保証という意味では場が開かれたように感ずるが、他方で、2年間の修士課程修了により特修免許状を取得する者もいて、それと修士課程相当による単位認定との

間には矛盾というかギャップが感じられる。

- その点は非常に難しい問題であるが、現行免許法発足当時から「大学における教員養成」という根本理念に触れる問題でもあるので、従来の考え方を踏襲してゆきたい。
- 先程の説明で、現職経験の年数により単位修得数の軽減措置を講ずることも考えているとのことであったが、5単位なり8単位の修得で、果たしてどのような専攻分野の表示が可能なのか、また表示してよいものか、その点疑問を感じる。
- 軽減された10単位以内の単位数で専門の表示をすること自体にも問題があると思うので、全てについて表示するかどうか検討しているところである。
- 修士課程修了による特修免許状は、大学設置基準に基づいて開設しているカリキュラムを履習することにより取得するわけで、そのうち自然科学系の場合は実験科目が相当入ると思う。一方、現職教育の場合、従来の例を見る限り、修士課程で行う実験等を組み込んだ形でカリキュラムを設けることは困難と思われるので、その場合は講義だけで終わるといった危惧がある。そうすると、特に自然科学系の場合、力量に相当の違いが生じてくるのではなかろうか。
- 現職教育者に対し、より一層の資質向上が要請されており、そのためには大学側・受講者側の真剣な対応・努力が必要であると思っている。
- 答申では、教職に関する専門教育科目（以下、「教職専門科目」という）の内容を明示しているが、教科又は教職に関する専門教育科目（以下、「教科・教職専門科目」という）の内容は示していない。現行では、後者につ

いて、講義題目的な形のものを含めて科目内容を示しているが、これは従来どおりの形になると考えてよいのであろうか。

- 現行制度では、教科・教職専門科目は、その半数について領域を指定する考え方をとっているが、今回も約半分は学校での授業担当を考慮して、とるべき領域を指定したいと考えている。ただ、現在の領域指定が現実の初等・中等教育のカリキュラムに合わない点も生じているので、その点は教養審等の意見も聞き、省令段階で適切な形に改めたい。
- 教育課程に関する科目（以下、「教育課程科目」という）は小学校教員で22単位となっているが、答申ではその柱としての教科教育の研究・道徳教育の研究・特別活動の研究等の個々について単位数が明示されていない。この点は、省令でも、このような一般的な定め方になるのであろうか。また仮に内容を明示しないとするなら、各大学の自主性にに基づき自由に実施できるのであろうか。現在、小学校の教科専門科目については、大学でもその定義等についていろいろ議論があるし、また教科教育の研究ともやや違うものとして実施方法も大学により様々であるし、いろいろ工夫がなされているがまた厄介視もされている分野である。これについては、いろいろな報告書で、高学年の教科担任制の問題等もあるので、むしろ科目数を減らして、小学校教員でも文科・理科系の指導的教員の育成ということを考慮して、それによって各職場集団の中で解決していくシステムを考えたら、という指摘もある。その意味では、小学校の教科専門科目は余り厳しく縛らない方がよいという考え方が教育系大学の中にもかなりある。そうすると、今回の、小学校の教科専門

科目を8教科に縛り、そして教育課程科目の方は大学の自主性に委ねるという方向は、むしろ逆ではないかと感ずる。

- 教育課程科目の内容は、今後審議会等の意見を聞き決めたいと考えるが、規定の方向としては全くのフリーの形にはならないであろう。ただ、その場合にも、ある程度弾力性を持たせることも検討課題のひとつと考える。なお、教科専門科目と教職専門科目に更に踏み込んで相互の弾力化を図ることも考えられるが、現在のところはそこまで考えていない。また、教科・教職の区分は答申どおりに実施したいと考えているし、教科については一応今のところ8教科全てにわたって実施したい。
- 教職専門科目のうち、生徒指導に関する科目は心理学専攻の教官が担当することになるうとの説明があったが、その実施に際しては教官増が必要である。
- 新しい免許基準に対応しての具体的な教官配置の問題は大学により事情が異なるので、個別に事情を伺い、必要なものについては配置するよう努力したい。
- 中学校・高等学校の場合、教育課程科目は6単位と4単位となっており、これで小学校の場合（22単位）と同様に教科教育の研究・道徳教育の研究・特別活動の研究の3本柱でカリキュラムが編成されることになると、ある科目は2単位以下になることも予想され、それでは余り意味がなくなるのではなかろうか。
- 教育課程科目6単位は、現行の単位数（教科教育法3単位、道徳教育2単位等）を前提とし、かつ最低の単位数ということで、このような線を取りまとめた。

- 教科専門科目は、小学校の場合、現行の6教科各2単位（計12単位）から、8教科各2単位（計16単位）となるが、現行制度もそうだが、教職専門科目に比較し相対的に比重が低いのではないか。小学校といえども、教科専門科目をもう少し履習させるべきだという意見もある。
- 答申では全教科担当ということで8教科を履習するという考え方がとられているが、これを原則とするか、または多少柔軟性を持たせるかは、省令段階のこととなるので、今後十分検討したい。
- 中学校・高等学校の場合、現行では、教科専門科目のうち狭領域科目は32単位、理科・社会等の広領域科目は40単位という設定がなされているが、今回の答申で、この単位数を変えた理由は何か。
- 免許法制定当時の記録等を見ると、教員の需給関係等を反映してか、複数免許状を取得させるべく、このような単位設定をしたとある。しかし、現在は教員の需給関係等、問題も相当解消したと考えるので、今回の答申では両者に差を設けず、多い方に合わせた、というのが審議会の考えである。なお、40単位を更に増やすことは、教養審で議論されていない。
- 答申の前文で「開放制の原則」の尊重を謳っているが、その中味では教育実習の単位数の増加等が提案されていて、一般論として、そのために開放制が崩れていくのではないかと危惧する。その辺をどのようにお考えであろうか。
- 制度の基本に触れる非常に難しい問題であるが、教養審の考え方は開放制の中で最大限の単位増を図ったということである。現行の単位数と比べると、相当の増加が提案されているが、大学にあってはご配慮をお願いしたい。
- 答申で提案されている予備的資格についてだが、これは教育実習以外の要件を充足した者の救済策として考えているのか。それとも予備的資格は本来の要件を充足していないので採用に不利となるが、どうしても止むを得ない場合は予備的資格でも教員になる途は残されているというニュアンスなのか。
- これは決して前向きのものでなく、現在の実態をみての次善の策である。ただし、この証明書の発行は、もう一步の努力で正規の免許状の取得が可能という意味で、力づけることができるのではないかと考える。
- 確かにペーパー・ティーチャーも相当数いるので、その意味から言って次善の策ということであれば問題は別だが、これが制度化され実態的にも機能していくことを考えると、一般大学・学部ではこの予備的資格で十分ではないか、という議論が出るのが予想される。そうすると、結果的に中等教育教員、特に高等学校教員に関して、行政側の「免許基準の増加を図ることにより高度の専門教育を学んだ者を採用したい」という立場との間に矛盾が生じてくるのではなからうか。
- これが制度化されれば、教員採用試験に際し予備的資格証明書を除外しない等、適宜教育委員会を適切に指導したい。しかし、ただいま指摘いただいたとおり、大学側はそれに安んじて、教育実習を省いて送り出すようなことがあっては困るので、課程認定と採用試験のやり方の両方について、適宜様子を見ながら対処したい。
- 中等教育における理科・社会等の広領域科

目については、例えば理科の場合、中学校教員については余り物理・化学・生物・地学のどれかに片寄らないで養成することが必要だが、高等学校教員の場合はどれか1つ専門的に深く学ばなければつとまらない。しかし、現在は高等学校学習指導要領の改定により「理科I」が新設され、高等学校側はオールラウンドに出来る教員を希望するようになってきた。もし文部省が、将来高等学校教員は特修免許状を主体とすると考えていれば別だが、標準免許状を主体と考えているならば、オールラウンドの勉強と更にどれか1つを専門的に学ぶということが学部で4年間で果して可能と考えられるであろうか。

- ご指摘のことについては、教養審でも格別に議論は出ていない。確かに、理科の個々の授業において、高度の深い知識を有する教員が教育を行うことは必要かもしれないが、免許制度まで、例えば物理の教員、生物の教員等に対応させると、理科というもう1つ上の次元でのまとまりが難しくなるのではないかという危惧の面も出てこよう。免許状では理科という共通分野を設定して、あとはそれぞれの組織において専門の教官が協力しあえるシステムをとってもらえたらと考える。
- 修士課程相当の現職教育のことだが、当該大学の専攻科に、認定講習の内容に相当するものがない場合は開設できないのであろうか。
- 現在、認定講習の講座については、やや抽象的な表現で、「関連する修士課程・専攻科を持ったところで開設できる」と、省令で定めている。今の指摘のケースは難しいところで、例えば、理科の修士課程・専攻科がないから理科の認定講習を開設出来ないとするか、

あるいはそれらがなくても専門の教官がいるから開設出来るとするかは微妙なところで、その他の開設科目全体を見て判断することになろう。文部省としては、全体をみて認定してよいのではないかと考える。

- 単位認定は大学の資格を有する教官が行うことになろうが、今の説明のように資格のない者が行ってもよいということになると、単位認定の問題が出てこよう。
- 今回の答申での一番大きな問題は教職専門科目の単位数の引上げと思うが、これの実施に当たっては予算措置によって解決できる問題もあるが、それでも解決できないものもある。例えば教育実習の問題である。答申では教育実習6単位としており、そのうち2単位の事前事後の指導は大学で実施可能となるように代替措置がされているが、これは教官等の措置が講ぜられるならば対応できる。しかし、実習校に依頼する部分が、個人レベルで最低の2単位のものから、3単位、4単位のものまで違ってくるのが予想されるし、また大学や学部毎に単位数を定めるものも出てこよう。そうすると、実習校は様々な形のものを受け入れることになり、混乱するのではないかとと思われる。そのあたりの対応の仕方を伺いたい。
- 教育実習生の受入れの問題は、教養審の協議の過程でも、教育委員会側と話し合った。教育委員会としては、現在の母校実習の形態（全体の7～8割を占める）は教育委員会にとって便利な面もあるが、本来的なものとは考えていないとのことであった。また教育実習の単位数増加に伴う受入れ方策も打診したが、その代表的意見は、受入れについて極力充実を図る等で協力したいとのことであっ

た。ただ、その場合、学生に対する大学側の十分な事前指導の要請があった。

教育実習の形態は各都道府県により異なっているため、地域単位で、その形態や受入れ数等、実習校及び教育委員会と協議を行って、組織的な教育実習が実施可能となるよう努力したい。

- 教育実習の代替措置としての事前事後の指導に関する大学の体制整備に関して、文部省としても、教育系大学・学部教育工学センターを含め、その整備を図りたいとの説明があったが、本特別委員会では旧設大学の教育学部に教職課程センター（仮称）の設置を提案しているが、これについてご意見を伺いたい。
- 必要性に応じて、整備を図ってゆきたいと考える。ただ、その場合も、教育原理・教育心理学等担当教官にシワ寄せされることなく、教職課程センターが全学的な協力体制の下に運営されるよう配慮ねがいたい。
- 免許制度改定に伴って教育実習等の問題が起ると予測されるが、これは、昭和28年に制定された課程認定制度が趣旨どおりに実施されていれば起きないで済む筈のものである。しかし、この課程認定制度は歴史とともに風化している。従って、新しい免許制度の実施に際しては、課程認定を厳しくすると同時に、従来の課程認定の洗い直しや適切な指導等も必要なのではないかと思う。
- 昭和28年に発足して以来、課程認定制度はそのままであるので、現在は当時の実態と合わない課程もあるわけで、その取扱いについては審議会とも相談し見直しをゆきたい。今度、新しく免許基準が改定されれば、その段階で、整理の意味で再度各大学に課程認定の

再確認を依頼したいと考えている。なお、その場合、従来の課程認定を取消すことは考えていない。

- 今回の免許法改正案は全般的に単位がきついわけだが、実際に実施するためには、総合大学の場合教育学部に大きな負担がかかることが予想され、何らかの措置が必要である。また、私学の場合は教員免許の問題は死活問題でもあるので無理をしても免許状を出すと思うが、国立大学の一般学部の場合、あえて無理をしなくてもよいという考え方もあり、また実習校確保の問題等ともからんで、結果的には“予備的資格”がかなり利用され、国立大学一般学部からの中等教育教員希望者が減少することが危惧される。文部省としては、様々なケースを考えて対応されるよう要望する。（文部省側退席）

おおむね以上のような意見の交換があった後、委員長より次のように述べられた。

免許制度改定の問題について、国大協として要望書を提出するかどうか、また提出する場合、その要望内容をどうするかについてご協議ねがいたい。

これについて協議の結果、要望書を提出することとなり、その要望内容については、本日の協議等を踏まえて小委員会で案を取りまとめ、2月22日開催予定の理事会の了承を得たのち、文部省に要望することとなった。

2. 「大学における教員養成」の取りまとめについて

このことについて委員長より次のような提案があり、了承された。

前回の委員会で「大学における教員養成に関

する調査報告書」(案)の取りまとめに関し、先般各大学に対し実施したアンケート調査の集計結果を補章として追加するほか、若干文章修正等も行い、本年6月開催の国大協総会に諮るということになっているが、本日午前中に小委員会を開催し、これについて協議し報告書(案)

を取りまとめた。これについて特にご意見がなければ、これを6月総会に提出することとした。

以上をもって本日の協議を終了した。

大学院問題特別委員会

日時 昭和59年4月26日(木) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 金子委員長

藤井、小野、阿部、種瀬、野村、猪、加藤、大藤、坂上、田中各委員

下沢、田中各専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任された藤井栄一小樽商科大学長の紹介があった。

〔議事〕

◎ 大学院問題について

初めに、委員長より次のように述べられた。

本特別委員会の小委員会は、昨年11月に設置されて以来、旧設大学院問題について精力的に審議しているので、まず今日は、田中小委員長より、その審議状況について説明を伺うことにしたい。

なお、前回委員会(58.11.15)以後、大学院の問題に関して、第7回国立大学46工学系学部長会議総会と日本学術会議(「統計学の大学院研究教育体制の改善について(勧告)」)より要望書の提出があったので、ご参考までにこれを配付した。

続いて、田中小委員長より小委員会での審議内容等について、概ね次のような説明があった。

昨年の11月15日開催の本委員会で、小委員会の設置が承認されてから、直ちに委員の委嘱等を行い、第1回目の小委員会を12月7日に開き、現在まで4回小委員会を開催した。また、小委員会の構成メンバーは、前回の本委員会でお諮りした委員の他に、金森順次郎大阪大学理学部教授と宮島寛九州大学農学部教授に委員を、また布施鉄治北海道大学教育学部教授と藤沢令夫京都大学文学部教授に臨時委員を、それぞれ委嘱し、協議に加わっていただいている。

第1回目の小委員会では、まず小委員会の位置づけとその審議事項について協議した結果、小委員会はあくまで親委員会のサブの委員会と位置づけ、その審議も旧設大学院の改善について検討を行うということとなった。また当日は飯島委員より、文部省の「大学院問題調査研究会議」における審議状況について詳細な説明をいただき、その上で大学院問題に関する総論的事柄について意見交換を行った。その結果、旧設大学院の問題は学問分野(専攻科)により差異があるので、今後は各学問分野における大学院の問題を順次検討して、その上で大学院に共

通する問題や各専攻科の独自の問題等も勘案しながら審議し、出来れば今年の10月を目途に、総論的・各論的に取りまとめるということになった。

第2回目の小委員会では、学術審議会の「研究者の養成・確保について」の答申案を検討するとともに、東京大学における研究者の養成・確保に関する改善案について説明を伺った。

以後、第3回、第4回目には、各学問分野についての各論的な検討に入り、農学部、工学部、法学部及び経済(商)学部の問題についてそれぞれ当該分野の関係者より説明を伺い、それを基に検討を行った。なお、明日第5回目の小委員会を開催するが、そこでは教育学部及び文学部の大学院の問題点とそれへの対応策について協議するとともに、金子委員長から新制大学院の問題等について説明いただくことになっている。

以上の4回に亘る小委員会の検討の過程で、検討課題とされている事項を申し述べると、①大学院の内容、②年限、③学位授与、④大学院定員、⑤大学院の教官組織、⑥大学院生の経済的基盤の確保、⑦大学院生の研究費、⑧後継者の養成・確保、⑨オーバー・ドクター、⑩大学院の予算、施設・設備の充実、等の問題である。なお、⑩の問題に関しては、現在の大学院の予算、設備、施設の床面積等は学部を上積みする形で積算されているが、仮にこれを学部と切り離した場合、その利害得失はどうなるかという問題が提起されたので、これの検討方を第6常置委員会に依頼した。

これに引き続いて金子委員長より、配付資料「大学院問題研究委員会第二次中間報告」(大学基準協会、昭58.3.22)について詳細な説明があった。

以上の説明に関して、おおむね次のような意見の交換があった。

- 医学部の大学院、特に臨床系の大学院について検討されているか。
- 臨床医の養成のために研修医の制度があり、現時点ではこれと大学院をどう噛み合わせるかということだと思う。例えば、私の大学では、2年間の臨床研修を終わった時点で大学院をうけることを原則としており、また大学院進学後も、初めの2年間は基礎医学を学び、そのあとで基礎または臨床に進むことになっている。
- 理・工学部の博士課程修了者は、大体教職に就いているのか。
- 必ずしもそうでない。最近では、民間企業に研究者・開発担当者として入る者も相当いる。ただ、工学部の場合、修士修了の段階で優秀な学生は一流企業に就職する傾向もみられ、その点は、大学も後継者の養成・確保の問題として真剣に対応策を考える必要がある。
- 文学部の学位授与の状況が悪いと聞くが、現状はどうであろうか。
- 一般に、文学部は学位授与の数も少なく、かつ遅いようである。その改善を図るためには、まず大学の教官が、古い伝統的な考え方を改め、学位は課程を修了した時に与えるディグリーであるというようにその認識を改めることが先決のように思う。
- この問題については、抜本的な提言を含め何か対策を考えているのであろうか。
- 外国人留学生への学位授与の問題とも関連し、検討すべき課題であるが、そのためにも大学にあっては、大学の適当な委員会などで、先程も話に出た学位に対する教官の基本

的な認識の変革の必要等を含め、それぞれ検討することも必要と思う。

- 法学部や経済学部では、学位に対する伝統的な考え方も少しずつ変化しているとのことである。文学部でも、学位について新しい認識を持った教官も生まれているので、時間の経過とともに徐々に変わって来るであろう。
- 一時、農学部にODが多いと言われたが、現状はどうであろうか。
- 依然として多いが、その専攻分野によって事情は違うようである。例えば、農芸化学科等はよいようである。
- 法学部の大学院修了者は、学部卒に比べると企業への就職状況が悪いと聞くが、この点はどうか。
- これは文科系だけでなく、ある意味では工学系も同様であったが、それが少しずつ変化しつつある。以前、企業は学部卒を採用し社内教育を通して育成を図っていたが、現在は修士修了者を採用する方が効果的であると考え方が変わり、その採用も増えつつある。しかし、依然として博士課程修了者の企業への就職状況は悪く、この点は大学院における教育の内容という観点から、大学として検討すべき課題のひとつであろう。
- 最後の点は、同時に、地域社会の受入れ体制とも関連する問題であり、その考え方を改めるよう働きかける必要があるのではなかろうか。
- ある大学の経済学部の話では、当該学部の大学院を修了しても、大学に残らず欧米等に留学する者が多く、教官を選出する際には、結局、海外で研究している者から後継者を選ばなければならないとのことである。これを解決するためには、ポスト・ドクトラル・フ

ェローとかティーチングアシスタント等の制度の導入を図ることにより、経済的に安定する方策を講ずることが必要である。このことは学術審議会の答申にもあり、また文部省も検討されているようなので、実現の可能性もあるのではなかろうか。

- 昔の大学は斯界のリーダーを養成しており、そのうち特に優秀な者は大学院に進み後継者となった。しかし現在、大学は大衆化し、その役割もリーダーの養成から、高度の知識の教育へと変化し、そのうちさらに勉強を望む者は大学院に進学するが、それも必ずしも後継者の養成を意味してはいない。これは工学部で象徴されるように、修士課程修了者でも多くは大学に残らずに企業に就職する。一方、文部行政をみると、新制大学が設置された段階で大学の大量化ということも念頭にあったと同時に、教えるべき知識量も増大したため、学部4年の枠内の教育では各分野の社会的要請に応じられないということで、新制大学のうちで諸条件の整備された学部より順次修士課程の設置を図った。その時には、後継者やリーダーの養成という意識は少なかったと考える。

この問題を考える時、どうしても2年間の一般教育の問題と関連してくる。個人的には教養部は必要と考えているが、一方外部からはその2年間があるため不足する分を修士まであげたとか、専門教育と一般教育の接続の仕方等一般教育をめぐる種々の意見が出されている。これの解決は大変困難なことと考えるが、一般には修士まで必要というのは本当のようである。

また各大学にあっては、研究教育の向上のため修士課程の設置が不可欠と考え、努力の

末、現在多くの大学に設置されたわけで、その次のステップとして博士課程の設置を希望するのは当然のことである。その設置形態もフレキシブルを持たせ、種々の形があつてよいと考えるし、また全国立大学に設置可能なように措置されるべきと考える。ただその際、既設大学院の博士課程のあり方をみると、やはりある意味では徒弟制度の形で後継者養成を行っているわけで、この側面も考慮に入れておいた方がよいと考える。

- 論文博士の場合徒弟制度であるが、課程修了博士は単位取得によって学位を取得するので必ずしも徒弟制度ではない。両方の形がある。
- 課程博士の場合でも、カリキュラムの問題等もあり、また講義の面でも問題なしとはいえないわけで、結局はゼミナール制のような一種の徒弟制になってしまうのではなかろうか。仮に整備充実した教育を行おうとすると、教官の負担増の問題が生じ現行の制度では困難と思われる。
- 昨年3月の本委員会では文部省側から、農水産系連合大学院について、大学間のセクショナリズムの関係から果して実現が可能であろうかとの懸念が表明されたが、その後事態は急速に進展し、出来れば昭和60年度からでも学生募集をしたいとのことと聞いている。その辺の最近の動向を伺いたい。
- 文部省側の心配する事柄について、関係者が英断をもって根本的な対策を講じられたものとする。個々の大学の内部事情に関連することであるので、詳しくは触れられないが、現在、5つの地域にグループ分けして、サテライト方式の形で、具体的に参加大学・学部や組織・運営方法等を検討し、整理され

次第、実現に向け折衝を始めるのではなかろうか。

- 関東及び四国地域では、昭和60年度から実施したい意向のようで、現在、概算要求の準備に入っている。特に、四国では3大学だけでまとまりやすく、かなり進行しているようである。
- 発足当初より完全な形のものとは望めないし、それを待っていてはスタートできないので、ある程度実施の見通しがついた段階まで到達したら、国大協としても支援し、そして種々改善を重ねながら進展させることが必要であろう。
- 関東甲信越地域の工学系連合大学院の話はご承知のことと思うが、先般関係者の中で、凍結を決めたとのことである。その理由は、工学系の連合大学院の組織を作っても、これに参加する大学に総合大学院が設置された場合（すでに総合大学院の調査費がついた大学もある）、その学部はどちらに所属するかという問題が生じ、結果的に迷惑をかけることになることを懸念して参加を見合わせる大学が出てきたためである。
- 大学院の設置の意義を客観的に評価できるかどうかということであるが、一般論として、周囲からみて必要でないと思われても、大学内で士気が高まり、それにより大学の雰囲気が高まるといふ効果のほか、その設置により大学の組織体制が一層充実するということもあろう。設置の意義をおさえながら、必要なものを作っていくという姿勢が必要であることは承知しているが、その意義の判定は大変困難なものであり、すべて流動的なのではない。
- 教育系大学院は今までの話と違うところが

ある。修士課程設置の場合でも、教科指導に関する研究者を養成しているところがないため、教官が不足してなかなか人材が得られない。そのため私の大学では、何とか博士課程大学院を設置し人材の養成をしたいと考えているが、博士課程設置の計画を進めても教官審査の問題があり、審査が従来どおりの形で行われるとなかなかとおらない。現在、最近のお茶の水女子大学のケースを参考に準備をすすめているが、審査の際、たえうかどうか懸念している。私どもとしては、積極的に出来るところから博士課程を作り、少しでも人材を養成したいと考えているが、既設の大学院においても、そういう分野の人材を養成されるよう要望する。

- 兵庫教育大学等新構想の教育系大学院が設置されたが、それらとの協同的作業はしているのか。
- 教育学部関係の全国的な集まりもあり、相互に話し合っている。また、兵庫教育大学は現在博士課程設置の準備を進めており、お互いに情報交換をしたいと考えている。

- 教員養成系大学・学部の卒業生でも、必ずしも教員にならない者もいると聞くがどうであろうか。
- 教員の需給関係のこととも関連があるが、私の大学では約1割ぐらいが他の分野に就職している。しかし、私のところは教員養成課程だけで成立しており、カリキュラムも免許法で規定されているわけで、幅広い勉強が出来ず、教員以外の途を進むこともなかなか困難となっている。

おおむね以上のような意見交換のあった後、委員長より次のように述べられて本日の会議を終了した。

小委員会の方では、今回の会議で全ての専門分野の報告を終了し、その次より総論的な立場から討議を行うことと並行し、必要なことについてはアンケート調査も行ったうえ、報告書の取りまとめに入ることであるので、この旧設大学院の改善の問題の進行に歩調を合わせ、新制大学院の問題に関しても、提言できるような作業を進めたいと考える。

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年1月19日(木) 10:00~12:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
金子大学院問題特別委員会委員長
田中委員長
石田、種瀬、下沢、森各委員

田中委員長が都合で若干遅れるため、出席されるまでの間金子大学院問題特別委員会委員長の司会で大学院問題に関するフリートークンングを行った。

〔議事〕

初めに委員長より次のように述べられた。

本日も協議願う議題は、前回(12.7)の委員会の際にも少し触れた問題であるが、その一つは学術審議会(学審)の「研究者の養成・確保に関する専門小委員会」から出された「研究者の養成・確保について(報告)」に対する国大協としての意見のまとめである。それから、

いま一つは東京大学において検討されている「東京大学における若手研究者の問題」についてお話を伺うことである。以上2つの問題について、これからご協議をお願いしたい。

1. 学術審議会の専門小委員会の報告について

旧臘(58.12.9)学術審議会学術研究体制特別委員会の「研究者の養成・確保に関する専門小委員会」が取りまとめた「研究者の養成・確保について(報告)」を基に次のような意見交換が行われた。

- この報告の内容は仲々立派であるが、少し具体性に欠けている点がありはしないかと思う。それからもう一つの点は、教官定員の削減その他によって不完全講座が一層進行しつつある傾向にあるので、助手の定員確保ということについて格段の配慮をすることが絶対に必要であるということを強調しておく必要があると思う。
- この報告の内容には異議をさしはさむ点はないが、問題の掘り下げという点では十分でないようにも感ずる。結果的にはここに記されているようなものになったが、学審の中の議論の過程ではいろいろな意見があったことと思われるので、その隠れた内部での議論でどのような問題が論議されたかを知りたいものである。
- この報告については、総論的には同感であるが、各論的には次のようなことが言えるのではなかろうか。
 - ① 報告書の1-(2)「近年の動向と問題点」の箇所、「若手研究者の新規採用が減少し年齢構成にひずみが生じつつあり、将来の高齢化への傾向が現われてきつつある。」と指摘しておきながら、これに対する具体

的な対策が示されていない。

- ② 2-(1)-①「大学院の組織・編成等の弾力化等」のイの箇所で、「研究所の組織を中心とした研究科を置くことも検討すべきである」と言っているが、それよりも大学の改革を先に考えるべきであろう。
- ③ 2-(1)-②「大学における教育・研究指導の改善・充実」のアの箇所で、「修士課程又は博士課程(前期)から博士課程(後期)に進学する際の専攻変更や他の大学院への移動等を指導するなど、多様な方法を工夫する必要がある」と言っているが、具体的にはどのような方法が考えられるのであろうか。
- ④ 2-(1)-③「民間等の研究者の再教育等」のアの箇所で、「大学院における再教育制度の充実への期待に応え、大学院が民間等の研究者を積極的に受入れ、その再教育に当たることが望まれる」とあるが、再教育の場合、大学院がどのくらいこれにタッチし、どのような指導をすればよいのかははっきりしない。
- 既設の大学院がいろいろな面で決して十分ではないということを十分に承知しておきながら、これを中途半端に捨置いてこれとは別に新しい発想に基づいてこのような立派なものを作るべきだということはおかしなことである。先ずそれよりも既設の大学院の整備充実を図ることが重要なことではなかろうか。
- わが国の学術研究の将来を考えると、現状認識に基づくより具体的な提言が盛り込まれる必要があると思われる。そのような観点から意見の取りまとめを行いたい。

2. 若手研究者の問題について

森委員から東京大学における若手研究者の問題の検討状況について、配付資料を基に次の諸項目について説明があった。

- ① 目的と背景：東京大学における若手研究者の諸問題の現状を把握し、その原因を分析し、それに基づいて問題解決のための方策を提言することを目的とする。この作業を行うに至った背景。
- ② 若手研究者問題：顕在化している問題（OD、助手高齢化）。東京大学と全国。問題の社会性、恒常性。大学の加速度的魅力の低下。優秀な学生の脱出。
- ③ OD問題：学内の実情、部局毎の多様性。原因。他大学の実情。
- ④ 助手高齢化問題：学内の実情、部局毎の多様性。原因。
- ⑤ 将来予測：放置した場合の見通し。大学人の需要予測。現時点の特異性、緊急性。
- ⑥ 可能な対応策：学振PDF。学内PDF。PDFと科研費の連動。助手の任期制。大学院制度の改革、年限の短縮。大学院研究生（員）制度。学振との連動。ティーチングアシスタント。

以上の説明について次のような意見の交換があった。

- 若手研究者の問題を考えていくということについては、文部省と交渉しなければならぬという問題も多いことであろうが、例えば東京大学だけでも実行可能というような問題があるのではないかと思われる。その辺の問題についてはどのような考えなのか。
- 実現するしないは別にして、例えば助手の

任期制の問題であるが、これは強制はできないまでも、ある学部ではこのように運用してうまくいっているといったサンプルを示すことによって、他の学部の参考にするといったようなことはやろうと思えばできることである。

現在大学院という制度はありながら専任の教官というのはいないし、施設基準面積等でも大学院としての若干の割増し分はあるにしても本当の意味の大学院というものを育てていく上では決して十分であるとは言えない。大学院という制度を作ったからには、やはりそれに見合った物的な基盤というものも作ってほしいものである。

それから、東京大学では他からの募金等によって若手研究者の海外研修のための旅費の援助を若干実施しているが、これなども、自分自身で賄うことができるPDFのような制度ができないものかと検討中である。

また、現在の大学院が非常に古い時代の分け方になっていて、“研究科”と名前はついているものの、例えば医学部で言えば第1内科の上に第1内科の大学院があるというかたちにならなっている。これをもう少し風通しよく、医薬、工、農というようにある程度自由に乗り入れができるということにはできないものかと思う。

ただ、何か改革を行うにしても予算の裏付けがなければ非常に制限を受けるということになる。

- 東京大学がPDFに代る対応策を検討中であるということは高く評価してよいと思う。例えば、科学研究費のようなものは目的がはっきりしておれば何かかたちを変えていけるのではないかと思われる。それから現在の

学院のように単なる学部の上の嵩乗せという
ような状態ではなく、例えば専任の教官が置
けるようなかたちにはならないものであろう
か。

- 学位の問題であるが、文科系の博士の学位
が、理工系の学位の授与数に比べて極めて少
ないというのはどうしてであろうか。
- 文科系側の言い分によれば、特に文学関係
は学問の性質上どうしても短い年限で学位論
文をまとめることには無理があるようであ
る。しかし、論文博士の数を含むということ
になるとある程度学位を授与されているので
はなかるうか。

法学関係では、現在できるだけ学位を与え
ようという方向にはあるのであるが、例えば
よい論文ができるとそれを基準に考えること
になり、どうしても論文内容の軽重が問題で
あり、実際にはなかなか学位の取得は困難な
ようである。また経済関係は博士の学位がな
くとも就職には困らないようで、先ず就職し
てからゆっくり論文を仕上げようという考
え方のものである。しかし最近では博士の
学位を持っている方が就職条件がよいよう
であるので、少し急いで与えるようにしては
どうかという方向になりつつあるようであ
る。

- ティーチングアシスタントということにつ
いてはどのように考えているのか。
- ティーチングアシスタントについては、大
学とか、研究所によって多少の違いはあるよ
うであるが、ティーチングアシスタントに並
ぶものとしてリサーチアシスタントといわれ
るものがある。これらは、大学院学生かある
いは大学院学生相当の年齢に達している者で
あり、またその中のそれ相当の学識を有する

者には学生教育の一部を手伝わせ、それに対
する若干の報酬を与えるというものである。
これはつまり学内のアルバイトであって、教
育と無縁の仕事に従事させるのではなく教育
そのものを手伝わさせるというやり方であ
る。

- 大学院の予算面からの問題であるが、現在
は積算基準を見直す時期にきているのではな
いかと考える。

これまでの大学の積算基準は、例えば講座
制、学科目制、あるいは博士課程、修士課程、
実験、非実験というようにいろいろ分けられ
てその単位が定められている。そうして大学
院は学部の延長として考えられているよう
であるが、最近では学部のない独立大学院など
も出来ているようであるから、大学院の予算を
学部と全く切り離して考えるというわけには
いかないものであろうか。

おおむね以上のような意見の交換があったの
ち、委員長より次のような提言があり、了承
された。

予算に関する問題は第6常置委員会の担当事
項であるので、大学院の予算の問題については
できるだけ早いうちに第6常置委員長にも連絡
をとり、同委員会で検討されるよう相談してみ
たいと思う。

それから今後のスケジュールであるが、本日
は東大での検討状況について話を伺ったが、こ
のあと1~2回その他の専門分野における状況
をきき問題点を洗い出してゆきたいと思う。そ
れで次回は理・工・農の3分野について次の方
々からお話を伺うことにしたい。

理学部関係：金森順次郎教授（大阪大学）

工学部関係：岸源也教授（東京工業大学、当

委員会委員)

農学部関係：九州大学より推薦

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 2月13日(月) 13:00~16:30

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年2月13日(月) 13:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

石田, 種瀬, 下沢, 飯島, 岸, 金森, 宮島各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された金森順次郎委員(大阪大学教授)、宮島寛委員(九州大学教授)の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日は、前回(1月19日)の委員会の決定に従い農学関係及び工学関係の大学院における諸問題ということで宮島委員と岸委員から先ず説明を伺い、その上でご協議願うことにしたい。

それから、前回の委員会の際に話題となった大学院の予算を学部予算と切り離した場合のメリット・デメリットの問題については、その後有江第6常置委員長とも相談し、次回開かれる第6常置委員会の際に私から問題提起をしてご協議願うこととなったのでご報告する。

〔議事〕

◎ 「旧設大学院」の改善について

(1) 農学関係の大学院における諸問題について

これについて、宮島委員(九州大学農学部長)より配付資料「第45回、国立大学院大学農学関係学部長協議会議事要録(案)」, 「九州大学大学院農学研究科修士課程及び博士後期課程修了者及び退学者就職先調査表」, 「九州大学農学研究科修士課程及び博士後期課程出願・入学状況調」等を基に、次の諸点を指摘しながら詳

しい説明があった。

① 博士課程の就職問題について

農学系大学院の場合、卒業後は大学に残って助手となるもの、あるいは公務員試験を受験して公務員となるもの、または民間企業に就職し研究者を志向するもの、というように多方面に分かれていくようである。

ところが博士課程を修了して研究職に従事しようと思っても、学部卒や修士卒とは違って、例えば公務員上級試験を受けるにしても専攻範囲が狭められているため不向きになってしまうような傾向にある。このような情況から大学側としては、博士課程修了者に対しては研究職としての上級試験を別に行ってほしいということを要望している。

これについて農林水産省では、大学院修了者については、大学側で一旦助手に採用しておいて、それから試験場とか、研究機関と人事交流をする方法もあり、また協議採用の枠を漸次拡大して、2~3人程度の複数の候補者について採用試験を実施する気運も見られるようになってきていると説明している。

② 助手の講師振替について

これは助手の待遇改善だけでなく、むしろ大学院の組織・制度についてもっと現実に対応できるようにするために考えられたものである。例えば現在の講座制にみられる1・1・2とい

うかたちの助手2というところを、その1人は講師に振り替えるというようにしてはどうかというものである。

最近の研究手段、研究用機器の進歩はめざましく、一方、発展途上国からの留学生も漸増しており、それに即応した大学院教育の実を挙げるにはマンツーマンの研究指導によらねばならぬ場合が多い。これには助手の協力が必要であり、その職務に対応するため講師として指導の責任を持たせようというものである。他方、博士課程大学院を持つ農学関係大学での助手は、多くが大学院修士課程修了以上で、博士の学位をもつ者も多く、独立した研究者として、かつ教育者としての能力も高い。また助手の年齢構成からみても、助手の年齢が益々高齢化しており、このままの状況では将来のことを考えざるを得ない。そこで助手の40歳前後のものを今後は講師に振り替えていくという途を講ずれば助手問題も随分すっきりしていくのではなかろうか。

また一方で助手については、関係官庁並びに研究所等との人事交流をもっと活発にすべきであると思う。

③ 九州大学の農学研究科の実状について

これについて配付資料の表を基に、出願・入学状況、就職状況等について説明があり、その他検討中の課題について紹介があった。

以上の説明があったのち次のような意見の交換が行われた。

- 農学部ではアンダーグラデュエイトのある学科があって、そこで勉学した学生の多くはやはり同じ学科名のグラデュエイトへ進むということになるのであろうか。
- それはそのとおりで殆どの学生が同じ講座

の上の大学院へ進むというのが現状である。

- 農学部への入学時では、それぞれの学科によって志願率の高低はあるものと思うが、これはやはり学科毎の問題として考えなければならない問題であるのか、それとも農学部一本という問題としても考えられる問題なのか、その辺はどうであろうか。

- これについては、農学系と工学系の学部とではやや事情が違うように思う。例えば農学系の分野からいうと、農芸化学とか食糧化学のような学科の卒業生は殆どが企業へ就職するが、農学部全体からすれば、特に一次産業関係は研究機関とか公務員となって就職するものが非常に多いということになる。

九州大学の農学部では、入学時には農学部一本というかたちで入学させ、教養課程1年半を修了したところで第1志望、第2志望を募って、成績により学科の振り分けを行っている。

また大学院については、大学院の組織として全部の講座にアンダーグラデュエイトからグラデュエイトという形でドクターコースまでが設けられているというのが実状である。

- 学位の問題であるが、医学部のように修了者の殆どが学位を持っているというのもどうかと思われるが、また文系のように特に文学、法学、経済学等学位を授与されているものが極めて少ないというのもどうかと思う。農学部では、その中間くらいで学位を与えられているものの、数からいうとバランスが取れていてよいように思われるがどうであろうか。
- 九州大学の例から言えることは、学位授与の数では農学部は医学部に次いで多い。特に留学生についてはできるだけ学位を与えてや

ろうという方向で考えている。

○ 農学部は農場、演習林、水産試験場等の利用の問題であるが、附属施設としてその大学だけが利用するというのではなく全国的な規模としてもっと各大学が自由に共同利用機関として利用できないものであろうか。

○ この問題は、大学院の将来計画にも相当影響する問題であるようにも思う。農場、演習林、水産試験場といった農学部の附属施設の共同利用の問題であるが、農学部の教育・研究というのは総て生物の生育に関わる作業であり、またそれには季節性という問題が付随しているため、共同利用ということには不向きな点がある。特に林学の方の栽培というようなことになってくると長い年月の観察というようなことが必要になってくる。そうして、その附属施設の管理の面でも、やはり一つの大学の職員が責任をもって管理しなければならないというような問題もある。

このようなことから、農場、演習林、水産試験場というような附属施設は大学に附属させておいて当該大学の自由なカリキュラムによって自由に研究活動をさせるべきものであって、他からその独創性を損なうようなことをしてはならないと思う。

○ 助手の講師振替えの問題であるが、医学部では既に以前から行われていることもあるから、7大学で強く要望すれば実現不可能ではないように思う。ただ、国大協として、これを全大学に及ぼすという訳にはいかないであろう。

農学関係の研究機構の整備ということに関して政府や社会では第1次産業ということで非常に冷淡である。しかし、発展途上国を含めた国際的視野の中での日本の農学教育・研

究という観点からすれば、大学研究機構を整備もしないで従来そのまま放置してよいか問題である。

それから、具体的な問題としては、最近農芸化学の分野、あるいはアプライドサイエンスや生命科学の分野等では特にクローズアップされてきている問題があるので、理学部や工学部、医学部等とも連帯して考えなければならない問題が生じてきているように思う。

しかし、これについては日本は外国に比べてまだ自己分野の守備範囲である壁が厚くて、他の分野と連帯して行動するという点に欠けているところがあることは残念である。先ずその壁を取り除くには、学内でできることから教官の交流や学生の交換をもっと自由に行うべきであろう。

○ 農学関係の問題は、年々留学生の交流も活発になりつつあり、ただ単に国内だけの問題としてではなく国際的レベルの問題として今後は考えざるを得ない問題であるように思う。特に食糧生産の問題等は、わが国の農業ということだけでなく、発展途上国の農業ということも考えて協力を惜しんではならない問題であるように思う。

○ 大学院生の定員の問題についてであるが、大学院の定員の充足率は約7割程度であるということである。このような情勢で大学院の定員については全国的にかなりの空きがあるようである。ところが工学系等では最近非常にドクターが社会から要求されているという分野もあるので、この大学院の定員制については見直すべき時期にきているのではないかという議論もある。

○ 大学院の定員制の問題は、将来の重要度とか、あるいは国際交流という面とか、社会の

ニーズというような問題をしっかり整理して、マスターとドクターをはっきり区別して考える問題であると思う。ただ、現在のようなマスターの定員を1講座1名と固定してしまうことには問題がある。これについては文部省にも1講座1名という線は変えたいという気持ちはあるのであろうが、予算上の関係から自由にならないのであろうと思う。

大学院について思うことであるが、大学院の形といったものなどには別に捉われる必要はないのではないか。大学院のレベルダウンを心配するのであれば、ミニマムのところさえ守られておればそれでよいのではなかろうか。そうして、そのあとは思い切った改善の構想を打ち出してもよいと考えられる。

学位についても、その概念を博士課程を終えたという証拠と考えた方が将来的には具合がよいのではないかという気がする。

- 研究生の問題であるが、例えば九州大学の55年に博士課程後期を卒業した42名のうち13名が研究生として残ったということであるが、この研究生には在籍の年限が課せられているのであろうか。
- 長く研究生でいる場合もあるかもしれない。
- 大学院の問題を考える場合、確かに研究生の問題は一つの大きな要素である。大学によっては相当数の研究生がいることと思うが、その実態を一度調べてみる必要がある。私の大学では先ず研究生として登録し正規の授業料を支払い在籍というかたちを採っており、年限については一年毎に更新ということに決めている。

農学系大学の問題についておおむね以上のような意見の交換が行われ、ついで工学系大学院

の問題の協議に移った。

(2) 工学系関係の大学院における諸問題について

これについて、岸委員（東京工業大学教授）より配付資料を基に次のように説明があった。

工学系大学院の問題点について、若手研究者の活性化ということも含めて、思いつくまま箇条書きにしたのが配付の資料である。全部で17項目になっているが、最初の第1項では、工学系大学院の位置づけ、役割について、わが国は工業立国を国是としており、それには国際競争力に堪える人材の供給が必要であり、その役割は現状では国立大学工学系修士卒業生がほぼ担っている、ということ述べた。

第2項から第5項までは、大学院で何をやるかという点から、教育と研究に関する疑問点を述べており、第6項から第10項までは学生に関する問題を、第11項以下は主として教官に関する問題を取り上げている。

以上のような前置きののち、各項目について詳細な説明があった。

以上の説明についておおむね次のような意見の交換があった。

- 例えば工学部等で通信学科が主催して講演会を主催したとしても、その講演会には機械工学科等の学生は聴きに来ないというような状況で、全くその交流のなさを感じることがあるが、このような原因は学問があまりにも細分化してきた結果ではなかろうか。
- 工学部の場合、例えばメーカー側に役立つものであれば、企業は早速投資して立派な施設や研究所を設置する。ところが役所仕事では、やっと予算を得て大学の中に施設や研究所を造り上げたとしても、出来上がった頃には

もうその施設なり研究所は陳腐化していても
の用にたたぬといったスピードの問題がある。

それから、日本の科学技術行政は各省庁バラバラで運営されており、相互の連絡がない。これは今後の科学技術の進歩という点からみて大いに反省すべき点ではなかろうか。

- 通産白書には、こういくべきだというようなことが書かれているが、それにはどういう人員が必要か、それをいかに養成するかといった人の問題の裏打ちがない。
- それは本来学術審議会の仕事であるべきである。
- 若手研究者の養成確保をどうしたらよいであろうか。
- 優秀な者は企業の方に就職してなかなか大学には残らない。しかし、世界的水準の研究をしている研究室には残る。大学の研究水準を高めることが重要である。
- 現在、大学の工学部でも新設の大学では、研究所を持たない大学も随分ある。しかし、そのような大学にあっても研究的アクティビティを上げる必要があると思う。そのため、例えばテンポラリーに集まって研究に熱中さ

せるといった機関を作り、そこに1年なり2年なり出向させて、また各大学に戻るといったようなことをしてもよいのではないかと考える。

- 最近、流動的な客員講師を招いての講座がところどころで行われているようであるが、ただこれらの中には講座名は違っても、同じ分野でダブっている場合もたまにはあるようである。しかし、こうした流動性のある客員講座が広く行われることも意義があることである。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、次回の予定を次のとおりとして閉会した。

次回 3月12日(月) 13:00~16:00

引続き各分野別の問題点についての説明と協議を行う。理学系(金森)、商経系(種瀬)、法学系(平野)

なお、その次に行う予定の文学系と教育学系の説明者を京都大学と北海道大学に依頼するとともに、同説明者には次回の会議に出席し傍聴して貰うことにした。

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年3月12日(月) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

金子大学院問題特別委員会委員長

田中委員長

石田、種瀬、岸、金森、富島、布施、藤沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに委員に就任された布施鉄治委員(北海道大学教授)、藤沢令夫委員(京都大学教授)の紹介があったのち、次の

ように挨拶があった。

前回の委員会で、大学院の予算を学部と切り離してはどうかという問題が問題になったが、この問題についてはその後第6常置委員会の有

江委員長とも相談したところ明日（3.13）第6常置委員会の大学財政小委員会を開催するので、その際この問題についても検討することにしたということであったのでご報告する。

それから本日の議事の進め方であるが、最初に前回の農学関係の残りの部分について宮島委員から説明していただき、そののち理学関係について金森委員、経済学関係について種瀬委員、法学関係について平野会長という順に、それぞれ説明を伺ったうえで前回同様にご討議を願うことにしたい。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 農学関係の大学院問題について

初めに宮島委員から、前回（2.13）配付の資料のミスプリントについて訂正があったのち、本日の配付資料「九州大学における正規の大学院生以外の学生の種類」「農学研究科入学・進学及び就職状況調」を基に、その内容について詳細な説明があった。

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

- 学位に関することであるが、農学系では大体何年くらいで学位が取れるのであろうか。
- 農学系では学科によってその状況は異なっていて、例えば農芸化学科とか食糧化学科あたりでは博士課程修了と同時に学位が授与されるものが多いが、農学科、林学科、農政経済学科などは学位取得に相当年数が掛かるようである。
- 大学院の留年の年限は、九州大学では何年間残れることになっているのか。
- 規則では3年間の留年を認めている。

以上で農学系大学院についての補足説明を終わり、次の理学関係の大学院の問題の協議に移った。

2. 理学系大学院の問題について

これについて金森委員から、配付資料「理学系大学院における諸問題」に基づき次のように説明があった。

わが国での「理学」の研究・教育の根本問題は、「輸入学問」の域を脱してスケールの大きい独創的な研究を育てることである。わが国では「理学」が医学・農学・工学等および技術の基礎であることと、天文・気象・火山・地震等の自然研究を担っていることは認識されているが、それが人文科学と並んで文化を形成するものであることはあまり認識されていない。そのため「役に立つ」かどうか研究評価の基準になり勝ちで（逆に風が吹けば桶屋が儲かる式の理屈で「役に立つ」ことを説明させられることもある。）、スケールの大きい研究を生む土壌形成が不十分である。

以上の前置きののち、次の事項について詳細な説明があった。

- ①旧設大学院の現状について
- ②巨大科学・共同利用研究所等の問題について
- ③学生の志向について
- ④外国人留学生・国際化について
- ⑤専門化と広い視野を両立させるための提案について
- ⑥博士研究員（PDF）・オーバードクター・研究生について
- ⑦大学院大学について
- ⑧教官の年齢分布・職階について

以上の説明に関して次のように意見の交換が

あった。

- 配付資料の中にある大阪大学理学系研究科の「専攻別・部局別委員数」の表に記されている医学部からの生化学の委員（教授）は医学部の医学研究科には所属していないのか。
- これは兼任というかたちを採っているの
で、理学部にも医学部にも所属しているとい
うかたちである。そこでこの委員は理学博士
も医学博士も両方審査をし学位が出せるとい
うことである。
- 現在のままで進むと10年くらい後には物理
の教官が不足するという事態が起こるのでは
ないかというようなことを聞くが、そのよう
な事態が生ずることになるのであろうか。
- 現在物理の教官の年齢層をみると40歳頃の
後半に大きなピークがあって、これがそのまま
進んで、停年を過ぎる頃になると、物理教官
の欠乏が起きるのではないかということは
考えられる。
- 附属の各研究所には、専攻種目というよう
なものができているのか。
- 各研究所では、ゼミナールというかたちで
それぞれ専攻種目の名をつけて行っているよ
うである。
- 大阪大学では、例えば大阪近辺の新制大学
卒業者が大学院にどのくらい入学しているの
であろうか。
- 大阪大学では、大学院入学者の3分の1は
他大学卒業者である。
- 既設大学院大学の博士課程への入学者の状
況はどの大学でもそれほど変ってはいないと思
うが、九州大学の農学関係では最近留学生
の大学院生が増えてきている。これは留学生
が修士までは新制大学でやるが、その先の博
士課程を九州大学でやりたいというのが増え

てきているためであろうと思う。

- ある大学の工学部の機械学科では、博士課
程へ進学した9名のうち日本人はたったの1
名であったということを知ることが、機械とい
う学問の分野は現在そのような状況にあるの
か。
- 現在、そのような状況にあるのは機械学と
いう分野だけに限らず、エンジニアリング全
般にそのような傾向が現われているようで
ある。これは、企業からの人材の要求が非常に
強くて、修士卒で殆ど就職が決ってしまうと
いうことによるもののようなものである。企業側
からすれば、大学工学部の博士課程というも
のにそれほど魅力があるというわけではなく、
むしろ研究条件の整った企業側の研究機関で
研究をさせる方が効果的であると考えている
からである。その結果として、大学の博士課
程にはあまり質の良い人材は残らないという
傾向にあるのではないか。ところが外国人の
留学生は、それとは異なりタイトルを取るの
が目的であるので、博士課程への進学者は増
す一方である。従って、このような傾向は工
学部全体にあるということが言える。
- ポスト・ドクトラル・フェローシップ（P
DF）については、理学部長会議などでは、
どのような意見であろうか。
- 理学部長会議での具体的な意見としては、
1講座について1名くらいのPDFをおいて
もよいのではないかということである。PD
Fについては、大学の中には自分の大学から
採用しないで他大学から求めようという大学
もある。現在国立大学の講座数は480くらい
であるから、PDFとして採用するとしても
480人程度で済むことである。
- PDFとして採用しても、それらについて

は身分的に不安定なものがあるように思うが、その辺の点についてはどのように考えられるのか。

- PDFについては、なるべく政府の職員として雇用できるように希望している。
- PDFを政府の職員とした場合、助手の定員との関係はどのように考えればよいのか。
- 助手の定員との関係については、もう少しPDFの性格というものについて検討し、はっきりとさせなければ考えられないのではなからうか。
- 現在理学系では、独立大学院設置の志向は強いのであろうか。
- 旧設の大学院大学では、大学院は学部と切り離さないという考え方の方が強いように思う。それから、新制大学の方では、連合大学院という構想もあるようであるが、旧設大学の理学系の方では連合学院の議論はあまりされていない。
- 現在理工系の方では、大学の中にある附置研究所のあり方について、これをどうすべきかということが一つの問題として考えられているのではなからうか。
- 研究所の中には、研究所独自で大学院を設けたいというような考えがあるようである。しかし、これは下に学部を持たない大学院であるから、その辺の問題についてどう対処するかということが問題である。

以上のほか就職志向と研究者養成、オーバードクターの問題等について若干論議が交され、理学関係の問題についての協議を終わった。

3. 経済学関係の大学院問題について

これについて種瀬委員より、配付資料「本学におけるODの実態に関する調査報告書」に基

づき、OD問題を中心に次の事項について詳細な説明があり、社会科学系のODは自然科学系のそれと大分事情が違うこと、ODの数は55年度をピークに減少しつつあること、これは就職率がよくなる半面で入学者が減ってきたことに由るものである、と結ばれた。

- ①ODの推移について
- ②研究・教育職への就職状況について
- ③生活実態について
- ④研究教育実態について
- ⑤進路について
- ⑥OD問題に関する大学への要望事項について

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

- ⑥の「OD問題に関する大学への要望事項」の(8)に「研究成果発表機会の創出」ということがあるが、この大学の機関誌への投稿は院生の資格で提出できるのであろうか。
- 院生個人の名前で掲載される。ただし選考はある。なお、院生のための研究誌はこれとは別にある。
- 経済学の方では、修士課程における論文と、博士課程における論文と、ODになってからの論文とでは、その質においてかなり程度の違いが認められるか。
- それぞれの段階で出される論文では、その内容において格段の違いが認められる。経済学の方ではやはり年数を掛けなければ優秀な論文は書けないように思う。
- 論文と就職ということの間には、どのような相関があるのか。
- 就職するには、良い論文を少なくとも2～3は書いていないと採用されない。就職の場

合殆ど論文審査で決まるといってよい。学内採用の場合も同様である。特別研究員として残って、あと1年研究を続けると非常に良い論文が書けるようになる。従って、特別研究員4名のうち、必ず翌年には2~3名のものが就職するといった状況にある。このようなことを見ると、この特別研究員の枠をもっと拡大したいのであるが、実際の枠は現在4名である。

次に院生の生活の実態であるが、調査結果によると、ドクターコースで結婚する学生が多い。そうして自分でもアルバイトをやり、奥さんもアルバイトをやって、就職まで頑張っているといった状態がみられる。

それから就職の場合、私の大学ではドクターコースの単位を全部修得したうえで、更にドクター修得論文を出すということになっている。

- その修得論文に対して学位を出しているのか。
- 経済学の方では、学位という観念が違って、昔からの伝統の学位の観念があり、博士課程修了程度の論文では学位の対象とはなり得ない。
- 先程説明があった特別研究員のことであるが、これは助手の定員の問題とも絡むように思われるが、その辺はどのようなことになるのであろうか。
- 私の大学の経済学の方では、助手のポストが20名であるが、そのうち4名を特別研究員として扱っている。
- 特別研究員になるには、何か制約でもあるのか。
- 特別研究員にアプライする場合、ドクターコース3年終了者または前年度修了者という

ことになっていて、ドクターコース終了後2年間の者という規約が設けられている。なお特別研究員になるためには論文審査を受けなければならない。

- 大学院へ他大学から入学するものの割合はどれくらいであろうか。
- 修士課程では、入学者の半数くらいは他大学からの入学者であるが、博士課程では他大学からの入学者は殆どいないといっている。しかし、外国人留学生は相当数いる。

おおむね以上のような意見の交換があって経済学関係の問題についての協議を終わった。

4. 法学関係の大学院問題について

これについて平野会長より配付資料を基に概ね次のように説明があった。

法学関係の大学院の状況についてご説明する。

配付の資料は、修士課程については48年度~50年度入学者、博士課程については50年度~52年度入・進学者について、その入学、修了(退学)、就職等の状況を示したものである。

東大の法学政治学研究科の修士課程の定員は110人であるが、入学者は各年6~12人程度で極めて少数である。そして、この修士課程入学者は博士課程に進学する者が大部分であり、修士課程修了で就職する者は少ない。この就職者の就職先は主として司法研修所である。

博士課程については修了者と退学者とがあり、修了者とは在学年限内に論文を提出して博士号を取得した者であるが、これは非常に少数である。これらの修了者・退学者の就職先をみると、その大部分は教職関係であり、就職後さらに研究を続け、課程外の論文博士を取るケー

スが多い。

ところが最近、その就職が難しくなり、そのため、いわゆるOD（課程を終えて、学位もなく、就職もしていない者）が増加する傾向にある。

なお、助手に採用された場合の任期は3年で、任期満了後は殆ど教職についている。

以上は東大の場合の例であるが、九州大学にお願いして出していた資料によるとこの場合も大体似た傾向がみられる。ただ九州大学の場合には、博士課程退学者の就職先は、教職関係以外の「その他」の職種の方が多くなっている点が異なっている。

以上は法学関係の状況であるが、東大全体についてみると、ODは理学系に多く、工学系、薬学系は少数である。法学政治学以外の他の文科系では在学年限内に学位を取る者は殆どないが、就職してから年季を入れて論文博士を取るといったケースが多い。

なお、特に理学系では大学院の優秀な者は会社等に就職するので、大学の研究後継者の養成、確保のため、大学院に研究生を置くようにすることも考慮すべきであろう。

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

- 東京大学の法学部の場合、助手の採用については学生の中から優秀なものを選んで助手にするのか。
- そのとおりで、現在の助教授は殆ど全部といってよいほど助手から昇進したものである。

経済学部の方は少し事情が違い、大学紛争以降助手と大学院生の格差問題が起こって学部卒からは助手は採用しないということにな

り、大学院を修了したのから助手を採用することになった。助手に採用されるものは殆ど将来同学部の助教授にするという見込みのものである。

- 法学部の助手の任期は大体3年間ということのようであるが、この年限は厳格に守られるのか。
- この3年間という年限については厳格に守られている。
- 3年という任期を固定するのは違法なのではないか。
- これは昔からの伝統で問題が生じたことはない。東京大学では他の学部でも任期のある助手と任期なしの助手という二種類の助手を採用している学部もある。
- 大学院の整備拡充ということが言われており、それがいろいろなかたちで進められているが、法学部は固有の事情で学部教育を重点にしているようだが、法学部の教官としては、その点についてどのように考えられるのか。
- 法学部の優秀な学生は学部卒業後直ぐに有利なポストに就職できるので、大学院5年間不安定な状態におくのは長すぎると思う。
- 大学院の年限は学問分野によって非常に違うということは誰しも感ずるところであり、大学院の年限を5年と固定せず、学問の分野によってある程度の弾力性をもたせてもよいのではないかと思う。
- 工科系では修士課程で殆ど就職してしまうという状況であるから、大学院は2年間でもいいのではないかという気もする。ところが文科系の方では、今の年限でもまだ短いとする考えがあるようである。このように大学院の年限については一律にはいかないようであ

る。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次回の議事の進め方について次のように述べられた。

次回は藤沢委員に文学系の問題について、布施委員には教育学系の問題について、また金子委員長には新制度の総合大学院、連合大学院の

問題についてそれぞれ説明をしていただき意見を交わしたいと思う。

このように各論についての検討が終わったところで、これをどのようにまとめるかについてご相談したいと思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 4月27日(金) 13:00~16:00

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和59年4月27日(金) 13:00~16:30

場所 学士会分館3号室

出席者 金子大学院問題特別委員会委員長

田中小委員長

石田、種瀬、下沢、森、金森、宮島各委員

(説明者) 布施鉄治北海道大学教育学部教授

藤沢令夫京都大学文学部教授

田中小委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに田中小委員長より次のように報告があった。

昨日親委員会が開催され、金子委員長より小委員会の今までの審議内容について報告を求められたので、私から報告を行った。また、先般開催の小委員会で提案のあった大学院予算のあり方の問題は、第6常置委員会に検討を依頼した結果、第6常置の大学財政小委員会で審議されることとなった。

〔議事〕

◎ 「旧設大学院」の改善について

初めに田中小委員長より次のように述べられた。

本日は、藤沢教授と布施教授から、それぞれ文学研究科と教育学研究科の問題を、また金子委員長より新制大学院の問題を説明ねがい、それに関して意見交換を行いたい。また、前回提

案のあった研究生・専修生の実態調査については、他の項目も併せて調査したと考え、その素案を用意したので、後刻、ご意見を伺いたい。そして、最後に、本日までの検討結果を踏まえ、今後、これをどう取りまとめるかについてご協議ねがいたい。

ついで、藤沢教授より、配付資料「文学研究科の現状と問題点」に基づき、おおむね次のような説明があった。

① 文学研究科の一般的状況

一般に、大学院問題を検討する際、理工系大学院が話題の中心となり、文学研究科は忘れられた存在になっているように感じられる。文学研究科の学問は、いわゆる虚学的性格を有し、直接社会に貢献するという形にはなりにくい。このことに関して私は、前回(3.2)の配付資料「大学院問題所感」の中で次のように述べた。

「科学技術の先端的な開発が産業社会の機構

の中に組み込まれ、それが経済成長という至上命令の政策により、益々進行して、これがひとつの深い轍のように、時代と社会の中に取り込まれ、大学院もそれに適合する部分だけが研究の存続とそのため有利な条件が保証されるといことが起こりがちであるが、文科系学問と理科系学問の調和のとれた発展の必要性ということから考えて、そういう方向に事態が進行するのは必ずしも望ましい状況ではない」と。

そういった意味では、文学研究科は実際の子算・定員等の措置において日の当たらない場所である。その参考として、新制度の発足以来、文学研究科の専攻・講座増がどれくらいあったかを、2研究科を例にしてみた。1つは、3専攻・19講座増となっているが、これは7大学のうち例外的に多いもので、他の1つは、1専攻・4講座増で、これが平均的数値である。この数値は理工系の場合と比較して極めて低い。

② カリキュラムについて

文学研究科は、その特色として、授業科目の多くを学部と共通のものとせざるを得ず、研究科独自のカリキュラムを組むことが困難な状況にある。ある研究科を例にとると、授業の総数250ある中で、講義については学部と共通のものが125あるのに対し、大学院のみを対象としたものは8講義だけであるし、また、演習はそれより比率は高くなっているが、それでも学部の半分強という状況である。結局、250の授業のうち、大学院プロパーのものは46しかなく、学部と大学院の学生が共通にきく授業が204という数である。

この原因は、専攻の数が多く、専攻を構成する講座の数が少ないこと、また教官数が少ないこと、それと、他の研究科にもいえるが、大学院設置基準では大学院独自の教官組織・事務組

織を持つことを明記しているが、実際には完全に学部依存している形になっている、等の諸要因が働いて、先に述べたような状況になる。これは、望ましい状態でないし、また、大学院教育、特に博士課程の教育を考えた場合、本質的な問題を内包しているといえる。

③ 教官の負担過重について

上記のこととも関連して、学部の専門課程から大学院博士課程に至る7年間に1人の教官が多数の学生を指導することになり、負担過重を強いられる。これは、ひとつには、先程も説明した「専攻数が多く、専攻を構成する講座の数が少ない」ことが影響している。例えば、専攻を構成する講座の数が多い場合、学部教育の講義を統合し持ち回りで担当する等の対策も講じられるが、講座数が少ないとそれが不可能である。また、前項のカリキュラムの場合と同様に、大学院が教員組織等学部依存しているため、従って当然教官数も少なくなるということも、要因のひとつであろう。

このような状況は、教官の実感として、授業に追われて自分の研究の充電の時間とエネルギーが失われる等一種の危機感をもって受け止められている。これも、最初に説明した一般的状況の波及効果のひとつでもある。

④ 専攻の数が多く、専攻を構成する講座の数が少ないこと

1専攻当りの平均講座数を見ると、文学研究科は2.4で、他が全て5.5以上あるのに対し、際立って低い。これはある大学の例だが、他大学の場合も同様である。これは、文学研究科の学問の性格ということと関連して、その専攻分野が、伝統的に非常に細分化された形で確立されていて、それぞれ独立した専攻になっていることによるものである。

⑥ 非常勤講師の数が非常に多いこと

他大学も同様の傾向であるが、ある文学研究科の今年度の授業及び研究指導担当教官を見ると、所属学部の教官63名に対し、学内の他部局教官99名、学外非常勤114名等となっている。文学研究科が他の研究科と比べ非常勤講師の数が非常に多いのは、学生の研究テーマの非常に多様性に応じなければならないという必要に由来することではあるが、直接責任を負うことのない非常勤講師に学生の研究指導の多くを委ねることには、大きな問題と不便とがある。多数の学生を擁する専攻には、少なくとも2、3名の専任助教授もしくは専任講師が配置されるべきという強い要望がある。

⑥ 進学状況について

ある文学研究科を例にとると、修士課程の定員充足率は、ほぼ定員に近い学生が入学しており、博士課程も同じ傾向である。この研究科の場合、他大学の卒業生に対し修士課程入学の門戸を開いており（入学試験を課す）、そのため志願者が多くなって狭き門となっているが、毎年当該学部の卒業生の入学者が大半を占めている。これは、当該学部学生が入学当時より大学院に進むことを希望していることにもよると思う。また、修士課程修了者73名中、博士課程への進学者は50名で、例えば工学研究科の12%等と比較すると、かなり高くなっている。この博士課程進学者のうちの内部進学者は、55名中50名であり、これは大学院5年一貫の教育を重点にしていることとも関連するし、また先程も説明したように、大学入学当初よりほぼ全員が大学院への進学を志向している等によるものと思う。

⑦ 就職状況について

修士修了をもって就職する者は少数である。

昭和50年度入学者のうち、文学研究科（哲学系・史学系・文学系に分かれる）の哲学系専攻の学生について見ると、大半の79%は博士課程に進学しており、官庁、大学（4年制）に就職した者は各5%である。また、同様な方法で博士課程を見ると、大学にポストを得ている者35%、短大・高等学校10%等となっている。なお、この大学の場合、研修員制度があり、「その他」の者の大半は、この制度の適用をうけている。

⑧ 課程博士の学位授与状況について

文学研究科の学位授与についていろいろ批判をうけているが、仲々教官の意識をかえることは困難であるとともに、学問の性格上歴史的な研究の積み重ねが要求され、論文も大部のものにならざるを得ない等の諸要因により、規定の年限の課程修了で学位取得が困難で、その授与数も少なくなっている。

7大学の大学別・研究科別博士学位授与数（昭和50～52年度の年当たり平均）を見ると、7大学を平均すると、課程博士2%で、理工系と比較すると著しく低い。参考までに述べると、私のところの現在までの授与数は18である。その内訳は心理学8名、社会学4名、国史5名で、それ以外は調査・実験等がウェートを占める学問分野である。また、年代的に見ると、昭和37～40年までに12名出しているが、その後、昭和41～50年までに4名、あと今日まで2名と、段々少なくなっている。

以上の諸項目のほか「大学院講座」について説明があり、文学研究科の況状報告を終わった。

以上の説明に関し次のような意見の交換が行われた。

- 文学研究科でも、修士課程の間に単位取得を終了し、後期課程は研究が主体となるのであろうか。
- 単位は修士課程で取得させ、後期は研究指導ということになっている。
- 文学研究科の専攻数が多いというのは、仕方ないのであろうか。
- 仕方ない。また、括って少なくしろといわれても、実際に不可能である。
- 博士課程を修了して博士号を取得しない者は大学に残ることになるのであろうか。そのような状態で自分の専攻の研究を進めてゆけるのであろうか。
- 多くの場合、いわゆる「中退」と称しているが、実際には修了でないわけで、その形のまま就職の決まった者は就職するし、決まらない者は浪人する。
- その場合の就職は、自分の学んだ学問と結びついたところに就職するのか。
- それは専攻によって異なる。例えば、ギリシャ哲学専攻の場合、その講座を置く大学が少ないため、哲学・倫理一般を教えるところに就職するケースが多い。しかし、英文学・社会学などは自分の学問を続けられるところに就職するケースが多い。
- 仮に不本意なところに就職しても、長い年月をかけ研究を継続し優れた論文を作成し学位を取得する人もいる。
- 私どもも、そういうふうに学生を指導している。なお、先程説明した私の大学の文学研究科の学位授与数は課程博士の方であって、論文博士は相当数出している。
- 文学研究科は専攻数が多く講座数が少ないとのことだが、例えば、英文学と独文学専攻の教官が、ひとつの研究グループを設け共同

研究を行うことはできないのであろうか。自然科学の場合は分野が異なっても共同研究する場合があるが、文学の場合は一国一城ということになるのか。

- 一国一城の意識が強いのは否定出来ない。広い意味での共通の問題意識はあるが、英文学と独文学では、ゲーテとかシェークスピア等、研究対象が個別的になってしまい、直接、共同研究を行うことは困難である。
- 若手研究者の確保のため、特に方法を講じられているか。
- 特にない。
- 助手の任期制を導入しているか。
- 私のところは、申し合せて任期2年となっているが、教授会の決定により、半年単位で延長を認めており、通常3年までいる。なお、大体5年もいると、どこかに就職が決定する。ただ、ポスト・ドクトラルの保証の制度がないため、研究意欲を失わせている面もあり、ひとつの問題であると考えている。
- 当小委員会の初回の会議で、①文学・芸術・社会科学系の大学院のキャパシティが日本では少なすぎる、②日本の学位の基準を国際的観点から見直す必要がある、③日本は欧米に比べ、年限を終了してもパートタイムで大学に残り研究をまとめるという傾向があるので、日本の学位制度はもう少し弾力化すべきであるという指摘があったが、これらの点は文学研究科にあっても検討すべき課題であらう。

以上をもって文学研究科の問題についての討議を終わり、続いて布施教授より、教育学研究科の問題に関して、「旧設大学院・教育学部の現状と改革の志向性」等の配付資料に基づき、おおむね次のような説明があった。

① 旧設大学院教育学研究科の諸特質

旧設大学院の教育学研究科は、戦後創設された少数講座に基礎をおく研究科で、教員養成を目的としていない。

まず、実験講座・非実験講座の割合（昭和59年3月現在）は、実験73.5%、非実験26.5%（8大学の平均）で、文科系の中で実験講座の多いのは教育学部だけである。しかし、本日配付の8大学教育学部長会議の「要望書」の中にもあるように、理工系と同じ内容の研究を行っているにもかかわらず、その実験講座は低い基準で積算されているので、理工系と同一基準の適用を要望している。また、同じ実験講座でも、文科系と理科系では建物基準面積も異なり、文科系は低く抑えられているので、その点の改善も要望している。

② 教育学研究科の教育と開放性

修士・博士在学学生と留年・研究生の割合をみると（この数値は、今回の報告に際し、8大学に調査を依頼して取りまとめた。以下同様）、修士課程では在籍者304名に対し、留年・研究生56名で2割弱おり、博士課程では290名に対し92名で3割強いる。これを見ても、多くの者が大学院に残っていることがわかり、ODと留年は大きな問題となっている。

次に、修士・博士課程における定員充足率・合格率・開放性（昭和50～59年の累計）についてみると、定員充足率の平均は、修士約7割（各研究科により相当バラツキがある）で、博士はそれより高く9割を越えている。また応募者に対する合格率は、修士35.4%であるのに対し、博士はその2倍以上の合格率（77.4%）となっている。また、博士課程への入学者は、当該大学の修士修了者の進学率が高く、他大学のそれは低くなっており、修士と博士は連続して

いるという実状が窺われる。

③ 過去5年間の大学院卒業者の動向

修士修了者の多くは博士課程へ進学し、就職者は少数である（昭和53～57年度入学者のうち、約63%が博士に進学、就職は約13%）。なお、その就職先も、研究・教育職が多い。また博士修了者（昭和55年3月～59年3月）の就職先は、大学67%、研究所9%、教育職（高等学校等）15%で、あとは非研究・教育職である（留年・研究生、その他不明の者は除く）。

④ これまでの課程博士の学位認定と今後の志向性

学位（博士）認定の昭和54年までの実績は、合計108（2研究科における論文博士31名を含む）で、これは各研究科によりバラツキが激しい。これを、専攻分野別に見ると、心理と教育がほぼ同数で多く、ついで社会、保健体育の順になっており、教育プロパーのものは全体の3分の1強である。また、昭和55年以降の認定は28である。なお、今後の方向として、学位取得者の増加を図りたいとするもの6研究科、現状でよいというもの2研究科である。

その他、大学院定員、博士号取得までの年限について意見を伺ったところ、前者については8大学のうち5大学は現状でよいという回答であり、また後者については5大学は短縮してもよい、3大学は現状どおり、という意向であった。

⑤ 大学院の改善・充実の方向

大学院担当教官の年齢構成は、全体的に見ると50歳以上が50%強を占めており、各研究科によりバラツキはあるものの、若年層の少ないことを問題点として指摘できる。

次に、大学院の改善・充実の方向だが、各研究科の回答（5つ選択）では、大学院研究費の

増、教官組織の拡充、実験・調査室など研究空間の増、校費の流動的運用、の順に希望が多かった。

また、大学院の改善・充実の方向として、学部教育との一貫性、研究面で学部（講座）に基礎を置くあり方、の2つについて意見を伺った。これについては両者とも、「現状のままでもよい」とする意見と、「別組織を考える」とする意見に分かれた。しかし、「どちらともいえない」と回答した研究科の意見として、後の設問に関して、講座と附置研究施設とあいまって研究をすすめることが望ましい、という見解が示されており、これは尊重すべき意見である。また、修士課程と博士課程の一貫性については、8研究科中6研究科が一貫性が望ましい、2研究科が修士がふえてもよいという回答であった。しかし、両者の意見の内容をみると、修士と博士の一貫教育が望ましいというのが基本であるが、具体的な意見の中には、修士課程は教員養成研修を中心とすべきである、あるいは修士卒で専門的スキルをいかす途も考えられてよい、とする指摘があった。

以上の諸項目のほか「院生の経済生活」「院生1名当りの研究室空間」「ODに伴う問題点及びその打開策」「既設大学院制度改革に必要なこと」等に関して、アンケート回答に基づき説明があり、教育学研究科の状況報告を終わった。

以上の説明に関して、概ね次のような意見の交換があった。

- 修士修了者のうち、博士課程進学者及び就職者の割合は、それぞれ63%、13%となっているが、あとの残りは留年か。
- 外国人で帰国した者等もいるが、大部分は留年であろう。

- 博士課程進学者中に占める学位取得者の割合はどのくらいか。
- 昭和52～56年の間の入学者545名中、28名であるので、約5%である。
- そうすると、将来博士号取得の年限を短縮してもよい、という回答結果と矛盾しているように思うがどうであろうか。
- おそらく、今までの博士号のあり方を変える、ということ念頭においてのことと思う。
- 大学院修了者が大学に就職するという場合、教育学部の教官になるのか。
- 教育学研究科は、先程も説明したように、教育学、心理学、歴史等に専攻が分れているので、教育学部に就職する者のほか、文学部等教育学部以外に就職する者もいる。教育学部は教育学者だけの集まりでなく、医者等も含め種々の専門の人により構成されている。
- 教育学研究科も、他の研究科と同様、修士課程2年を修了すると、修士の学位を出しているのか。
- そうである。ただし、修士論文を作成しなかった者は留年である。
- ほとんどの者は、2年修了で論文を書くのであろうか。
- 教育学研究科は大体そうである。しかし、文学研究科の場合、修士修了の段階では論文を書かず、3～4年で書くというのが普通のようなのである。
- 文学部等の場合、生涯教育というか、学部を卒業後社会に出た者が、あらためて大学院に入学するケースも生まれている。その場合、既存の5年間の大学院コースに入れるのではなく、別に2年間で終る修士課程を設置したらどうか、という考え方も生まれつつあ

る。ところで教育学部では、より資質能力の高い教育を養成することについて、どのように考えているか。

- 私の大学でも、中等学校教員になる者は文学部と理学部の学生が多いわけだが、仮に免許法が改定されると、教職科目の大幅な単位増がなされることになり、学部での専門科目の単位取得との関連で、一層免許状取得が困難になることが予測され、大きな問題となっている。

なお、現在、兵庫教育大学等で、その資質能力向上を図るため現職者の大学院受入れについて措置がなされている。

以上のような意見交換ののち金子委員長より、新制大学院の問題に関して、おおむね次のように述べられた。

本日は、連合大学院と総合大学院について、その進展状況等の概要を説明したい。まず、農水産系連合大学院は、昭和50年に調査費がつき、昭和53年に創設準備室が開設されて以来、その組織・内容や運営方法等について構想を練ってきたが、文部省との間で具体的に詰めていく過程で種々問題が生じてきた。しかし、その後さらに検討が加えられ、問題点も関係者の努力で解決され、現在は全国を5ブロックに分け、それぞれ基幹大学を決め（サテライト方式）、そこが中心となって準備を進めていると聞いている。

いま一つの総合大学院については、現在いくつかの大学で、既設の学部組織とは独立した総合性・学際性・地域性等を柱とし、各大学の特性・環境等に即した総合大学院の設置計画が進められており、これによって、社会の需要に応える多様な人材の養成を図ろうとしている。

この総合大学院設置については、厳しい行財政事情の下で、定員増等の予算措置が困難なことは承知しているが、これらの実現に向けて大学側が種々の面から自己努力を行うとともに、行政側も、後継者養成とか社会的・国際的需要等の観点から、必要な分野は拡充すべきであると思う。また、日本の大学では、講座増と入学定員増が結びついているが、社会の需要の変動、学問の進歩に対処するために、定員の変更、講座増設等弾力的に対処できるように措置されることが望ましいと考える。

新制大学院の拡充と旧設大学院の改善充実の両方を進展させないと、日本の学術、文化の進歩もないし、その責務を果せないと考える。

以上の説明に関して若干意見交換があったのち、小委員長より今後の進め方について次のような提言があった。

本日まで5回にわたって小委員会を開催し、総論的・各論的に旧設大学院の問題を検討してきた。そこで、今後、これらの検討を踏まえて報告書の取りまとめ作業に入るわけだが、その前提として旧設大学院の現状把握のための最小限のアンケートが必要ではないかと考え、素案を用意してきた。また、報告書の取りまとめに際しては、その項目の柱の立て方や各項目の執筆分担等を取り決める必要があるので、一応その叩き台となるものを作ってみたので、これらについてご協議をお願いしたい。

これについて協議の結果、次回までに、小委員長の素案をそれぞれ検討のうえ、その意見を持ち寄って次回の委員会でこれを取りまとめることになった。

次回 6月15日(金) 10:10~13:00

諸 会 合

昭和59年1月～4月

- 1月10日(火) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
1月13日(金) 10:00 大学のあり方の検討小委員会
1月17日(火) 12:00 文部省との懇談会
13:30 第3常置委員会
1月18日(水) 11:30 入試問題についての文部大臣との懇談会
1月19日(木) 10:00 大学院問題特別委員会小委員会
1月20日(金) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
14:00 教員養成制度特別委員会
1月26日(木) 14:00 入試改善特別委員会
1月27日(金) 10:30 入試問題についての総理との懇談会
1月30日(月) 11:00 就職問題懇談会
- 2月7日(火) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
13:00 教養課程に関する特別委員会打合せ会
14:00 第2常置委員会打合せ会
2月10日(金) 13:30 大学のあり方の検討小委員会
2月13日(月) 13:00 大学院問題特別委員会小委員会
2月20日(月) 13:30 第5常置委員会
14:00 第1常置委員会
2月22日(水) 11:00 文部省との懇談会
13:30 理事会
2月23日(木) 13:30 第6常置委員会
2月25日(土) 10:00 第2常置委員会
- 3月1日(木) 14:00 入試改善特別委員会

- 3月2日(金) 10:30 医学部定員問題についての懇談
- 3月7日(水) 13:00 日教組大学部との会見
- 3月8日(木) 10:30 給与問題小委員会
13:30 大学のあり方の検討小委員会
- 3月12日(月) 13:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 3月13日(火) 14:00 第2常置委員会打合せ会
14:00 大学財政小委員会
- 3月21日(水) 13:00 教養課程に関する特別委員会打合せ
13:30 入試改善特別委員会小委員会
- 3月28日(水) 13:00 就職協定遵守委員会
14:00 医学教育に関する特別委員会
- 3月29日(木) 13:30 日教組大学部との会見
- 4月5日(木) 10:30 入試改善特別委員会小委員会
14:00 入試改善特別委員会
- 4月11日(水) 13:30 教養課程に関する特別委員会小委員会
- 4月12日(木) 13:30 大学のあり方の検討小委員会
- 4月20日(金) 14:00 第1常置委員会
- 4月26日(木) 10:30 大学院問題特別委員会
15:00 日教組大学部との会見
- 4月27日(金) 10:30 給与問題小委員会
13:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 4月28日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
- 4月29日(日) 19:00 } 医学教育に関する特別委員会小委員会
4月30日(月) 9:00 }

予 算 ・ 決 算

昭和58年度国立大学協会歳入・歳出決算

昭和59年5月16日理事会

昭和59年6月第74回総会

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	予 算 流 用 額	再 差 引 額	摘 要
	円	円	円	円	円	
歳 入 の 部	131,170,000	131,621,829	451,829	0	451,829	
会 費	127,576,000	127,576,000	0		0	95大学会費
預 金 利 子	1,100,000	1,556,269	456,269		456,269	銀行預金(普通・定期)利子
雑 収 入	14,000	9,560	△ 4,440		△ 4,440	
前年度繰越金	2,480,000	2,480,000	0		0	
歳 出 の 部	131,171,000	117,536,829	13,633,171	0	13,633,171	
事 業 費	69,100,000	56,587,930	12,512,070	△ 3,650,000	8,862,070	
総 会 費	3,500,000	3,398,280	101,720		101,720	総会および事務連絡会議(各2回)の会場費等
役 員 会 費	500,000	407,282	92,718		92,718	
委 員 会 費	3,000,000	2,906,547	93,453		93,453	
会 報 発 行 費	3,550,000	3,543,536	6,464		6,464	国大協会報(100~103号)印刷費等
調 査 研 究 費	4,000,000	3,253,429	746,571		746,571	会議資料印刷費その他
会 議 旅 費	53,000,000	41,945,196	11,054,804	△ 3,650,000	7,404,804	
図 書 ・ 資 料 頒 布 費	50,000	0	50,000		50,000	
通 信 費	1,500,000	1,133,660	366,340		366,340	
事 務 費	58,150,000	60,948,899	△ 2,798,899	3,650,000	851,101	
諸 給 与	47,000,000	46,053,802	946,198	△ 271,000	675,198	事務局職員の俸給, 諸手当
備 品 費	100,000	2,115,800	△ 2,015,800	2,030,000	14,200	電子リコピーその他
借 用 料	1,000,000	1,119,372	△ 119,372	120,000	628	事務局建物の借料
消 耗 品 費	350,000	350,349	△ 349	1,000	651	
旅 費 ・ 交 通 費	2,200,000	2,469,230	△ 269,230	270,000	770	事務局職員の通勤費その他
庁 用 諸 費	2,200,000	3,693,403	△ 1,493,403	1,500,000	6,597	光熱水料その他
被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,300,000	3,146,943	153,057		153,057	事務局職員の社会保険(健康, 厚生年金)の事業主負担金
退 職 給 与 引 当 金	2,000,000	2,000,000	0		0	
予 備 費	3,920,000	0	3,920,000	0	3,920,000	
翌 年 度 繰 越 額		14,085,000				

監 査 結 果

昭和58年度国立大学協会歳入・歳出決算およびこれに関連する諸帳簿, 証憑書ならびに銀行預金について監査しましたところ, 適正でありましたのでご報告いたします。

昭和59年5月11日

監 事 筑波大学学長 福 田 信 之

監 事 東京水産大学学長 天 野 慶 之

財 産 目 録

		昭和59年3月31日現在 国立大学協会
資 産 総 額		29,279,163円
1. 運 用 財 産		14,085,000円
(1) 普 通 預 金		14,085,000円
(第一勸業銀行本郷支店		3,638,569円
富士銀行 "		8,773,024円
三和銀行 "		1,673,407円
(2) 定 期 預 金		0
2. 退 職 給 与 積 立 金		8,390,048円
(1) 普通預金 (第一勸業銀行本郷支店)		890,048円
(2) 定期預金 (" ")		7,500,000円
3. 図 書		101,540円
現行日本法規一式		50,000円
文部法令総覧一式		40,500円
文部省会計令規一式		11,040円
4. 備 品		6,702,575円
机, 椅子, 書庫, 電子リコピー, ワークプロ等223点		6,702,575円

昭和59年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

昭和59年5月16日理事会

昭和59年6月第74回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	千円 142,250	千円 131,170	千円 11,080	
会 費	127,056	127,576	△ 520	95大学会費
預 金 利 子	1,100	1,100	0	定期・普通預金利子
雑 収 入	9	14	△ 5	
前 年 度 繰 越 金	14,085	2,480	11,605	
歳 出 の 部	142,250	131,170	11,080	
1. 事 業 費	73,150	69,100	4,050	
(1) 総 会 費	3,500	3,500	0	総会、事務連絡会議各2回の会場費その他諸経費
(2) 役 員 会 費	500	500	0	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	3,000	3,000	0	常置委員会・特別委員会等会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,600	3,550	50	会報年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,000	4,000	0	
(6) 会 議 旅 費	47,000	53,000	△ 6,000	総会・理事会・常置委員会・特別委員会 等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	50	50	0	
(8) 通 信 費	1,500	1,500	0	
(9) 特 別 事 業 積 立 金	10,000	0	10,000	
2. 事 務 費	64,200	58,150	6,050	
(1) 諸 給 与	49,200	47,000	2,200	職員11人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	1,000	100	900	
(3) 借 用 料	1,300	1,000	300	
(4) 消 耗 品 費	500	350	150	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,600	2,200	400	職員通勤費及び事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	4,200	2,200	2,000	会議室壁貼り替えその他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,400	3,300	100	
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000	2,000	0	
3. 子 備 費	4,900	3,920	980	

要望書及び資料

「国家公務員定員管理」についての要望書

昭和59年3月8日

文部大臣
森 喜 朗 殿

国立大学協会会長
平 野 龍 一

政府は臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策（昭和58年5月24日閣議決定）の中で「技能・労務職員等が携わっている事務・事業については、民間委託等の合理化措置を積極的に講ずることとし、これら職員の採用は公務遂行上真に必要な場合を除き、昭和59年度以降行わないものとする」ことを決定したが、国立大学においては、6次にわたる定員削減への対応等のため、既に可能な限りの民間委託等の合理化を進めているところであり、この決定がわが国の行政改革と財政再建のもとにおける止むを得ざる措置であるとは言え、これによって大学教官の教育・研究に過重な負担を与え、ひいては大学の使命である学術研究の発展と高等教育の充実に停滞を生ずる恐れがあることを懸念する。

そもそも、国立大学における技能・労務職員の多くは、大学の教育・研究を円滑に遂行するための職員であり、教育・研究に密接に関係した複雑かつ多様な業務に従事している。従って、他省庁と異なりこれらの職種には長期の訓練と経験を必要とし、民間委託にはなじまないものが多い。

このような理由から、国立大学における教育・研究業務の遂行と切り離すことのできない職務に携わる技能・労務職員に関しては、「公務遂行上真に必要な場合」として取扱われるよう強く要望する。

昭和59年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について（通知）

昭和59年3月19日

各国立大学長 殿

国立大学協会会長
平 野 龍 一

昭和59年度大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始時期等については、既に文部省大学局長からの通知（昭和59年3月1日付文大生第107号）によりご承知のように、本年1月30日開催の大学及び高等専門学校関係11団体による「就職問題懇談会」において協議の結果、昭和54年11月24日に行われた申合せ（別紙1）により就職事務を行うことが、また企業と大学・高等専

門学校の間の求人・求職事務については昨年同様「別紙2」により措置することが決定されました。それと共に今般新たに、〔10月1日以前の企業研究のための「OB訪問」等の取扱い〕についても、「別紙3」のとおり決定されました。

上記の決定にあたっては、各大学・高等専門学校団体間で、過去の経緯、現在の実情等について慎重な検討を行い、また本協会においてもその経過をふまえ、第3常置委員会ならびに理事会において審議のうえ取り決めた次第でありますので、ご了承の程お願いいたします。

一方、企業側においても、大学側との緊密な連携の下に、中央雇用対策協議会(労働省を除く)において、大学等卒業予定者の採用選考開始時期等について、大学等関係団体の申合せと同じ内容の申合せが行われております。(別紙4)

については、各大学におかれては以上の経緯に鑑み、別紙申合せに関し趣旨ご了承のうえ、大学教育の適正な実施のため、この申合せを順守され、早期の就職活動を行わないよう、学内教職員に対してはもちろん、学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかり下さるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、就職の機会均等の見地より、学生が就職にあたって、本人の資質・能力に関係のない理由により差別を受けることのないよう、企業への働きかけ等の措置を講ぜられるとともに、特に同和地区の卒業予定者の就職に関しては、文部省大学局長通知(55.10.7文大生第241号及び58.11.14文大生第236号)ならびに本協会会長通知(56.2.26国大協総第11号及び58.12.7国大協総第130号)の趣旨をふまえて、適切な就職指導及び就職事務が行われるよう、格別のご配慮をお願いいたします。

別紙 1

昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

大学及び高等専門学校の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであり、当分の間、昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者については、卒業前年の10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合わせる。

昭和54年1月24日

国立大学協会会長	向 坊 隆
公立大学協会会長	高 木 健太郎
日本私立大学連盟会長	村 井 資 長
日本私立大学協会会長	中 原 実
私立大学懇話会会長	桜 井 和 市
国立短期大学協会会長	畑 敏 雄

全国公立短期大学協会会長 林 秀
日本私立短期大学協会会長 公江 喜市郎
国立高等専門学校協会会長 岡野 澄
公立高等専門学校協会会長 高月 龍男
私立高等専門学校協会会長 竹村 重武

別紙 2

昭和60年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について

昭和59年1月30日

1. 求人票等の大学・高等専門学校への送付

企業は、求人票、求人要項、会社説明会開催通知文書（10月1日以降開催するものであること。）、次の事項を記載した印刷物を、卒業前年の8月1日（到着主義）以降大学・高等専門学校へ送付するものとする。

- ① 採用予定人員
- ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
- ③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法

2. 求人内容の提示

上記1の資料を学生に対して提示するのは、卒業前年の9月10日以降とする。

3. 大学・高等専門学校作成の就職応募書類の提出時期

成績証明書、卒業見込証明書、推薦書、健康診断書等の大学・高等専門学校の作成する就職応募書類の企業側への提出時期は、卒業前年の10月15日以降とする。

別紙 3

10月1日以前の企業研究のための「OB訪問」等の取扱いについて

1. 企業研究とは、学生が企業選択の参考にするために会社案内等の企業関係資料により企業に関する情報収集を行い、自己の能力・適性に適合する企業を研究することをいうが、特に昭和58年度においては、10月1日以前に企業研究という名の下に会社等に就職している大学のOB訪問等が一部の大学の指導の下に活発に行われ、それが就職協定の遵守を図っていくうえで問題となった。
2. 学生が、OB訪問等の名目の下に10月1日以前に直接企業を訪問することは、企業の人事担当者あるいはその意向を受けたOB等との接触により事実上の面接選考に結びつきやすい面があるため、これが行われることは就職秩序を混乱させるおそれがある。また、大学、企業の地域的な配置やOBをを持たない大学、企業もあることを考慮すると、就職の機会均等と公平性

が損なわれるという問題もある。さらに、企業側からも、10月1日以前のOB訪問等は10—11協定を事実上形骸化するものである、あるいは、OB訪問等に來た学生の対応で日常業務に支障を來す等の批判がある。

3. このような問題点があることを考慮すれば、今後とも就職協定を遵守することにより大学等卒業予定者の就職秩序を維持していくためには、10月1日以前の企業研究については大学等が収集した資料によって行うこととし、大学側としては、学生に対して、大学のOB等企業関係者の人媒体を通じた企業研究を奨励することは自粛することとする。また、企業側にも、このことの理解と協力を求めることとする。

別紙 4

昭和59年3月以降の大学等卒業予定者の採用選考開始期日等の申し合わせ

昭和57年12月15日

中央雇用対策協議会

昭和59年3月以降の大学卒業予定者の採用選考開始期日等については、次のとおりとする。

1. 会社訪問開始 卒業前年の10月1日
2. 採用選考開始 卒業前年の11月1日
3. 細則は設けない

以上のことを、中央雇用対策協議会で申し合わせるが、この申し合わせに労働省は加わらない。

以上

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(前任)	(新任)
小樽商科大学	長谷部亮一	藤井 栄一
帯広畜産大学	西川 義正	鈴木 省三
北見工業大学	小池東一郎	林 正道
宮城教育大学	大塚 徳郎	菅野 正
豊橋技術科学大学	榊 米一郎	本多 波雄
島根医科大学	深瀬 政市	檜 学
山口大学	小西 俊造	粟屋 和彦
福岡教育大学	澤田 龍吉	安永武一郎
琉球大学	宮城 健	東江 康治

○ 委員長の交代

(委員会)	(前任)	(新任)
第5常置委員会	西川 義正(帯広畜産大学長)	鈴木 幸寿(東京外国語大学長)

○ 委員の交代

(委員会)	(前任)	(新任)
第1常置委員会	長谷 章久(埼玉大教授)	小管 稔(埼玉大教授)
第3常置委員会	永松 政俊(佐賀大教授)	榎本 則行(佐賀大教授)
第5常置委員会	柿本 大巻(鹿児島大教授)	野沢 治治(鹿児島大教授)
教養課程に関する特別委員会	小西 俊造(山口大学長)	粟屋 和彦(山口大学長)
教員養成制度特別委員会	伊藤巳喜夫(福島大学長)	山田 舜(福島大学長)
大学院問題特別委員会	長谷部亮一(小樽商科大学長)	藤井 栄一(小樽商科大学長)
入試改善特別委員会	佐藤巳喜夫(福島大学長)	山田 舜(福島大学長)
//	長谷部亮一(小樽商科大学長)	藤井 栄一(小樽商科大学長)
図書館特別委員会	松田 智雄(図書館情報大学長)	町田 貞(図書館情報大学長)

○ 委員の委嘱

大学院問題特別委員会小委員会 布施 鉄治(北海道大学教授)

大学院問題特別委員会小委員会 藤沢 令夫 (京都大学教授)

○ 専門委員の委嘱

第6常置委員会 森嶋 和次 (東京大学庶務部長)
特別会計制度協議会 工藤 智親 (文部省会計課副長)
" 前畑 安宏 (文部省高等教育計画課長)
" 神山 正 (東京医科歯科大学事務局長)

○ 臨時専門委員の委嘱

大学のあり方の検討小委員会 長谷 章久 (放送大学教授)

○ 委員の解嘱

教員養成制度特別委員会 岩下新太郎 (東北大学教授)

○ 専門委員の解嘱

第2常置委員会 安倍 北夫 (東京外国語大学教授)
大学のあり方の検討小委員会 西野 文雄 (東京大学教授)

○ 幹事の交代

(前 任)	(新 任)
澤田 徹 (京都大学事務局長)	久保庭信一 (京都大学事務局長)
古市 正俊 (九州大学事務局長)	舟橋 昭夫 (九州大学事務局長)

寄贈図書

I D E (No.248) 大学と就職, (No.249) 高校・大学の接続,

(No.250) 高校と大学——海外編, (No.251) 各国にみる大学の変化 (民主教育協会)

大学と学生 214号, 215号, 216号, 217号 (文部省)

大学論集 第12集 (広島大学)

学術研究体制の改善のための基本的施策について (答申) 59年2月 (学術審議会)

公立大学実態調査表 (附属図書館編) 昭和58年度

研究報告 第5号 (長岡技術科学大学)

参議院文教委員会審議要録 (参議院文教委員会調査室)

大学時報 vol. 33, 34 (日本私立大学連盟)

全国大学入学試験のうち理科に関する問題の検討報告 第31号 (東京私立中学高等学校協会)

大学教育開放センター10周年記念論集（東北大学）

学生生活研究 1983年版（民主教育協会）

職業高校生についての大学入試の位置づけに関する調査研究報告書 その4（富山大学）

私立高校体育科教育の現状調査，教育制度等に関する資料，海外子女教育に関する資料，教育制度等の研究，理科教育の発展に関する資料（日本私学教育研究所）

大学図書館実態調査結果報告 昭和58年度（文部省）

会報 第51号（大学基準協会）

医学および歯学進学課程における生物学教育改革のための基礎的研究（大阪大学）

学校基本調査報告書 昭和58年度（文部省）

著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議報告書 -複写問題-（文化庁）

東京大学百年史 通史，資料

大学関係雑誌等記事文献目録（早稲田大学）

アメリカ高等教育の現状（早稲田大学）

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

- * この冬の異常な寒気の影響による低温続きの春も過ぎて、間もなく入梅を迎えようとしております。各大学におかれては概算要求の編成等何かとご多忙のことと存じます。
- * 教育改革問題の関心が高まりをみせている時勢を反映して当協会の諸会議も開催の度を増し、その対応に追われている中に春の総会も間近になり、何かとせわしい此頃です。
- * 本号の「巻頭言」には阿部東京学芸大学長の「言いたい放題——私の主張」を掲載することができました。公務ご多端のところご寄稿下さった先生のご厚意に深く感謝申し上げます。(R)

妹恋ふや山鳩ほろほろ走梅雨

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和59年6月15日 印刷
昭和59年6月18日 発行 (非売品)

会 報 第104号

(第34巻第2号 通巻第104号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 懶文唱堂